

第百六十五回 参議院教育基本法に関する特別委員会会議録第四号

平成十八年十一月二十八日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

十一月二十七日

辞任

福山 哲郎君
井上 哲士君

補欠選任

那谷屋正義君
仁比 聡平君

十一月二十八日

辞任

二之湯 智君
藤本 祐司君

補欠選任

坂本由紀子君
浅尾慶一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中曽根弘文君

委員

岸 信夫君
北岡 秀二君
保坂 三蔵君
佐藤 泰介君
櫻井 充君
蓮 舫君
風間 昶君
岩城 光英君
小野 清子君
岡田 直樹君
岡田 広君
小泉 昭男君
小泉 顕雄君
鴻池 祥肇君
坂本由紀子君
中島 啓雄君
南野知恵子君
舩添 要一君

国務大臣

総務大臣
文部科学大臣
国務大臣
(内閣官房長官)

大臣政務官

文部科学大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

山口 俊史君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

菅 義偉君
伊吹 文明君
塩崎 恭久君

な問題も抱えております。その一方で、高校、大学への進学率も高くなってきておりまして、また、政治や経済の面でも、あらゆる面で世界の中の日本、こういった視点も持つことが不可欠な時代になってきております。こういった大きな変化の中で、この教育基本法を含めまして、教育の改革が求められているかと思いますが、こういった大きな教育改革を進めていく上で、教育基本法、教育の理念でありますこの審議に当たりまして、私自身、何のための教育なのか、そういった根本目的に立ち返りまして審議を進めていくことが重要であると考えております。

私自身は、この教育の根本目的、何のための教育なのかという点にしましては、これは様々な様も表現、思い等も持ちかと思いますが、私自身は、やはり子供の幸福のため、また国民皆様の幸福のための教育であらねばならないと思っております。

また、教育、この言葉はラテン語でエデュカレ、これは引き出すとか導き出す、こういった意義があるそうなんですけれども、つまり子供たちが持つ可能性を引き出す、また前向きに生きていく、そういった導き出す、こういった意義もあるかと思っております。

ここで改めて大臣に、大臣御自身が考えます教育観、何のための教育かについて初めにお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、人間百人おりますと百人とも望ましい人間像というのはみんなその人の人生観、価値観によって違うと思いますが、国家という集団を動かしていくためには何か一つのやはり形を作らないといけませんので、私たちは、そこで多数決原則という民主制のルールを使っているということだと思えます。

ただ、理想の人間像というのは、その人の人生観、価値観によって大いに違いますので、自分の考えを押し付けるということにはできるだけ慎重で私はあった方がいいと思いますが、私が考えている何のための教育かということは、日本という

国、つまり主権のある日本という国におられる国民や、その他の外国人の方もおられますから、その他の方々が、日本社会と国際社会のルールの中で人間として喜びを持ち、自己の存在を確認し、成長していきける基礎学力と規範意識を身に付けていただくことだと思えます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。大変重要な御意見をちょうだいしたと思います。ありがとうございます。

いずれにしても、今国民の皆様が教育改革を求められているのは事実でありますし、そういった意味でも教育の理念法でありますこの基本法の審議、今大臣からも大事なお話ございましたが、私自身も子供たちの幸福のため、そういった思いでしっかりとこの審議に臨ませていただきましたと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、具体的に質問に入らせていただきます。

この本文の中に、第二条、「教育の目標」の中に、幅広い知識と教養、健やかな体を養う、生命を尊び、自然を大切に、伝統と文化を尊重し、こういったことが明記されております。この基本法の中に、言葉こそございませんが、食育、これも重要な教育課題に挙げられると考えております。

これは、そのほか家庭教育や生涯教育等にもかかわってくる課題になるかと思いますが、この食育につきましては様々な御専門家の御意見等もあるかと思いますが、今、日本の社会状況の変化の中で、朝食を取らない若い方が増えている、小中学生も増えているという、そういった報告もございいます。この朝食を取らないということは肥満につながるとか、またいらいらすとか、集中力が欠ける、こういった、体だけではなくて精神的な心の部分にも影響してくる、こういった報告もあるところでもあります。

そのほか、例えば両親と、家族と食事をするこによりまして、その場でコミュニケーション、家族や両親と対話を進めることにより、そう

いったつながり、家族のつながり、それが深まることもできるのではないかと思っております。そのほか、例えばおはしの持ち方とか言葉遣いとか、そういったしつけ、教育の場にもつながるのではないかと思っております。

また、そのほか、この食材、お野菜とかお米を作ってくれた人、また料理を作ってくれた人への感謝の心、そういったことも学ぶこともできますし、また、しゅんの食材を食べることによりまして季節を感じたり、また地域の特色、大臣の御地元であります京都におきまして、京料理、また京料理を食べることによって、この京都の歴史だったり、この地域の特性、良さを感じることができるよう、食育といえども大変学ぶことが多いですし、またこの食育の意義も大変幅が広がって奥が深いものであると思っております。

そういった意味で、これは、食育といえますのは、人をつくること、また、ひいては国をつくること、これにつながるような重要な課題と思っております。この考えをまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 安倍内閣においては食育の担当大臣はこちらでございますので、後ほど是非、食育担当大臣のお話も聞いていただきたいと思えます。

私の覚えてるのは、両親から、お茶わんに入れてよそった御飯ですね、この中の一粒一粒がみんなお百姓さんの汗の結晶だから、決して食べ残してはいけない、御飯粒一つも残しちゃ駄目だと、食べるだけ御飯をよそってもらうということをお子供のころからしつけられまして、今もそれを実行しておりますが、自分の孫などを見ると、なかなかこのごろはそういうことはできていないなど、これは先生がおっしゃったとおりだと思います。食育のもののバランスですね、そのためには、学校に栄養士を置いて給食の管理をしてもらっているわけですが、同時に、自分の地元、先生がおっしゃった地元で作ったものを地元の給食に使うと。それで地元の農業の営みが分かる、あるいは

また、物を育てていく苦労というのが分かる。それからまた、日本人はこのごろはもういろんな主食を食べるようになりましたけれども、学校では米飯の給食をしております。そういうことを教育現場で少しづつ、食を通じて人間の生きていくしつけのようなことを守っていく日本人ができるということは大変いいことだと思います。

全体については高市大臣がお答えになると思いますが。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。今大臣の方からも食育の重要性についてお話ししていただきましたが、先ほど冒頭にも申し上げましたが、この「教育の目標」の中にいろいろ文言が入っておりますけれども、食育については、言葉自体は入っておりますが、この基本法の中にこの食育の意義が含まれていると解釈してよろしいでしょうか。確認させていただきたいと思えます。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生の御理解どおりで結構だと思います。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。それは、この食育に関しましては、昨年、食育基本法が成立しておりますので、これを基に基本計画が四月からスタートしているわけですが、その中でこの教育分野の役割も大変大きくなっておりますので、まずちょっと文科省の方に具体的な取組としてお伺いしたいと思っております。

現在、小学校の学習指導要領には、この食育のことにしまして、社会科ですと、様々な食料生産が国民の食生活を支えていること、食料の中には外国から輸入しているものがあること、また家庭科では、食品の栄養的な特徴を知り、食品を組み合わせて取る必要があることなどが分かる、そういった形で項目で書かれております。また、同じように、中学の学習指導要領にも、家庭科、理科、こういった形で、また学校行事、こういった中にも明記されているところですが、私自身、やはりこの学習指導要領を見させていただき

まして、より一層この食育の重要性を明確にして、学校教育の場におきましても、この食育の推進を是非もう少し具体的に、またそして強力に進めていくべきであると思っております。

この学習指導要領の見直しも含めて、今後どのように学校教育の場でこの食育を進めていくのか、政府参考人の方にお伺いしたいと思います。

○委員長(中曽根弘文君) 政府参考人に申し上げます。

答弁は的確に、正確に、簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(樋口修資君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、学校におきます食育の推進は重要な課題であると認識をしております。このため、現在、中央教育審議会の教育課程部会におきまして、学習指導要領の改訂に向けての審議の中で、一つは学校教育全体での食育の推進の明確化でありますとか、あるいは各教科等におきます食に関する指導に当たっての学校給食の活用、あるいは小学校低学年からの積極的な食指導の実施でありますとか、各教科等におきます食に関する内容等についても少しきちんと整理をし、充実をし、そして明確化していく必要がある、こういう御議論をいただいておりますところでございます。今後、更に専門的な観点からの検討を深めていただくことを中教審に期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、文部科学省といたしましては、栄養教諭を中核といたしまして、学校、家庭、地域や関係団体が連携協力しながら学校におきます食に関する指導の充実を図るなど、今後とも食育の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

是非、学校現場におきまして更に充実したこの食育の重要性を学べるような体制づくりということで、是非この専門家の皆様の意見もしっかりと伺いながら、それが反映されたようなものにして

いただきたいと思いますと思っております。

また、今、学校給食のお話等もございました。大臣の方からありましたけれども、私自身も東京の日野市の方で、学校給食、地元のお野菜を使ってそれを給食に出しているといった、そういった取組をしております小学校を視察させていただきまして、この学校はもう恵まれた地域でありまして、自分自身でお米だったり野菜を育てて、それを給食に出している学校だったんですけれども、やはりその子供たちが、このお米を作るのにこんなに大変だったんだとか、自分はお野菜嫌いだけど、自分が一生懸命作ったからおいしく食べれると、そういった、本当にこの子供たちが喜んでおいしそうに食べている姿が大変印象的だったんですけれども、そういった意味でも、この地域もそれぞれ課題もあるかと思いますが、こういったそれぞれの地域におきます学校給食の取組も更にいろいろな事例も紹介しながら推進していただきたいと思っております。これも併せて要望させていただきます。

今、栄養教諭のお話もございました。食育を更に推進していく上で、また家庭との連携も重要になってきますので、そういった意味で、平成十七年から栄養教諭制度がスタートしております。そういった意味でも、本当、今後更にこの食育が推進していく上でもこの栄養教諭の活躍に期待したいと思っておりますが、最近では肥満やアレルギー、こういった個々に対応する専門性が求められるような、こういった課題もありますので、そういった意味でもこの栄養教諭の配置、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

この栄養教諭の配置状況でございますが、十八年の十月のデータを見ますと、全国で三百二十二人となっております。これまでも各委員会等での栄養教諭の配置がまだ進んでいないのではないかと、こういった指摘もされておりますけれども、これにつきましては地域差もありまして、また各

地方自治体の皆様の御理解も必要でありますし、課題もあるかと思っておりますが、先ほども申し上げましたが、学校教育の場においても更に食育を推進させる、また家庭と連携を取るといった意味でもこの栄養教諭の配置が重要になってくると思っておりますので、その栄養教諭の配置、もう急いで、急ぐといいますが、早急に取り組みが必要があるかと思っておりますが、その点に関して取組等ございましたらお伺いしたいと思います。

○政府参考人(樋口修資君) お答え申し上げます。

本年三月に策定されました食育推進基本計画にも掲げられておりますとおり、学校における食育を推進するために、栄養教諭は指導体制のなかめ職として重要な役割を担っておるわけでございます。文部科学省におきましても、平成十七年度から、委員御指摘のとおり、すべての都道府県において現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得できるようにするための講習会を実施してきているところでございまして、これまで平成十八年の十一月現在の数値を見させていただきましたと、二十五の道府県に三百二十名の栄養教諭が配置されているところでございまして、私どもといたしましては、平成十九年度には多くの都道府県において栄養教諭の配置が行われる見込みであると考えているところでございます。

今後とも、栄養教諭の意義と重要性については、様々な機会をとらえまして都道府県に積極的に周知をしながら、食育推進基本計画に掲げられております栄養教諭の全都道府県における早期配置に向けた積極的な取組を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

先週の日曜日の夕刊にも食育白書の閣議決定の報道が掲載されておりました。今、国民の皆様の間でもこの食育に関心を持たれている方も大変増えてきているかと思っております。

また、この食育に関しましては、世代別また男女別、こういった課題もあるかと思っておりますけれども、最近特に、特にといいますが、男性の方中心にメタボリックシンドローム、これに関心を持たれている方も増えてきているように思いますけれども、御自分の健康大事であるということで、そういう点ではもう大変重要なことだと思いが、食育が、自分の健康ももちろんですが、心の育成にも大きくかわってくる、こういったことまで御存じの方がまだ少ないのではないかと、そういった印象も私も受けておりました、そういった意味で幅広く国民の皆様にもこの食育の重要性を訴えていく必要があるかと思っております。

先ほども申し上げましたが、やはり世代別に課題があるということで、例えば若い女性はダイエットしたりとか、また今中高生、食事の代わりにお菓子を食べるとか、そういった状況もありまして、やはり世代別のきめ細やかな対応、こういったことも大変重要になってくるかと思っております。

是非、今こそ自分の体、豊かな心を築く上で食育を国民運動として全国に強力に推進していきたいと、いただきたいと思います。担当大臣であります高市大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) ありがとうございます。

今先生の問題意識を伺いまして、非常にこの食育の意義につきまして、家庭づくり、地域づくり、国づくりの観点から、大変もう私も賛同する御意見でございます。

先ほど、男女別また年代別にいろいろ課題があるとおっしゃいました。確かに、四十歳以上の男性の方二人に一人がメタボリックシンドロームの強い疑いがある、若しくは予備軍というようなことになっておりますし、二十代の女性では五人に一人がやせ過ぎと。まあ個人的にはやせたいなどと思うんですけれども、やせ過ぎというのはこれは良くございません。それからまた、お子さんですね、子供さん、小学生で朝食を食べないことがありというお子さんが六人に一人ぐらいだというよ

うなことで、食育に対する関心もちよつと男女で差があるようですが、今関心を持っていらっしゃる国民が約七割といった状況でございます。先ほど御紹介いただきました食育推進基本計画に沿ひまして、ちよつとでもこの食育に関心を持っていたく方を増やすこと。

それから、私の場合は食育担当大臣という職名も持っておりまして、総合調整的な役割になります。ですから、例えば文部科学省に對しましては、この間から私もかなり強い問題意識を持っておりまして、まず第一段階、資料請求、説明聴取といった段階で、いろいろ説明を受けたところで。

先ほどお話があったように、栄養教諭の配置、都道府県でかなりばらつきがありますし、全く配置していない県の方に私、事情を伺いました。そうしますと、やはり授業時間の確保ですとか、まだまだ教員の間に理解が進んでいないとか、どのように教えていいのかわからないとか、それとやはり地元の負担分ですね、費用の問題ですとか、いろいろそういった御指摘もありましたので、伊吹大臣とも協力しながら栄養教諭の配置もしつかり進めたいですし、あと地域でやはり運動を盛り上げていただくということも非常に重要でございまして、こちらいろいろ先進事例の広報に力を入れながら頑張りたいと思います。

いずれにしても、「早寝早起き朝ごはん」という用語についてかなり定着はしてきたかなと思います。それから、これから一年、取りあえず初年度です。ね、精一杯頑張りたいと思います。

○鰐淵洋子 ありがとうございます。

是非、高市大臣のリーダーシップの下、私たちも、公明党としても全力で取り組んでいきたいと思つておりますので、よろしく願ひいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。と思います。第二条、教育の目標についてお伺いしたいと思ひます。

「学問の自由を尊重しつゝ」とございすけれども、この学問の自由といふと、私自身のイメージでございますが、高等教育、大学のイメージを持つわけなんです。この文言が全体に掛かる形でこの部分に出てきておまして、学問の自由、この意味と、また、この現行法の教育の方針に引き続いて、この文言がここに入れた理由をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明) 先生が御指摘のように、御提案申しております法案一条には教育の目標を書いておられます。

しかし、この教育目標すべてを通じて、人間が物を知りたい、真理を追求したいという自然発生的な気持ちは何物にも侵されることなくやはり尊重されなければならない。したがって、大学はもろんでありますけれども、特定のイデオロギと宗教的背景とか、あるいは政治的影響力を持ちながら、その個人が持っている気持を侵すということのないようにしながら二条の教育の目標を達成していくという理念を述べたものであります。

○鰐淵洋子 ありがとうございます。

私たち一人一人が持つております真理探求、学んでいきたいという、そういった学ぶ自由ですね、そういった意味で、この教育全般に掛かる大事な理念ということで今御答弁いただきましたけれども、では、学問の自由、これが教育全般に掛かる重要な理念ということが分りましたけれども、では、学問の自由を尊重ということと学習指導要領にのつとつた教育内容、授業内容、これがどういう関係になるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明) これは、この特別委員会でもいろいろ議論をされた大切な点だと思ひますが、一人一人が学問、真理を追求するということとは、これは何物にも侵されない大切な権利として存在すると思ひます。

しかし同時に、学校の現場においては、教える方は、学校教育法その他の公務員法全般的な服務に服しながらやつていただかなければならないわけですので、特に義務教育においては、国民すべてに

共通する規範意識と学力を達成するということが目的として義務教育を動かしているわけですから、そのところは法律、そして法律に基づく学校指導要領に基づいて教えていただく義務が教師には、公務員としての教師には生じてくると。私立においても同じように、私立学校の設立を認可する条件として当然そういうことが含まれているということとして、この解釈は、よくここで話題に出ます旭川の学力テスト実施についての最高裁の判例でも、私の今申し上げた解釈が最高裁の判決として確認されております。

○鰐淵洋子 ありがとうございます。特に、義務教育におきましては、機会均等、また水準の確保という意味でも、今大臣がおっしゃったような対応が重要になってくるかと思ひます。ありがとうございます。

続きまして、第二条の五に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」とともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養ふこと。このようにございす。現行の学習指導要領におきましても、小学校六年生の社会科では、我が国の歴史や伝統を大切に、国を愛する心情を育てるようにする、このように定められております。また、同じく中学校、高校の学習指導要領にも同様に規定されているところでございますが、このように学習指導要領にも規定されておりますが、ここであえてこの「我が国と郷土を愛する」、この文言をこの教育の目標の中に一つとして入れました理由についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明) 現在御提案しております政府案の二条の五号、これは今先生が御指摘になりましたように、まず一番大切なことは、「伝統と文化を尊重し」ということから始まっているわけですね。ですから、国というものは、領土と、それからそこに存在する国民と、そしてその国民が悠久の歴史の中でお互いのかかわり合い、営みの中から積み上げてきた人間の、何というんでしょうか、かわり合いのようなものがござい

ます。その多くは文化であり伝統であるわけですが、同時に、こうしてお話しているように、政治という分野もあるわけですね。ですから、私たちは、その積み上げてきた大切な共有財産である文化、伝統をまず尊重すると。

そして、その文化、伝統をはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度とわざわざ言っているのは、内面にできるだけ立ち入らない。内面に立ち入っていない部分もたくさんあります。しかし同時に、政党のイデオロギととか、あるいは第二世界大戦前の日本の国の政府の在り方については、これは評価はいろいろだと思ひますし、現在の自民党政権についても評価もいろいろだと思ひますから、その内面に立ち至る部分を含んでいる国というものを愛する心と規定するよりも、態度と、伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた国と郷土を愛する態度とやつておるわけですが、しかし態度も、大部分の多くの態度は、それは心があから態度に表れるわけですから、これはもう教える場合は、そこは一体として私は考えても構わないと思ひますし、ただ、今申し上げたような政治的な部分がございすので、そこはできるだけ慎重に扱いたいということを込めての表現としてい

るわけですね。

○鰐淵洋子 ありがとうございます。

日本のこの郷土、歴史、伝統、文化、これを大切に思うこと、そして日本人としてやはり自覚を持つて、誇りを持って世界の中でも重要な役割を果たす日本である、そういった誇りを持つてという、そういう意味になるかと思ひますが、この我が国と郷土を愛するというのが教育の目標の一つに掲げられたということで、今後この点につきましてもありますが、再度確認ということで、この点につきましても児童生徒にどのように指導して、また評価していくのか。先ほどのちよつと答弁に重なるところもあるかと思ひますが、再度お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(錢谷眞美君) 現在でも、小学校の社会科や道徳で我が国を愛する態度に関連する指導を行っているところでございます。ふるさとの歴史や郷土の発展に尽くした偉人、昔から地域に伝わる行事や地域の伝統芸能、文化財、あるいは我が国の発展に大きな働きをした先人の業績、あるいは世界の中で活躍する日本人といったようなことについて調べたりする学習を行っているわけでございます。

今回、この法案の趣旨を踏まえまして、各学校における指導が一層充実されるように今後学習指導要領の見直しという作業があるわけでございますけれども、その中で、今申し上げましたような伝統、文化に関する学習の充実ということで具体的に検討していくことになるかと思っております。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。是非、この部分は個々の問題といたしますが、心の問題でもありますが、今様々御説明ございましたが、この基本法の趣旨がしっかりと現場に伝わるように、現場が混乱しないように徹底していただきたいと思っております。その点要望させていただきます。

続きまして、この第三条の生涯学習の理念についてお伺いしたいと思います。

私たち人間といえますのは、やはりこの広い意味での教育によって人間として成長できるのではないかと思っております。そういった意味からも、今回、この生涯学習の理念がうたわれていることは大変にすばらしいことかと思っておりますが、また、よく言われることなんですが、子供は社会の鏡、このようによく言われております。昨今のこの教育に関する諸問題を見ましたときに、子供という鏡に照らしまして、私たち大人が自分たちの生き方、またこれまで築いてきました社会、これをしっかりと見直していく、そこからこの根本解決にもつながっていくのではないかと思っております。

この子供たちに対して私たち大人が、こういう

生き方が大事だとか立派であるとか、そういったことを語るだけではなくて、私たち自身の生き方、姿を通して子供たちに示していく、そういったことが重要であるかと思っております。という観点からも、ただ単に勉強する、学習する、そういった生涯学習ではなくて、自分自身の生き方を見直して更に向上していく、より良い生き方をしていく、そういった生き方ですね、心豊かな人生を送っていく、そういった挑戦をしていく中で、そういった姿を通して子供たちも、自分たちもどういうふうにして生きていけばいいのか、それを学ぶことも子供たち自身もできるのではないかと思っております。

そういった意味でも、この生涯学習、大変に重要なことだと思っておりますが、この生涯学習の理念について、これもちょっと大きな話になりますが、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。○国務大臣(伊吹文明君) 御提案申し上げます。生涯学習の理念を記しております。

これは今御指摘になった正にそのことを表現しているかと理解していただいているかと思っております。人間はもうその生きているあらゆる時代、段階において常に目標を持って自己研さんを重ねて人間的に成長していくという意欲を持っていないければならないし、また意欲を失うと精神的にも肉体的にも急速に人間は衰えていきます。長寿社会でございまして、昔と比べるとやはり時代の変化というものは非常に速いございまして、人生のあらゆる段階において自分自身の真理探求というか自己成長のステージを保障していくという理念が書かれているということですね。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

ちょっと私自身の話で恐縮ですが、私は高校に入学するときに恩師の方から、学が喜びを知る人、たれ、こういった指針をいただきまして、今大臣がおっしゃったように、私自身はその当時は勉強をすることが楽しいとか喜びを感じられるのかと、その当時は全く分からなかったんですが、今

になって学んでいく、こういった喜びとか楽しみ、それを本当に実感といえますか、分かっていらっしゃる方は常に向上されている、成長されている方だということをいろんな先輩方の姿を通して私自身も感じているところでございます。

そういった意味で、先ほども申し上げましたが、ただ単に学ぶ、勉強する、そういったことではなくて、自分自身のより豊かな人生を送る、成長、向上といった意味で、この生涯学習の理念を是非国民の中に浸透していきますよう取り組んでいきたいと私自身も思っております。

そこで、ちょっと具体的にこの部分でお伺いしたいと思いますが、この後半部分の方に、社会の実現が図られなければならない、義務規定のような感じで定められているところがございまして、この部分、これはだれがだれに向けて課した内容なのかを確認させていただきたいと思っております。○政府参考人(田中壮一郎君) お答えを申し上げます。

生涯学習社会の実現をだれがするののかというお尋ねでございますが、生涯学習社会の実現は、国及び地方公共団体を始めといたしまして、学校、家庭、さらにはその各種団体や企業等も含めまして地域社会、正に国民全体でその実現を図っていく必要があるものと考えておるところでございます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

では、この生涯学習社会の実現に向けては、当然政府としましてその実現を推進していくわけでございますので、具体的にどのようこの実現に向けて取り組んでいくのか、具体的施策をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(田中壮一郎君) 生涯学習の理念を実現するための施策についてのお尋ねでございますけれども、従来より、一度社会に出た後も再び大学等において教育が受けられるようにということで、大学における社会人の受入れの推進でございますとか、放送大学の設置あるいは大学や高等学校におきます公開講座、また社会教育施設にお

きます講座の充実ということに努力をしておるところでございますけれども、今後さらに、この法律に基づきまして、特に各地域における人材に対するニーズとそれからその教育の内容、これができるだけマッチングさせていくことが重要ではないかというふうに考えております。

また、これからは団塊の世代が大幅に退職をしていくわけでございますけれども、これらの方々は今まで培ってきた能力、技術というものを地域で遺憾なく発揮する、あるいは学校の支援に役立てていく、そういったための教育サポーター制度といったものも研究に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

是非、この生涯学習、具体的な施策をお伺いしましたが、再チャレンジのこういった支援にもつながることでもありますし、またこの中に「あらゆる機会に、あらゆる場所において」と、こういったことも規定されておまして、今働き方の見直しも叫ばれておりますが、現実なかなか仕事がお忙しくてそういった時間が取れない方とか、やはりこの社会環境を見ますとそういった厳しい状況もございまして、国民一人一人の意識変革とともに、ここにありますように、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習できる、そういった環境づくりということで、その点もしっかりと、今の社会情勢ですか、環境、それも見た上で今おっしゃったような取組をしっかりと進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

その点につきまして、何かありますでしょうか、今。

○政府参考人(田中壮一郎君) お答えを申し上げます。

ただいま、例えば公民館におきましていろいろな講座が開かれておるわけでございますけれども、ややもすれば教養あるいは趣味といったものに偏りがちな嫌いがあるわけでございますけれども、これからやはり社会で活躍しよう、あるいは再び

女性が職業に就こうというときには、そういう職業に必要な知識や技術が学べるような教育の機会の提供といったものも心していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

続きまして、第四条の教育の機会均等についてお伺いしたいと思います。

この条文は、法の下での平等を定める憲法第十四条及び教育を受ける権利を定める憲法第二十六条の教育基本法における具現化の部分であると思えますけれども、これまでこういった具体的施策によりましてこの教育の機会均等を実現したのか、また今後していくのか、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(鎌倉眞美君) 御説明を申し上げます。

憲法に保障されました義務教育の機会均等の保障ということは大変重要な課題でございます。これまで国は、一つには義務教育の標準法あるいは義務教育費国庫負担法等によりまして優秀な教員の必要数の確保、二つには習熟度別の少人数指導など個に応じた指導の充実、三点目には、当然でございますが、授業料を無償にしたり、あるいは教科書の無償給与といったことを実施をしてまいりましたところでございます。また、市町村におきましては就学援助を実施をしているところでございます。

こういった施策を通じて、教育の機会均等の保障に努めているところでございます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

今御答弁いただきましたが、すべて国民はひとしく教育を受ける機会を与えられなければならないというところで、本文にもございますが、ここにもありますけれども、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、こういったことによらず、国民の皆様がひとしくこういった教育を、すばらしい教育を受けられるようにということで、引き続きその取組におきましては充実した取組を要望させていただきます。

させていただきますと思っております。

続きまして、この第四条の二でございますが、この「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に應じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」というような新設された条文がございます。これが規定されたことも大変すばらしいことだと思っております。

そこで、まず確認をさせていただきたいと思いますが、今、LD、ADHD、高機能自閉症、こういった障害の概念が広がってきておりまして、二〇〇二年のこの文部科学省の実施した実態調査でございますが、小中学校の通常学級に在籍をしている児童生徒のうち、LD、ADHD、高機能自閉症などによりまして、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とされている児童生徒が全国で約六十八万人いらっしゃるということで、これは六・八％程度の割合で在籍をされている、そういった可能性があるということ、そういった資料がございました。これは、四十人学級におきまして、一クラス大体二人から三人いらっしゃるということになるかと思いますが、このLD、ADHD、自閉症、こういった障害はここ数年、学校におきまして、また社会におきましても認識され始めた状況でございます。今後更にこの児童生徒への適切な教育支援が求められてくるかと思っております。

そこで、この条文にございます障害のある者、ここにございまして、このLD、ADHD、高機能自閉症、こういったものが含まれるのか確認をさせていただきますかと思っております。

○政府参考人(田中壮一郎君) 法第四条第二項に規定いたします障害のある者にどのようなものが含まれるかというお尋ねでございますけれども、これは学校教育法上、盲・聾・養護学校あるいは特殊学級の対象となっている者のみならず、今先生が御指摘いただきました学習障害やADHD等、その発達障害を含めまして広く障害により教育上特別な支援を要すると認められる者がすべて

該当するというふうに考えておるところでございます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。すべて含まれるということで確認をさせていただきます。

これはもう私が言うまでもございませんが、今申し上げましたこのLD、ADHD、高機能自閉症など、こういった障害を持つ児童に對しましては、先ほども申し上げましたが、きめ細やかなお一人お一人の対応が、そういった支援が求められてきておりますので、平成十九年度から特別支援教育制度を実施されるわけですが、再度この現場の状況をしっかりと見ていただきまして、このニーズに合った教育支援を進めていただきたいと再度要望させていただきます。

続きまして、障害を持つ方の、児童生徒の教育支援とともに、その障害をお持ちの方が卒業した後の次の課題といたしまして、やはりこの皆さんが学んだ後に、自分自身の個性、また能力を発揮する場といたしまして、就労がまた次の一つの課題になってくるかと思っております。

これ、厚生労働省におきましても様々取り組んでいただいているかと思いますが、是非文部科学省といたしましても、更に厚生労働省、また企業とも連携を取っていただきまして、障害を持つ児童生徒の皆さんが教育支援を受けて、その後にもそれぞれそういったこの力、個性、能力を発揮できる場といたしまして就労の支援を更に連携を取りながら充実させていくことが重要であると思っておりますが、大臣、御見解、また取り組んでいく決意といたしますか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、小中学校で障害のある児童の学習上の支援その他は、御承知のように、地方の仕事をなさっておりますので、これは地方財政の中でやっていたかなければなりません。そのことは文科省として総務省によくお願いをしておるところです。

それから、今先生がおっしゃった高校を卒業した後の就職の問題については、いろいろなモデル事業とか、障害のある人の学校での就労の支援の、まあ何というんでしょうか、事業というのか教育課程のようなものについて、来年度予算要求でも概算要求をしておりますので、そういうものを合わせて、文科省だけでやるとこれ非常に小さなことになりますから、各省、総務省、厚生労働省とも連携をしながら、今おっしゃったような目的を達成できるように、予算の制約はありますが、頑張りたいと思います。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

是非、これは障害を持つ方、またその関係者の方の強い要望でもございますので、強力な推進をよろしく願いたいと思います。

ちよつと順番は変わりますが、第二条の四の部分で「生命を尊び」とうたわれている部分がございますので、それについて最後、大臣にお伺いしたいと思います。

これは、生命を尊びとうたわれておりますけれども、人間、動物、また地球上の命あるもの、またその命そのものを尊んでいく、これは私たちが生きていく上で大変重要な課題であると思っております。

今、学校現場におきましては、これまでも審議されておりますけれども、いじめ問題等深刻になってきておりまして、それが原因で自殺する児童まで出てきている状況でございます。これは、もちろん様々な原因、理由はあるかと思いますが、一つは、子供たちの人権、また、ひいては生命を軽視する風潮が社会の中にあるのではないかと、また自分自身の生命の尊さ、また周りの人の生命の尊さ、それが実感できていないか、そういったことも一つはあるのではないかと思っております。

こういった社会状況の中で、さらに教育現場におきましてこの生命の尊重、これをどのように教えていくのか、訴えていくのか、大変重要な課題になってくるかと思っておりますが、これをどのように学校教育の場で教えていくのか、最後お伺いした

と思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 御提案申し上げております法律の二条の四項だっと思ひますが、教育の目標の中に今先生が御指摘になった命の大切さというのが入っております。これは、自分の命を大切にするとともに、生きている相手の命を大切に、これは何人も人間同士の命じゃなくて、そのほか、この大自然の中にあるすべてのものの命の尊さというものを教えていく。ですから、単にどこかの教科で教えるというだけではなくて、いろいろ学習指導要領の中で生命の尊さ、一度しか与えられない命というものを、自分の命も相手の命も、そして大自然の中にあるいろいろな命の尊厳というものを教えていくという趣旨でございます。

○鰐淵洋子君 ありがとうございます。

この生命の尊さを学ぶということで、具体的に動物の飼育だったり生物の育成を通してこの生命の尊さを学んでいる、そういったところもあるかと思ひます。様々、そういう具体的な取組はあるかと思ひますが、動植物もそうですし、私たち人間自身もやはり一生懸命に生きている、こういった姿を通して尊い姿だなんて、本当に命って大事なんだなっていうこともまた改めてその姿を通して感じることもあるかと思ひますので、そういった意味で、これは今学校現場における取組をお伺いしましたが、この課題につきましては是非、また家庭、また地域、あらゆる場所において、これは社会全体の生命尊重の、これを再度意識を高めていく上で重要な課題であるかと思ひまして、そういった各場面におきましてこれが再度確認されるような、またそういった社会づくりも重要になってくるかと思ひました。

是非、学校教育におきましては、先生方の取組も重要になってくるかと思ひますので、今後、教員の育成の部分におきましても、生命の尊重、しっかりと学校の先生が、自分なりの言葉で結構だと思ひますが、それを訴えていけるような、そういった教員の育成も併せて要望させていただき

と思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○広中和歌子君 民主党の広中和歌子でございます。

伊吹大臣におかれましては、財政とか金融あるいは税制の専門家でいらっしゃると思いますと同時に、教育問題に関しては非常に御造詣が深いと思います。ということで、このたび文部大臣に御就任なられたことは大変適材適所だと、大変期待していたわけでございますけれども、しかしながら、現在、政治を取り巻くその最重要課題として、いじめによる自殺であるとか高校での未履修問題、あるいは公聴会、タウンミーティングにおけるやらせとかサクラとか、本当に、大臣になられてこういう問題を背負われたということに関して、本当に心から同情申し上げる次第でございます。

そこへもつてきて、教育基本法の審議がこの場で行われているわけですが、政府提出の教育基本法は新法ではなくて全部改正とした理由はなぜであるかと、そのことについてお伺いいたします。

現行法というのは全部駄目だから、引き継ぐのか、その中でも引き継ぐものはあるのかということ。それから、これまでの教育基本法はどことが問題で、改正法になればその問題は克服されるのか。そして、今問題になっておりますいじめや自殺、あるいは校内暴力もあります。また、少年犯罪などのそうした問題というのは、この教育基本法が通ることによって、そして様々なそれに基づいて施策が行われることによって改良されるのかどうか、忌憚のない御意見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 昨日も同じような御質問がありまして、それにお答えしたことの繰り返しになるかと思ひますが、現在の教育基本法というのはやはり普遍的な価値、理念が書かれていて、それはそれで私は高く評価すべきだと思います。衆議院での審議の際も、部分改正にするか、全面

改正にするか、新法にするか、当時のあの立法の責任を担っておられた保利耕輔先生から、当時の立法過程を引きながらの御質問がありました。やはり今の法律は、私は立派な法律だと思います。どこへ持っていくても通用する法律であるだけに、やはり日本の法律としては物足りないところもあるということだと思います。

一言で言えば、昨日の例と同じことを引いて申し訳ないんですが、私もが子供のころ、つまりこの法律が昭和二十二年にできたころ、日本は非常に貧しいところでした。そして、戦前の反省が非常にあって、これは当然のことではありますが、お国のためという言葉で個人の権利というのは非常に軽視をされていた。その反省の上に立つて作られている部分が非常に多いと思います。そのことは私は何ら間違いないと思います。

貧しいときに私たちは、卵は栄養があるよ、牛乳はたくさん飲みなさいよ、バターを食べないと駄目だよということを言われましたね。それはそれで今も、卵も牛乳もバターも栄養があるという事実には何ら変わりはない先生なんです。ただ、だんだん時代が変わってきて、少ししか食べられないときは栄養のために必要だったものが、食べ過ぎちゃうと先ほど来御質問があったメタボリック症候群になったり、コレステロールがたまったりしてきますから、そのときは、それはそれとして、栄養のあるものだけじゃなく摂取は控えようよとかですね、そういうことがやはり時代とともに必要になってくるわけです。

ですから、民主党さんのように新法という形を取らずに全面改正という立法形式を取ったのは、やはり普遍的な理念、例えば個人の尊厳とか人格の完成とか、平和的な国家や社会の形成を行うとか、こういうことはそのまま理念として引き継ぎながら、時代の変遷とともに付け加えるものを付け加え、抑制すべきものを記述したと、こういう構成になっているわけです。

したがって、この法律がお認めいただければ、この法律に従ってこの法律の下位に存在する三十

数本の教育関係の法律の中で必要なものを改正し、そしてそれに伴う予算措置を行い、あるいは政省令を整備することによって、今、社会の変遷とともにやや、民主党の質問者のお言葉をかりれば、耐用年数が切れてきたと言われる現在の教育の諸制度あるいは教育の在り方に改善を加えていけば、必ず私は現在の病弊は、長い時間が掛かります、これはやはり六十年掛けて出てきた耐用年数の消耗でございますから、だいたい時間を掛ければ私は治っていくし、治すために我々は頑張らねばならないと思っております。

○広中和歌子君 憲法でも教育基本法でもそんなんですけれども、立派なことが書いてあるのにそれが守られていないということの方がむしろ問題ではなからうかと思ひます。

例えば今おっしゃった自由の濫用とかそういうことでございますけれども、例えば憲法十二一条、自由及び権利、きっちり書き込まれておりますけれども、国民は濫用してはいけないのであつてと書いてある。そして十三条には、生命、自由、幸福の追求の権利が書かれているわけですが、ただし公共の福祉に反しない限りということも書いてあるわけです。

このように、憲法もそうですし、それから教育基本法もそうですけれども、立派なことが書いてあるながら、中身が本当の意味で実行されていらないということが大いに問題ではなからうかと思ひます。

その一つの例として、例えば、長いこと学校で問題になってきた例えば校内暴力であるとか、あるいはいじめの問題、そしてそれに伴う自殺の問題、いろいろございます。そういうときに、私気が付いたわけですが、日本の場合には、親が悪い、学校が悪い、教師が悪い、社会が悪いって、本人が悪いってだれも言わないんです。本人の責任というものをとつと追及しなければならぬのではないかと、それを教えていくのが学校ではないかと思ひます。ですから、大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生がおっしゃったこと、私も全く同意見でございます。

これは、立派なことが書いてあるけれども、なぜそれが守られていないのか。それは、立派なことの舞台で動いているのが人間だからなんです。この人間力の低下というものがやはり私は最大の問題であって、これはいろんな要素があります。教育論というのは、百人おられれば必ず百人、教育論はできます。それは、その人の人生観、価値観によって違ってくるからですね。よくお勤め帰りのサラリーマンが話しておられるのを聞くと、まず一番多い話題は上司の悪口です。そして最後に議論になって、政治が悪い、教育が悪いというところで議論が終わるわけですね。

これじゃやっぱり駄目なんです、行政を預かっている者としては、制度はもちろん、本来は、大学の独立法人化のときにも私申し上げましたけれども、大学の先生お一人お一人が本当に国民の税金を預かっているんだという効率意識を持って、そして大学の姿のままで私は運営されるのが一番いいと思うんですよ。しかし残念ながら、学問の平等と管理の平等を履き違えておられて、年末にお金が残っているとみんな、教育のプロジェクトのパフォーマンス、研究のパフォーマンスのいかんにかかわらず、同じように余ったお金を分配しちゃうというようなことが起こり過ぎるので、やむを得ず制度を変えたという事なんです。

ですから、これはやはり今先生がおっしゃったとおりのことなんです、そういう人間をつくっていくためには、やはり時代に合った基本法を直していかなければ、いいことが書いてあるけれども守れない人たちがどんどん出てくるということじゃないんでしょうか。

○広中和歌子君 基本法とかそういうものは置きまして、例えば今度のいじめでございます。いじめが起った。悪いのは当然のことながらいじめた人です。そうしたいじめが起り、それが自殺、自殺というのは人が死ぬということです。そこまで至った中で、どのようにいじめた

子というのは指導されていくんでしょうか。もしこれが殺人であれば、当然それなりの司法の手が入ります。だけれども、学校においてだったなどのような対応がなされるんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは先生、やっぱりケース・バイ・ケースだと思います。だからこそ難しいんじゃないんですか。一発で法律で割り切れるような問題であれば、こんなにみんなが苦しんではないと思います。

いじめと言われるものの中でも、もし、少年法の範囲を超えて、その人が成人であれば、当然刑法において罰せられる行為もあります。しかし、そうじゃない行為もあるんです。私たちの社会の中でも、何となくいじめられている、疎外されている、無視されているというケースはたくさんあるわけですから、一概にどうということ言えないから非常に難しいわけですね。だから、いじめによって死に追い込んだという場合でも、自殺の原因というのはもう極めて多様な要因が重なり合って死ぬわけですね。自殺に追い込まれるわけです。ですから、多くの原因がいじめにあつても、そのことがすべての原因だという特定は、先生、やっぱりなかなかこれは難しいのが現実じゃないでしょうか。

だからこそ、きめ細やかにやらねばならない。やっていると一刀両断の菌切れが悪いという御批判はまたできる、一刀両断にやるときめ細やかさがなくという御批判になってくる。

ですから、これはやはり学校それから教育委員会それから地域社会、御家庭を含めて、やっぱりきめ細やかな対応をしていかねばならないし、そして明らかに成人であれば刑法において裁かれなければならぬといういじめについては、これは現在でも既に出席停止措置というのがあつたわけ、場合によってはそれは少年法の範囲の中で措置されるものも当然出てくると思います。

ですから、一概に、先生、これはどういう指導が行われているんだというわけにはいかない問題じゃないでしょうか。

○広中和歌子君 自殺についてでございますけれども、大臣もそうかもしれません、成長する段階で、人は何のために生きるかというような哲学的な悩みを抱えることがございます。

日本の場合、どちらかというと、藤村操でしたっけ、何か華嚴の滝から格好よく飛び込んだというようなイメージもあり、日本では自殺を特に悪いようなイメージ、そういう印象を持ったものですから、私が、今から四半世紀も前のことでございませうけれども、二十一世紀を迎えるに当たって、これから世界はどうなっていくんだろうか、あるいは子や孫の時代にどのような価値を残したいのかと、そういうテーマで世界の有識者に、二十一人、二十一世紀にちなんで二十一人の方にインタビューしたことがございます。そのうちのお一人がオックスフォード大学の神学部の教授でモリス・ワイルスという方でございました。自殺はなぜ悪いのか。というのは、イギリスでも日本でもそうですけれども、結構成人の自殺なんかもあつたわけですね。イギリスや欧米諸国ではキリスト教という宗教によって自殺を悪としていて、それが関係するのかもしれない、そしてなぜ、悪だつたら、自殺が悪いことであるならその理由は何なのかということで、ずっとこう突っ込んで聞いていったわけです。そうしたら、宗教的な答えが返ってくるのではなくて、こういうような答えをなさつたんですね。

かいつまんで申しますと、自殺をするということとは、本人はそれで死んでいくんだけれども、周りの人に与えるインパクトというのが非常に大きい。一人の子が亡くなるということは、先ほど本当に、だれが悪いのか、何が問題だったのかというふうな非常な、何と云ふ心の葛藤を生み出すし、ましてや親や、それから直接担任の教師であるとか、非常な苦しみを与えるわけですね。もしかしたらそれは一生にわたるものかもしれない。そのような苦しみを与えるような行為を死ぬということと与えてはいけないうんだというように答えをなさつたんですね。

私も非常にそれで感銘を受けたわけですが、それについて何かコメントがございましたら。○国務大臣(伊吹文明君) まず、キリスト教とかイスラムでは自殺というのは宗教上あつてはならないことだということを教えております。これは先生おっしゃったとおりで、そういう教えていることの裏側にあるのは、多分先生が今おっしゃったこと、それがこういう宗教の教えとして表れてきているんであつて、日本は簡単に、自殺というのをある意味軽く見ているというお話が、藤村操の話でございましたけれども、やはり日本はある意味ではそういう背景を持った宗教的感覚が非常に薄い。まあそれが日本が社会的には平和であるという事情もあるのかも分かりませんが、宗教対立がないという事実が。しかし、先生がおっしゃったように、自殺が少くないという、多い少ないというのはやっぱり宗教的な教えみたいなものが長年人間の判断の中に文化として、伝統として、規範として入ってきているという部分があると私は思います。

しかし、自分が命を絶つということがどれだけ大勢の人たちにも悲しみを与え迷惑になるのかということはもう先生がおっしゃったとおりでして、この前、いじめている君へ、いじめを受けている君へと私がメッセージを出したときも、今おっしゃったようなこと、君が生まれたときにお父さん、お母さんは君の命を腕に抱き取ってくれた、その大切な命をというのを私が申し上げたのは、今先生がおっしゃったことと全く私は同じ気持ちを持つていたからなんです。

○広中和歌子君 それほど重いものを、子供が安易に命を絶つてしまふということ、もうそれは大きな問題だと思いますし、その原因として先生も悪いかもしれない、親も悪いかもしれない、社会も悪いかもしれない、みんな悪いかもしれないんですが、私に言わせれば、クラスメートはどうなんだろうかと。そのいじめを見ていたのは、一番多くの目で見ていたのはクラスメートです。その子たちがそうしたいじめが存在するその

ことを、見過ごしていたのかということはありません。顔をしたら、見て見ぬふりをしていた、知らぬ顔をしていた。そういう子供たちが一杯いるという学校、それはどういふものだと思いますか。

そして、そういう人たちがやがて大人になって社会をつくっていく、その社会というのはどういふものになるのか。正義感もなければ、それから何というんでしょう、いわゆる不感症の社会です。ね、世の中悪いことでも何でもやりつ放し、そうした社会が生まれてくるのではないかと。そうすると、もうそれは、もう正に教育の失敗としか言いようがないじゃないですか。学校は何をしてるのかと、文部省は何をしてるのかと、そういうことになりました。いかがでしょう。

○国務大臣(伊吹文明君) 教育論は、先ほど私申し上げたように、だれにでも責任を、押し付けると言っちゃいけません、だれにでも、だれの責任ということも追及できる分野なんですよ。これは、御家庭と地域社会と、そして学校とが一体になって子供の性格あるいは学力、人間性をつくり上げていくわけですね。

今の先生の御質問にお答えするとすれば、やはり私は、現在の教育基本法というのは、これは戦前の反省から個人、個人という人権とかというものを、大変強く権利というものを念頭に置いた作られ方をしています。そして、確かに先生がおっしゃったように、憲法にはその権利の使い方についてできるだけ抑制的でないければならないということが書いてあるにもかかわらず、現行の教育基本法には、やはり公益とか、自分たちの権利には必ず公の義務が伴う、そして守るべき自由には規律があるというこの教え方がやっぱりどうしても薄くなる。ですから、日本の伝統的規範意識、あるいは公共への貢献、そういうことが今度の改正法案にはかなり強く出ているわけですね。

これは、文部科学省が悪いんじゃないかと先生今おっしゃるけれども、それで解決するんですしうか。私はやはり、国民というか、これからの日本の子供を預かる国会議員みんなが今まで国会で

審議をし、国会で積み上げてきたものを、そして学校現場で積み上げてきたものの基礎を少し、これじゃやっぱりまずいということであればみんなが協力して変えていくと、そこに私はやっぱり未来があると思うんですけれども。

○広中和歌子君 大臣のおっしゃることはよく分かりますけれども、それでは、新しい教育基本法ができればどのように変わるのか。二条にいろいろ目的が書いてございますけれども、例えばこのような、要するにいい加減な、子供が自殺するほど苦しんでいても無関心なそういう同級生が一杯いるような、そういう子供たちが大人になったとき、愛国心が育つかと。国を愛するといったような、そういう態度を持つことができるのかと。そういうことが非常に、私は別に心配しませんが、そういうことは大いに問題だろうと思えます。愛国心、人類愛ですよ、それから公正さの感覚ですよ、そういうものが育たないでそのまま大人になると。そうすると、世界から美しいと感じられる国なんかになれるんでしょうか。私、すごく心配ですね。

○国務大臣(伊吹文明君) 全くおっしゃるとおりなんです。だから法案を変えようと言っているわけですよ。そして、この法案の理念に基づいて、学校教育法なら学校教育法を変えて、そして学校教育法に基づいた指導要領を作成して、公に對して、つまり学校、子供の社会でいえば、自分だけよかつたらいというんじゃないで、子供の社会のバランスをやつぱり考えられる子供をつくりたい。

ただ、これは、先生もそうかも知れませんが、私は小学校一年生でした、終戦のときは。ですから、私と同世代の者が教育を受けて、結婚をして、そしてその教育に基づいて、教育で教えられたことで、平均的にいえば子供を育てて、そして育てられた子供がまた子供を産んで、そしてまた子供を育てていく。そしてその制度の下で教えていただいた我々が学校の先生になって、その学校の先生が教えた人がまた学校の先生になって、そ

してその子供、その教え子がまた今学校の先生になって教えている、こういうやつぱり積み重ねがあるわけですね。この積み重ねが少しずつやはいいところもあつたけれども、先生がおっしゃっているような正に社会の病理が出てきているわけですから、これを変えようじゃないかと申し上げているわけでして、先生がそういう御心配を、私は心配しないと言われちゃ困るんで、心配していただかには困るんですよ。

ですから、是非我々と御一緒にこの作業に参画をしていただきたい、私はそう願っています。

○広中和歌子君 いや、私が心配してないと申し上げましたのは、いや、大いに心配しているから今問題提起をしたわけですが、こうした教育基本法という新たな枠組みをつくったところで、実際にどういふふうに変わるのかと。変えていくのは、それこそ先生であり親であり、そしてコミュニティであり、あらゆる人たちなんです。ね。その人たちを変えていくその力がこの教育基本法にあるかどうかということが問われているんじゃないかと思うんです。いかがでしょう。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、再三申し上げていきますように、時代の変遷とともに必要なことを書き込んでいくわけですね、今度は、規範意識とか公共の精神の重視とか。あるいは当時は大学にほとんど、大学への進学率は非常に少のごいましてから、大学という記述もございせん。だけれど、今度は大学の持つ意味。そして、当時はもう当然これは核家族は少のごいまして、この法律ができたときは、夫婦共働きなどということは現実にはほとんどありませんでした。だけれど、今はそれは当たり前になっておりますからね。そうすると、やつぱり家庭が教育の原点であるということも一度はつきりと再認識しておかなければいけませんから、その条項も新たに付け加わっているわけです。

だから、先生がおっしゃった地域社会、学校の

先生、そして御家庭、そういうものがみんなこの法律によって、二条の目標に従って各法律が整備されるがら変わっていく、変えたいと思つて基本法を提案している、こういうふうな御理解いただきたいと思ひます。

○広中和歌子君 それで、具体的にいろいろ書かれていますけれども、例えば十七条、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない、というふうになっておりますし、第十条では、ちよつと戻りますけれども、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的な責任を持つて云々と。いろいろ書かれていますけれども、どれだけの、何というんでしょう、強制力があるのか、どれだけの強制力だけではなくて影響力を持つて教育を取り巻く環境を変えていくことができるのか、現代という社会の中で、本当に疑問に思わざるを得ないところが一杯あるわけですが、どうでしょう。

○国務大臣(伊吹文明君) この法律を変えたから明日から何か突然世の中が変わるというのは、これはもう理念法でございますから、あり得ないこととでし、ましてや教育というのは、もう効果が出てくるまで正に国家百年の計と言われるわけです、インスタントラメンを作るような作業ではないわけですから、やはりこの法律の理念に従つて教育振興基本計画というものを作つて、そしてこれは中教審でいろいろの中に盛り込むべき事項というのは御提案、御提言をいただいております。これはいづれ、できまして国会にお示ししなければいけないわけですが、それに従つてやはり少しづつ、これは本当に財政や金融の話のように、金利を動かしたらどうとか税率を動かしたら明日からどう経済がなるというもののじゃございせんので、多分私がもうこの世の中からいなくなつて五十年ぐらいたつた後、あのとき教

育基本法を直した大臣がいたけれども、それはよかったとか失敗したとか、その程度の私は後世の歴史のまあ被告となって引つ張り出される立場だと思つてやつておりますので、教育の本質というのはそういうものだということだけはひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○広中和歌子君 伊吹大臣が五十年後にもこの教育基本法について非常に指導力を発揮されたということがいい形で残ることを私自身も期待しているわけでございます。

ただ、社会はどんどん変わっていくといつていの中で、様々なひずみが生まれている中で教育といふことがあつて思ひます。第十二条に社会教育といふことがございます。私もアメリカで二十数年前まで住んでおります中で、社会教育というのが当たり前に導入され、そして再チャレンジの一つのステップになつたということ度々国会の中でも発言してまいりました。

日本の中でその社会教育、いろいろなことあるわけですが、いろいろな取組がされているんですけれども、問題は雇用の側なんです。いわゆる日本の雇用といふ終身雇用、それも、しかも年功序列といったような古いタイプのそうしたやり方がせつかくの社会人教育で新たな技術を身に付けてもなかなか再就職のチャンスがないと、再チャレンジのチャンスがないと。特に年齢が行きますと、その年齢にあつたものから、なかなか就職ができないといったようなことがあるわけなんです。

社会教育といふことをやる場合には、是非、日本の産業界と話し合いながら、このような技能を得た者はこのような形で雇用されるというたような、そういう筋道を付けるということも非常に大切だと思ひます。そういう筋道も、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 社会教育は、先生がおつしやつていられる意味での職業あるいは新しい職業能力を身に付けるという部分もありますけれども、

も、同時にそれだけではないことはもうよく御理解いただいていると思ひます。これも非常に価値観によつて評価が違つてくることだと思ひますが、このごろはやはり日本の経済界も終身雇用を見直すという動きが結構出てきているわけなんです。これはこれで欠点があることはおつしやつていとおりで。しかし同時に、じゃ、終身雇用をみんなやめちやつて、今ほとんど自由化が進んでいる労働法制どおりやつた方がいいという御意見は、民主党は必ずしも私そういう御意見じゃないんじゃないかと思ひますけれどもね。

ですから、やはり経済界に理解を求めてやらなければいけない部分についてはお話をしなければいけませんし、特に社会教育以外に例えば家庭教育といふのを今度新たに設けております。これは、子供さんがいる限りはできるだけ早く戻してもらわないと困るんですよ。これも経済界にどこかで私はお話をしなければいけないと思つておりますので、先生がおつしやつた意味で職業教育的社会教育を受けた人が入りやすくなるような雇用形態も必要でしようし、同時に、生涯その企業で仕事をするといふのが雇われる側にも安心感がある。そして、雇う側もこれは最大の設備投資をするわけですからね。その間にいろいろな研修を、技術研修、英語の研修、何々をやつてばつと替わられちゃ、これは経営者としてはかなわないわけですよ。

だから、その辺のやつぱりバランスをよく取つてやつていただくようには、私からも是非相談はしたいと思ひます。

○広中和歌子君 清少納言や紫式部を勉強するのでも大変な楽しみでございますけれども、まだ子育てが終わつて四十、あるいは三十五、四十、あるいは一つの会社に勤めて二十年、別のことにチャレンジしたい。そういうふうな、この長寿社会におきましては、非常に本人自身も変化を求めるといふこともあるし、また社会の要請として、グローバル化であるとか、それから景気の変動、そして雇用の流動化と、そういうようなことがもういや

応なしにあるわけですよ。

文部省というのは、もちろんきちんとした大きな流れで方針を立てていくべきところだろうとは思ひますけれども、余りにも社会の動きに対して、何といふんでしよう、後れがちといふのか、そういうような感じがして仕方がないですね。例えば、社会人教育の話が出たのは一九七〇年代ですよ。ユネスコのラングラン、御存じのとおりだと思ひます。

そういうふうな、世界が変わつていっているのに日本だけが後れていて、しかも今、不正な正規雇用と非正規雇用の格差であるとか、いろいろな問題が起つていっているわけですよ。こういう問題に対しても、文部省だけではなくて、今、日本の公務員制度といふんでしようか、官庁が非常にいろいろな形で批判されている中の一つは縦割りであると思ひます。そのような状況をとらえながら、もつともつとこの部分に関しては積極的に口を出していただきたいと、そんなふうな思ひます。

特に、同一価値労働同一賃金といふんでしようか、といふような形で、正社員の人やたら働かされ過ぎ、そしてほとんどプライベートルームな時間がないと、片や非正規雇用の人たちは安い労働で結婚もできないと、結婚してもなかなか家庭がうまくいかなないほどの安月給であるといふような、そういう状況。これもやはり、文部省の守備範囲からは離れるかもしれないけれども、社会教育といふのをそういう視点に立ちましてもつともつと企業との話合いの中で追求していただきたい。

そして、プロフェッショナルな資格といふんでしようか、プロフェッショナルと言つてちよつと何か高級なイメージしますけれども、それこそ手に職といふものの資格制度、もうそれは既にございますんでしようけれども、再就職し、その能力にふさわしい給料が得られるような、そういう社会をつくつていくことが、やはり社会の中に安定感を与え、家庭の中に安定感を与え、そして幸福な安定した満足した親からいい子が育つと。そして、いい子が集まつていい学校をつくつていく

と。また、いい先生もそういうところに集まつてくるといふような、いい、何といふんでしよう、循環が生まれるんじゃないかと、そんなふうな思つていられる次第でございますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) おつしやつていられる部分は、そのとおりという面と、それから、率直に言つて先生は大変な知的エリートでいらつしやるから今のようなお立場は堂々とおつしやられるんだけれども、必ずしもみんなそうじゃない人たちがいるわけ、今の人たちがどういふ気持ちでいるのか、どういふ希望が多いのかといふことを十分やはり把握して、そして、先生のおつしやつていられるように、時代の流れに取り残されるような鈍感なことをせずに、感性を持つて経済界とも話をしたいと思ひます。

○広中和歌子君 ありがとうございます。

最後の質問をさせていただきます。幸か不幸か子供の数が減つていって、先生は今までどおりの数であればだんだん少人数学級といふことが可能になるわけですよ。ところが、実際には行政改革推進法で児童生徒数の自然減を上回る教職員の純減を規定しているなどといふことが言われているわけでございます。やはり私も、私の世代は五十人学級でそれでも何とかやってきたわけですが、やはりアメリカの例とかフィンランドの例とか見ておりますと、少人数学級の方がいいに決まっていると思ひます。

それで、そういうことで学校の先生の数に關して、私は給料のことはあえて申しませんけれども、こういうことに関しては国の予算を減らさないようには是非お願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 今おつしやつた行政改革推進法の運用といふのは当然教職員の数と教える子供との間のバランスで決まつていられるわけですから、それを超えて切り込むなどいふことはもう当然あり得ない。むしろ、今の御質問はそれを切り込まずに置いておけば一学級当たりの人数が

下がつてくると、これはある意味では理想だと思
いますね。しかし同時に、一方で、これは納税者
があつての話で、我々もやはり税を払っているわ
けですから、そののやっぱりバランス、これは
昔のようにお殿様が一方的に年貢を取り立てて自
分勝手に使つちゃうというのは民主政治ではあり
ませんので、取つたものは必ずお殿様である主権
者へ返つてくるわけですから、このバランスで
決まつてくることだと思います。

私の願ひとしては先生と同じで、これは公共事
業よりも将来投資の一番果実を結ぶところでの
で、私としてはできるだけ努力をして、今先生の
おっしゃつたように今年末も頑張りたいと思つて
おりますので、ひとつ先生もよろしくお助けをい
ただきたいと思ひます。

○広中和歌子君 終わります。

○浅尾慶一郎君 民主党・新緑風会の浅尾慶一郎
です。

今日は教育基本法の改正案につきまして条文ご
とにいろいろと質問をさせていただきたいとい
ふふうに思つておりますが、最初に総論として、こ
れまでいろいろと議論が出てきております直近の
課題で、いじめ・自殺問題について、二点伺
わせていただきます。

来年度、いじめの実態調査を全国的に行うとい
うことを聞いておりますけれども、いじめといじ
めによる自殺、それぞれの定義をまず教えていた
だけますでしょうか。まず、文科省がとらえてい
るいじめとは何か、いじめによる自殺は何かとい
うことの定義を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 事実関係ですか。

○浅尾慶一郎君 多分、副大臣まではお求めして
おりますが、政府参考人はお願ひしておりませ
んの、よろしくお願ひします。

○委員長(中曾根弘文君) 速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(中曾根弘文君) 速記を起こしてくださ
い。

○国務大臣(伊吹文明君) これはもう是非、理事

会の御決定ですから私が御答弁いたしますが、事
実関係とかこういうことは私が必ずしもすべてを
つまびらかにしているわけではございませんの
で、その点は御了承をいただきたいと思ひます。
まず先生、いじめの定義をまずやらなくちゃい
けませんね。

文科省のいじめの定義というのは、自分より弱
い者に対し一方的に身体的、心理的な攻撃を継続
的に加え相手が深刻な苦痛を感じているものとし
て、個々の行為がいじめに当たるかどうかという
ことを判断してもらいたい。そして、表面的、
形式的に行うんではなくて、いじめられていると
訴えている子供の立場に立つていじめかどうかを
判断してもらいたいということを文部科学省の定
義として各教育委員会に調査をお願いしている
ということです。

それから、自殺については、調査時点で学校が
把握している自殺の主な理由の一つを報告させる
方式を取つていくわけで、自殺というのはもうい
ろいろな心理的要因が重なつて自殺に追い込まれ
るわけですから、その大きな理由として自殺に追
い込まれたのがいじめであるという場合は、選択
肢の一つとしていじめがあるということを報告し
てくださというのを申し上げているわけ
です。

○浅尾慶一郎君 ありがとうございます。

一応申し上げておきますと、事前の質問通告段
階で、まあいつものことなんです、政府参考人
は、新しい国会の対応が決まつてから、私として
は求めている。したがって、副大臣、政務官
は結構ですと、大臣お一人じゃ大変でしょうから
ということはお申し上げておりますので、その
ことを付言させていただきたいと思ひます。

今御答弁いただきましたので、その二番目です
けれども、今までいじめといじめによる自殺、自
殺については様々な理由があるという御答弁をい
ただきました。様々な理由がある、理由について
うか原因ですね、原因が様々あると。したがって、
それが、そのいじめが主な原因でないと判断され

ていたから今までいじめによる自殺というのが報
告されていなかったのか、それともそこを、何と
いうんですかね、まあ違う理由の方を主にした
かったのかということ質問の一点目と、統計上
いじめが減つていくと、その減つていく理由とい
う、その二点についてまずお願ひしたいと思ひま
す。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生、まず国会でござ
いますから、当然政治家同士の議論をするとい
うのは私は大賛成で、ほとんど私もだから役人の書
きました想定問答は読まずに答弁いたしております
。ただ、やはり国会でございまして、政治家
同士の議論という、質問がやっぱりお互いにやり
取りをするということ、余り役人的なことは私
は答えられませんので、その点は御了承ください。

今の御質問について私なりの感じを申し上げます
と、確かに多様な原因があるから自殺の原因がい
じめだということ認定しにくいという理由は一
つあると思ひます。しかし、それ以上に、これは
テレビの番組等で学校の先生や教育の評論家の
方々とも私のお話をする機会があつてなると思
ひますのは、やっぱり学校は学校なりの良く言え
ばプライドですね、教師は教師、担任の教師は、
あるいは校長は校長なりのプライド。自分の指導
がうまくいかななくていじめが出たとか、あるいは
学校から自殺者が出たということ、あるいは更
に上に行くと、把握していても教育委員会がそ
ういうことを出したくないという、やはり私はモチ
ベーションは否定できなかったと思ひます。

ですから、再三文科省も注意はしておるん
です、これは不十分だったと私は思ひます。い
じめが少なくなっていくことではなくて、いじめを
把握して、そして事を大きく至らないように処理
した学校あるいは担任を評価するという方針で教
育委員会が対応してほしいということを申し上げ
ていくわけですが、これが必ずしも十分行き届い
てなくて、まあ人間だれしもそうでしょうが、己
を飾りたい、繕いたいという心の表れが、残念
だけれどもこういう数字になつていっていると思ひ

す。
○浅尾慶一郎君 ありがとうございます。さすが
に政治家同士の議論ということで、本音の話をし
ていただきました。

私もおっしゃるとおりだと思います。それぞ
れの学校現場でのプライドもあるでしょうし、教育
委員会でのプライドというものも報告の阻害要因
になつていいます。今大臣お答えになられたとおり
だと思ひますので、そこを変えていくというのが
求められていることだと思います。

通告の三番はちょっと大した話じゃありませ
ん、飛ばします。四番のいじめ、自殺に関し
て、そういう意味で大臣の責任ということになり
たいと思ひますが、今おっしゃつたように、教育委員
会あるいは学校でもつて本音の理由を、隠すん
じゃなくて見つけて報告をするというのを、それ
を求めるのが責任だという理解でよろしいでしょ
うか。

○国務大臣(伊吹文明君) 責任というよりそれは
私の職務の一つとして、責任、あえて責任と言え
ば、まあ率直に言えば今のような指導をしている
にもかかわらず、例えば警察庁の資料あるいは法
務省の持つてくる自殺の資料と、自分たちのとこ
ろへ上がつてくる、各教育委員会から上がつてく
る統計数字に乖離があるじゃないかということ
を、気付け感性がない役人を、その感性を自覚させ
る指導ができていなかった大臣ということだと思
ひます。

○浅尾慶一郎君 かなり本質的な話をしていた
んだと思ひます。

警察あるいは法務省が持つてくる数字と文科省
が持つてくる数字が違ふじゃないかということに
気付けてなかったのが問題だと、まあ端的に言え
ばですね、今までの問題でいけばそういうことだ
ということだと思ひますが、今後は、じゃどうや
つて気付けさせるのが大臣としての。

○国務大臣(伊吹文明君) 気付けてなかったの
か、まあそういう統計があるということも知らな

かったのか、気付いていたけれどもまあ何の手を打たなかったのか、いろいろあると思いますよ、それは。

しかし、もうそれは済んだことは済んだこととして、これからはどういうふうにするかといえば、やはり役人としての感性を磨かせるより仕方のないことですね、これは。国民の税金をもらって仕事をしているわけですから、常に緊張感を持って、縦横です、報告、連絡、相談、そして、やったことの最後の確認、これは私が九月に文科省に行ったときに最初に役人の皆さんにお願いしたことです。報告、連絡、相談、確認だけはしっかりやろうよと、これさえできていれば、あとの責任は私が取ると。しかし、これができていなくて私を国会で立ち往生させるということは駄目だよということを言っております。

○浅尾慶一郎君 役人としての感性を磨くということですが、これはちよつと、我が党の同僚に事前通告をしていない質問をあえてさしていただきましたが、今の制度ですね、教育委員会制度というのが、先ほど伊吹大臣の方で、そことしてもブライドがあつたのではないかと。ですから、本省の役人としての感性というのにも必要だと思いが、制度を若干、民主党案では学校理事会制度をつくることによって変えていくこともできるのではないかと、これを主張しているわけですが、今のいじめ自殺の問題に即して、学校理事会制度をつくるかどうかというふうにそれが機能するかというのを、提案者、ちよつと、事前通告ないですけれどもお答えいただけますか。

○鈴木寛君 お答えを申し上げます。

私もいろいろな現場に行つて教えていただきますと、今問題になっております感性といふか、感性ですね。要するに、教育現場で何かやっぱりシグナルは小さいながらも出ております。やっぱりそこに気が付くのか、あるいは気が付いていてもそのままはっておくのかと。そういったことについての感性あるいは感性というものが非常に足らなかつたということを痛感するわけでありまして。もちろん、そこを、感性を磨く、感性を磨いていただくということは非常に重要であります。じゃ、それをより制度論でどういうふうな補完をしていくかということも併せてやっぱり我々非常に重要な課題と思つて考えております。

私も今今回提案を申し上げております学校理事会というものが置かれますと、例えば保護者の方がこれはおかしいと。今回担任の先生に相談に行つていこうというケース多うございます。しかし、そのときに受け止める側の担任あるいは学年主任の感性、感性がいま一つであつた場合に、今の状況であるところまで止まってしまうわけでありまして。そこで我々は、学校理事会を設けて、その中に地域の代表、そして保護者の代表、そしてその代表者が過半数を超えるという制度を用意をいたしております。

そうしますと、保護者は、地域の代表なり保護者の代表に、こういう問題起こっているんだけれども学校側で対応してもらえなかつた、これ十分対応してもらえないかということと直接申し入れることができるわけですね。そうしますと、その日にも緊急に学校理事会を開いて、この問題をどう対応していくのかということが学校の機関として、学校の意思決定として行えて、そしてそれが直ちに学校関係者によって実行がなされること。

こういう制度を用意することによって、いわゆる感性、感性の低い、あるいは鈍っている方であっても、その行動様式を変えていくという制度を用意をさせていただいていくというふうに御理解をいただければと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 今のことだけに限つて言うと、学校理事会というのは非常にいいと私は思います。しかし、衆議院の審議の際に、学校理事会の在り方について御党の前原議員とやり取りをしたときに、理事会には人事権、人事の上申権を与えるということをおっしゃっているわけですね。これは藤村先生も同じ意見でした。そのとき

に、どういう方がこへ入つてこられるのかということ、学校現場の教育の中立性というものがどう担保されるのかという、このことは違う大きな考えなければいけない問題があるわけですね。ですから、教育行政でどう担保するかというのは民主党の提案者がおっしゃつたとおりの問題意識を私たちが持つております。ですから、今文部科学省がいたいただくのは、調査の依頼をした結果の数字をいただいているわけですね。これは西岡先輩も同じようなお考えのようですが、やはり義務教育の最終責任は国が負うと。これは民主党案に書いてあるわけですね。だから、学習指導要領その他、このいじめの問題等も国が最終的責任を負うわけですね。

それをどう担保するのかと。担保するのは、御承知のように、これはもう予算権と人事権とあるいは法律の執行権によって担保しなければならぬわけですね。そこをどう組み立てていくかということ、これは、これは民主党案にも我が方の案にもそこはまだ明確に打ち出せていないんですが、そこをやはり将来的には、かなり共通点がありますので、協議をして、今のようになんか数字が上がつてこないような行政の仕組みを私はつくり上げるべきだと思つております。

○浅尾慶一郎君 私どもも、理事会制度というのは、単に案として出しているということよりは、より良い学校現場をつくるというために出している案でございます。そういう意味で協議をしていただけたらというのは大変有り難いということですが、鈴木提案者にちよつと、今の先ほどの説明に加えて、協議ということも含めてお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木寛君 補足で申し上げますと、これは大臣も御承知の上で今のような御答弁されていると思ひますが、現行の地方教育行政法でも学校運営協議会というのがもう盛り込まれて、そして幾つかの地域ではもう具体的に実践がされているわけですね。それを見ますと、やはりおおむねそのうしたその地域の声あるいは保護者の声をとらま

えた学校運営が行われていて、そしてそのことが子供たちにとつて、いじめ問題も含めて、非常に好影響を与えているのではないかと。非常に我々は評価をしております。

そういう中で、任命権者についての、上申権についての、先ほど大臣がお話になつた点も既にこの学校運営協議会の中で行われていて、これを評価しながら、より全体の公立学校制度に適用、適用をしていこうというふうな文脈の中で、私どもは学校理事会制度を御提案させていただいていふということと併せて御答弁申し上げたいと思ひます。

○浅尾慶一郎君 どうもありがとうございます。

それでは、法案の前文について伺つていきたいと思ひますけれども、午前中最後の質問になります。

「公共の精神を尊び、」との文言が附加されておりますけれども、これはどういう理由でしょうか。○国務大臣(伊吹文明君) これはやはり個人の権利あるいは人権というものは、これは当然尊重されなければならぬんですが、権利には必ず義務が伴うと、守るべき自由には規律が必要だと、これが人間社会の原則なんです。そして、我々が乗っている共通の船である日本という国あるいは世界、地球というものは、この公共の精神、同じ船に乗っているんだという気持ちがあれば、いづれ自分も船とともに沈んでしまうと、その意識をやっぱりしっかりと持つ教育をしたいということでございます。

○浅尾慶一郎君 同じ船に乗っているんだという意識を持つ教育をしたいという御答弁であります。が、それと同じ文言なのかどうか、ちよつとこの新聞記事しかないのでから文脈が明らかではないんですが、河村元文部科学大臣が、今の自民党の政調会長代理だと思ひますが、沖縄タイムス紙のインタビューで、個人の尊厳だけの教育では自己中心的な人間ができるという認識を示しておられますが、今御答弁いただいた大臣の御答弁も

そういう同じ文脈ということでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生も新聞だけだとおっしゃったんですが、私は今初めて、率直に言ってお話をお話を伺いました。河村さんがどういう意図でそれを言ったか分かりませんが、まあ、彼の話もよく聞いてみないといけません。私が申し上げたのは、やっぱり個人の権利、人権というのは公共の精神を露することによって担保されるであって、個人の権利だけなどということは本来人間社会にもあり得ないんですよ。現在の法律においても、今回御提案しております法律よりは記述は必ずしも明確ではありませんけれども、当然個人の権利だけを書いてある法律なんていうものでは今の法律もいって、私は、河村さんはそこはよく分かって発言しているんじゃないかと思えます。

○浅尾慶一郎君 もう一分ありますんで、じゃ、最後、前文だけ終えたいと思いますが。

それだけということはないと思いますが、公共の精神の尊重が教育基本法の改正の趣旨でしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) それも多くの改正の趣旨の一つでございます。

○委員長(中曾根弘文君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから教育基本法に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育基本法、日本国教育基本法、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進に関する法律案、以上四案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浅尾慶一郎君 午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

午後は条文ごとの細かい点について逐条ごとに伺っていききたいと思います。

目的ということで、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な素養を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと第一条に書いてありまして、第二条は教育の目標ということで様々書いてあるわけですが、目的と目標の違い、これはどういふところですか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは用語の説明のようになつていますが、私は提案者ですから、立法意図という形で御説明をいたしたいと思えます。

一条は、何を指してどういう人間を育てるかということを書いてあります。そして二条は、この目的を達成するための今日的に重要と考えられる具体的な事柄を記したということです。

○浅尾慶一郎君 という御説明でございましたが、一条に「必要な資質を備えた」と書いてあります。必要な資質を備えることが言わば目的ということだと思えますが、その必要な資質というのは二条で細かく規定されておりますところで具体化されていると考えてよろしいのでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 重要な要件として二条に規定していると御理解いただいて結構です。

○浅尾慶一郎君 それでは、この第二条の中で現行法との比較で質問をさせていただきたいと思えますが、現行の教育基本法は、第二条、教育の方針、現行は方針なんですけれども、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するため」

「学問の自由を尊重し、実際の生活に即し、自発的精神を養い」と書いてあるんですが、今度の政府の教育基本法は、「学問の自由を尊重し、つづつ」になっているんですね。「学問の自由を尊重し、つづつ」というのが改正案であり、現行は「尊重し」ということで、言葉じりをとらえるわけではあります。この「尊重し」というのと「尊重し、つづつ」ということの違い、この方

が少し弱いんじゃないかなというふうに思うんですが、それは弱めることではないということでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 学問の自由というのはいつにおいても大切なことでありますから、立法意図としては、特に現行法に比べて弱めるという意図は全くございません。それは昨日も御質問がありまして、同じようにお答えをしておりますが、「つづつ」というのは英語で訳せばウィズ・ザ・コンディションだと思えますが、それを条件としてということだと思えます。

○浅尾慶一郎君 じゃ、もう少し具体的に伺ってまいりたいと思えますが、この第二条の中で、「学問の自由を尊重し、つづつ」というのと「つづつ」というところとどう重なるかということについて、例えば、いろいろ書いてあるんですが、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度」と「学問の自由」というのは、まあ基本的に私は重なると思えますが、公共の精神の解釈によつては重ならない場合もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこも学問の自由の方が尊重されるということなのか、それとも公共の精神の方が優先するののか、その点について伺いたいんです。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、その事案その事案、具体的な事案に即してやはり解釈されるべきことだと思えます。

多くの場合、これは二律背反なことではないと思えますが、先生がおっしゃったようにですね。しかし、このことを、解釈によつて、学問の自由が優先するのではないかと解釈をした場合に、有権解釈権は御承知のように法律の所管をしている内閣にあります。その解釈がおかしいという場合は、これは司法で争うということです。

○浅尾慶一郎君 おっしゃるとおりなんですけど、仮にこの法案が成立した段階というのか、今は作成過程ですね。立法者の意図としてはどういふことになりそうですか、今のこの意図というのか。

○国務大臣(伊吹文明君) ですから、適正に運用

されれば、これは二律背反なものではないというように申し上げておきたいです。

○浅尾慶一郎君 適正に運用されればということですが、実は、少し質問が飛ぶかもしれませんが、戻ってくるという前提で申し上げておきますと、この「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度」というのをまず伺っておかないと、そのことと「学問の自由」というのが二律背反するのかわからないのかというのが分かりませんので、これは通告してあると思えますが、どういう態度ですか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、午前中にお答えしたように、我々が共通の社会の一員であるわけですから、例えば個人の権利の主張あるいは個人の権利の主張と公益とのバランスというのは、これはいつも論じられることだと思います。

それと同じように、公共の精神と学問の自由、学問の自由という言葉で、何をしても学問の自由かという、それはおのずから各法律の制約の下にある、憲法の制約の下にもあるわけですから、当然そこは個々のケース・バイ・ケースに当たつての運用の問題、それをどう理解していくか、あるいはその理解あるいは運用に対して自分は違う考えを持っているという場合は、これは裁判に訴えて司法の判断を仰ぐということができるといふのが我が国の統治のシステムです。

○浅尾慶一郎君 犯罪にならない前提で申し上げていきますと、例えば無政府主義という考え方が哲学上あります。これは、それを実力行使をもつてすれば、これは犯罪になると。無政府主義の考え方を教えることは、公共の精神に基づいていることに合致するから、これは学問の自由とも合うんだということになるのか、それとも無政府主義の考え方を教えること自体が、哲学的なアナキズムというものを教えること自体が、公共の精神に基づいて主体的に社会の形成に参画することに反するんで、それは学問の自由の尊重にはならないのか。具体的にどうおっしゃったんで、そういう場合はどうでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これも率直に言う、教える方、教える中で組織的な、何かアナキズムの活動に組織をしていくとか、そういうことがある場合には、既に国会で議決した各法に触れてくる場合がありますね。ですから、学問として、例えばレーニンが革命のために国家を憎めと言っているということを教えるということは、別に公共の精神に反することではなくて、一つの学説としての教えるというわけですから。ただ、そのことが今度、国家を例えば転覆させるとか、今の先生のお言葉で言えばアナキズムの国家運動になるというようなことは、むしろこの法律の範囲を超えて、既に国会で議決をしている各法において裁かれるということじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 この法律ではなくて、ほかの法律に触れるものにおいては当然そういうことだと、それは理解をいたしますが、この法律で新たにこの法律があるのかないのかということ、個別の、この二条で定めている様々なことについて伺いながら、また学問の自由の方に戻っていきたいと思います。

質問通告をさせていただいている順番に戻りまして、例えば「豊かな情操と道徳心」ということが二条の中に書かれていますけれども、これは何であるかということ、どのように養うかと。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、情操という言葉で立法意図が表しているものは、自分より優れたもの、あるいは自分が非常に小さなものという、美しいもの、あるいは自分より大きな存在、自分が及ばないもの、そういうものに對する一つの、何というんでしょうか、感動する心、心根とか、まずそういうものでしょうね。

道徳というのは、いわゆる人間社会の善悪、こういうものの判断基準として、ここはまた学問の自由との間で先生が御質問をされる可能性があると思います、一般的に受け入れられている、じゃ、一般的に受け入れられているものは何かと。社会の中では少数だけれども、そういうことをやった場合はどうだという御質問は多分あると思

います、一般的に我々の社会の中で、法律はもちろんです、法律を超えて、英国流に言えばコモンローと言うんでしょうか、祖先の営みの中で、法律には強制されないけれども進んでやるべきこと、法律には禁止されないけれども恥ずかしからやらないこと、こういうものに従おうとする気持ち、これが道徳心だと思います。

○浅尾慶一郎君 もう一点は、どのようにそれを養うということなんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、やはり過去にそういう情操に触れたような祖先のいろいろな事案、あるいは道徳を守ることによって社会が維持されてきた事実、そういうものをやはり教えていくということだと思います。

○浅尾慶一郎君 学問の自由との絡みで、分かります、例でちょっと伺った方がいいかと思

います、少く飛べますが、国を愛する態度というのがございますが、これは、例えば政府の施策に反対する合法的なデモ、要するに施策に反対して国を愛するがゆえにデモを行うということもあると思います、あるいは祝日に日の丸を掲げないという態度とか卒業式で君が代を歌わないという態度、こういうのは国を愛する、こういうのも含めて国を愛する態度になるのかどうかということ、これをまずちょっと伺いたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) ちょっと私の聞き違いなら許していただきたいんですが、君が代を歌わない態度とか国旗を掲げない態度が国を愛するということになるとおっしゃったんですか。

○浅尾慶一郎君 もう一度。事前に伺って、私のちょっとレクが違ってればそれは違っていただいていいんですが、そういうものも含めて、要するに国を愛するがゆえに、中にはですよ、別に日の丸を認めないという人もいますでしょうし、君が代を歌わないという人もいますでしょうと。ま

あ、それはそれで一つの考え方でしょうし、それからデモも、合法的なものであれば国を愛するがゆえにデモに行くというのもあるんで、それも含めて国を愛する態度だということ、聞いたんです。だけれども、それは正に立法者である大臣がそうでないというのであれば、それはちょっと伺っておきたいということです。

○国務大臣(伊吹文明君) それはその人の信条の問題ですから、そこへ立ち至ることはできません、国家といえども。ただ、多くの人たちは多分そういうふうには思わないでしょうし、今度、そういう態度や姿勢を教えるということは、この法律というよりも、例えば公務員としての規律というの、これは当然学校教育法の指導要領ですか、大臣告示である指導要領に従ってもらわなければならぬというのは、これは日本国の法律の体系ですよ。

ですから、どうするかということ、現場でどういうことを教える、教えないという、これは教育基本法のこの委員会ですから、教える、教えないかということ、個人がどう思っているかということとはおのずから違ってくるんじゃないでしょうか。だから、心の中へ入り込んで、それは駄目だとか法律でこうだとかっていうのは少し次元の違う問題だと思います。

○浅尾慶一郎君 もう少し、日の丸、君が代とデモとはちょっと違うと思いますので分けて考えたいと思いますが、私は、繰り返しになりますが、合法的なデモに参加するのは、私はこれは、場合によっては、場合によっては、私はこれは、場合によっては、当然、国を愛するがゆえにデモに参加しているということですから、これも国を愛する態度と理解していいと思うんですが、それも含めて大臣はそれは国を愛する態度としてこの教育基本法の二条が定めている教育の目標とは合致しないということでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) その人はそう思っておられて、国を愛する、自分は国を愛しているから合法的な、合法的なというデモなんでしょうか。

そのところを少し教えてください。

○浅尾慶一郎君 私実はデモに余り行ったことないものですから、何が合法的なデモか分かりませんが、一応、届出をしてあるデモというものは合法的なデモだということだと思いが、そういうものに参加するのは、その個々人の、自由主義の日本の下において、考え方、日本の国がこういうところが悪いからというデモンストレーションをするんだという発露だと思います。それは国を愛する態度だと理解していいんじゃないかと。それも含めて国を愛する態度ではないんだということになると、それはちょっと教育の目標としては私は違うんではないかと思いが、立法者としてはどう思われるかということをお伺いいたします。

○国務大臣(伊吹文明君) それは先生、届け出てあつて許可を受ければ合法的なデモになると思いますが、何を訴えるデモなんですか。そして、それが既存の法律その他において認められないことを訴えるデモであれば合法的にならないですよ、まず。そのところはどうかですか。

○浅尾慶一郎君 何を訴えるというのは、要は合法的なことから、繰り返しになりますけれども、そのデモでもって非合法なことを、中身も含めて非合法なことを訴えるということではあります。具体的に言えば、例えば、(発言する者あり)今、今ちょっと障害者自立支援法の再改正を求めたけれども、障害者自立支援法の再改正を求めたけれども、障害者自立支援法の再改正を求めたけれども、これは正に国を愛する、あるいは地域社会を、これはここで書いてあります郷土を愛するということから出てくる態度ではないかなというふうに思うんですが、それも含めてこれはその態度に含まれないという解釈なのかどうか。

○国務大臣(伊吹文明君) その障害者自立支援法に反対するデモに参加するというのが愛国心の発露であるかどうかは、これは非常にやっばり意見のあるところじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 いや、それは意見があるところ

かもしれませんが、私はその今のお話で少し危険だなど思うのは、その愛国心の発露を時の有権者決める、このデモは愛国心の発露でないと決めるというのは非常に危険な考え方ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、だから合法的であると先生がおっしゃったことが、正に決めていることをおっしゃっているわけでしょう。合法か非合法かは届出の受理かどうかで決めるんですから、そこですね。ですから、そこで合法と決められたものについては当然合法であるでしょうし、非合法と決められたものは、今正におっしゃった、時の権力者が非合法と決めることについて不服があれば司法で争えるというのが日本の仕組みじゃないんですか。

○浅尾慶一郎君 いや、ですから、中身は合法的なことなんです、届出をします。ですから、伺っておりますのは、国を愛する態度の中には、事前の役所のレクではそういうもの含まれますよということであつたんですが、どうも大臣の御答弁ですと、そういうものは含まれないんだという認識ですか。

○国務大臣(伊吹文明君) それはちょっと、どういう理解を先生しておられるのかあれなんです、その合法的なデモの内容を教えたいただかないと……(発言する者あり) いやいや、さっき言っていないでしょう。いや、障害者自立支援法が、国を愛する心の発露として障害者自立支援のデモが行われているかどうかということであれば、それは今の愛国、国を愛するということとの関連で御質問いただいても結構だと思いますが、障害者自立支援法に反対するというデモが許可をされたからといって、それが国を愛する心に合致するかしないかというのはちょっと内容が違う話なんじゃないですか。

○浅尾慶一郎君 じゃ、要するに大臣の、この法案の発議者としてのそれは違うんだという考え方だと思えます、今おっしゃっているのは、で、違うということ、少しその議論を、多分、鈴木寛

さんなんかは私と同じような考えだと思えます、あえて、これも通告していませんが、分かりますようにするために答えてもらいたいと思いますけれども、私の考えは、合法……

○国務大臣(伊吹文明君) いや、質問の意図がよく分からないんですよ。
○浅尾慶一郎君 いやいや、いわゆるデモというのじゃよく分からぬということでしょうか。例えば、日本の例ではありませんけど、インドのガンジーが非暴力主義ということでこれはデモを行ったと、ただし、それも含めて、それは国を愛する、インド、日本じゃありませんが、態度の発露だと私は思います。しかし、今の御答弁によりまして、それは違うんじゃないかということじゃないかなと思うんです。

○国務大臣(伊吹文明君) 今の例で少し私はよく分かりました。

障害者自立支援法と国を愛する心というのは、ちょっと私はやっぱり無理があると思いますね。これは今のガンジーのこの例であると、ガンジーがどのような意図を持ってあのデモを組織したのか、そしてそれがそのときの何というんでしょうか、その国との関係でどういう立場でそのデモを行おうとしたのか、そういうことを総合的にやっぱり判断するんじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 私は、今の大臣の御答弁でよく、逆に大臣の考え方が分かりましたけれども、私自身、国を愛する態度というものは、もちろんある態度があつて、それはそれ自体に問題が、国を、日本という国を私自身も愛しておりますから問題があるということとは全く思っておりません。しかし、問題は、あること、その人にとってそれは大切なことを、正に地域社会のために行動することをケース・バイ・ケースで判断するということ自体の方が私は問題なんではないかなというふうに思うんですが、要するに、内容の判断を時の為政者がすることが問題ではないかと思えますが、その点についていかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは何度も申し上げ

ているように、まず合法か合法でないかによってデモが認められるか認められないかということはまず入ってくるわけでしょう。認められた場合は、これは合法としてのデモを時の為政者というのか、時の政府が認めているからデモが行われるわけですから、そのこと自体に私は立ち至るべきではないということをおっしゃっているわけですね。

○浅尾慶一郎君 そのこと自体に立ち入るというのは問題であるというのはそのとおりだと思います。

したがって、教育基本法においても合法的なデモにおいてはそれは立ち入るべきではないと、ただし、何となく聞こえてくるニュアンスからすると、そもそもデモに参加すること自体がどちらかといえば国を愛する態度というものは合致しないというふうに聞こえる……(発言する者あり) いやいや、聞こえて、それであれば……

○国務大臣(伊吹文明君) それは全く私の表現力が拙劣なのか先生の理解力が私に及んでいただけないのか分かりませんが、デモに参加することが国を愛する態度と矛盾するなどということは私は一度も言っておりませんよ。

だから、やはり、まず合法か非合法かということ、デモがそれこそ許可されるかどうかによつて、そこで許可されるということは合法だということでしょう。そして、その中で今度は国を愛する態度と合致するかしないかとおっしゃったから、私は、障害者自立支援の法律に参加することは国を愛する態度と結び付けて考えるというのは私はややどうかということを申し上げたわけなんです。

だけど、ガンジーの例を出していただいたのでよく分かりました、先生の意図しておられること。すると、ガンジーは、あのおときガンジーはデモの許可があつたのか、あるいは許可がないけれどもやったのか、これはやっぱり史実によってきちっと判断しないといけないんですよ。調べないといけないんですよ。そして、そこで、もし当時の植民地インドの法律によつて許可をされていたので

あれば、それはガンジーのやった行為は国を愛する気持ちとして当然私は認められるべき行為だと思えますよ。(発言する者あり)

○委員長(中曽根弘文君) 速記止めてください。(速記中止)

○委員長(中曽根弘文君) 速記を起こしてください。

○浅尾慶一郎君 繰り返しの議論ではないんですけど少し進めますけれども、今のそのデモの話というのは、私は、あることを訴えるというのは国ないしは地域を愛するということの発露の可能性も十分にあるんじゃないかなというふうに思っております、そのこと自体をもつて、その中身で判断するというのがやはり問題があるんじゃないかなというふうに、例えば障害者自立支援法はちょっとどうかというのには正に中身の話になりますから、障害者自立支援法であつても、それはデモに参加されている個々人の内心の自由、内心の自由に合せて、あるいは地域社会における障害者が非常に苦勞をされている、新しくその法律ができた結果苦勞するようになったと。そのことが国を愛する態度なのか、ここで言うところの郷土を愛する態度なのか分かりませんが、その発露としてデモに参加することも十分あり得るんじゃないかと。

そもそも、もう一歩踏み込んで言いますと、そもそもそういうある行為をすること自体に論評をするのは問題があるんじゃないか、この法案の中でですよ。そのデモ自体が合法的であれば、それ自体でもつてその人が国を愛する態度の発露なんではないかと私は思うんですが、そこは見解が違ふなら一言で結構です、見解が違うと言っていたらいいです。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生、デモの内容によつて善しあしを私言っているんじゃないんですよ。先ほど来からお話しているように、先生がお挙げになったそのデモの内容が国を愛する態度に結び付く事案なのかどうなのかについては、先生は障害者自立支援も郷土や国を愛する態度に結

び付く発露だとおっしゃるけれども、私はそうは理解していないということを言っているわけですね。

○浅尾慶一郎君 そういう理解をされていいというのであれば、しかし理解は、その理解はしないけれども、そのことをしたからといってその生徒が、じゃその場合はこの教育基本法の教育の目標に反しているのか、反していないのか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、この私の理解で言えば、そもそも障害者自立支援の法に反対というこのデモは、そこに参加しておられる方の気持ちとしては、この法律によって障害者の立場が非常に苦しくなる、あるいは自分たちの今まで受けていた福祉サービスが受けられない、そういうお気持ちを、よろしいですか、ちょっとよろしいですか、そういうお気持ちの発露としての運動であって、今先生がおっしゃっている国や郷土を愛する態度ということと結び付けてという、私はそれは結び付かないんじゃないかという理解をしているということですから、先ほどのガンジーの話で私はよく分かったと申し上げたのはそういうことです。

ですから、別に障害者自立支援反対のデモに参加をされても、それが合法である限りはその方の心の問題ですから、私はそのことに對していい悪いの判断をするべきじゃないということを再三言っているわけです。

○浅尾慶一郎君 じゃ、国を愛するというのではなくて、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度」というのもこの目標の中で規定されておりますけれども、まずその主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度というのはどういう態度になるんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 自分たちが当然自分たちの属している共同体の一員であるということだと思います。

○浅尾慶一郎君 具体的に伺った方がいいと思いますので、例えば、投票に行くことは当然そういう態度になるわけですね。

○国務大臣(伊吹文明君) それは当然そうだと思います。

○浅尾慶一郎君 選挙に立候補することも、その主義主張にかかわらず、そういう態度という理解でよろしいですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 国の他の法律で非合法とされていない限りは、非合法とされている団体の推薦、政党の推薦その他があるとすれば、それは当然国の法律としては許されませんが、そうでない限りはもう当然そうだと思います。

○浅尾慶一郎君 公共の精神ということで、よく公共の利益という言葉が使われますが、例えば都市計画に地権者として反対の意見を述べるということは、その今の公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度と言えますでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これはケース・バイ・ケースじゃないでしょうか。まず、教育基本法の更にある憲法というものを先生よく御理解しておられると思いますが、財産権は当然私権として尊重されねばならないけれども、それはやはり公共の福祉の範囲の中であって、そして濫用してはならないということも書かれています。御承知のとおりですね。ですから、それがまず憲法に抵触するかどうか、憲法の規定によって、いつも問題になるのは土地収用法を発動する場合の要件です。正に、そのケース・バイ・ケースによって判断するべきことじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 では、その公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度というのはどのように養っていくんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは過去のいろいろな事案によって、自分の、例えば私のふるさとで言えば、明治維新のときにみんなが私有財産を提

供して初めて尋常小学校ができたのは京都です。そういうことをやはり多く教える。あるいは、自分が犠牲になることがあっても公共のために尽くしたというような事案がたくさんございます。そういうことをやはり一つ一つ理解してもらいなが

ら、そういう心を養っていったらいいということだと思います。

○浅尾慶一郎君 ちょっとこの目標の中の号を行ったり来たりしていて恐縮ですが、この中に「勤労を重んずる態度」というものがございます。勤労を重んずる態度の中で、例えば中高生がアルバイトをするというのは、これはまあ勤労を重んずることなのか、それとも学問を優先すべきなのか、そこは、まあそこまで立ち入らないということなのか、そのことも含めてどういうふうにご考えておられるか、伺いたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 勤労というのは本来勤勉に勤くという意味ですから、殊更問題を難しく解釈することはないんで、学校の現場においてはやはり学校教育、学校教育法の下に行われている、特に義務教育においてはですね、全国民共通の学力として規範意識を維持してもらうために国民の税金を投入しているわけですから、そこではおのずから学問を十分修めた、その最低の基準を修めた上でアルバイトをされるということは、別に勤労を、何というか、重視するという規定には当たらないでしょうけれども、責めらるべきことではないんじゃないでしょうか。

ただし、ただし、やはり学校には学校の法的な規律がありますから、この範囲内で、範囲を超えてアルバイトをなさるということには、学校の現場を預かっている教師はおのずからそれなりの対応をしていただかねばならないという義務があるということですね。

○浅尾慶一郎君 勤労を重んずる態度ということですが、別の具体的な質問をさせていただきたいと思いますが、昨今、ニートという、まあ、学問もしていない、訓練も受けていない、そして働いてもいないという層の若い人が増えているというふうに言われておりますが、このニートが増えるという目標に反すると思えてよろしいんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、何というんです。今の教育にやはり欠けている規範意識

その他の結果として起こっていることであって、その現象が勤労を重んずることと反するかどうかわからない。ですから、教育のやり方としては、できるだけやはりニートの人たちをつくらないような教育をしていくことだと思います。

○浅尾慶一郎君 できるだけニートの人をつくらないことが教育の目標だということですから、ニートが増えた、あるいは仮にこの法案が可決した後更に増えたとなると、法案の二条で書かれている目標と合致しないことが社会現象として起きているというふうには理解してよろしいですか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、ニートと言ってもいろいろありますから、先生がいろんな意図をお持ちになりながら質問しておられるというのは私よく理解して答弁しているんですよ。それは、本人の価値観の問題ということをおっしゃると同時に、ニートという立場の方は、結局だれかがこの人を、生きていることをサポートしているわけでしょう。働きもしない、そして学校にも行かないということでは、だれかの汗と勤労の結果でサポートをされているから生命を長らえておられるわけですね。ですから、そういう方が増えていくことがむしろこの目的に書かれていることじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 そんなに深い意図は実はなくて、私自身も、勤労を重んずる態度ということをごに書かれるのであれば、ニートの問題は、価値観ということもあるかもしれないが、それはおっしゃるようなところにあるかもしれないが、それができるといふこともあるのかもしれないし、そこまで、もっと言うと、しかし諸外国を見ても、ニートに対する対策を打つというのはこの国でもやっているとだと思います。単純にこの法案が通った後は、仮にそういうことが増えた場合には、その内心まで入ってどうこうということ

その他の結果として起こっていることであって、その現象が勤労を重んずることと反するかどうかわからない。ですから、教育のやり方としては、できるだけやはりニートの人たちをつくらないような教育をしていくことだと思います。

○浅尾慶一郎君 できるだけニートの人をつくらないことが教育の目標だということですから、ニートが増えた、あるいは仮にこの法案が可決した後更に増えたとなると、法案の二条で書かれている目標と合致しないことが社会現象として起きているというふうには理解してよろしいですか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、ニートと言ってもいろいろありますから、先生がいろんな意図をお持ちになりながら質問しておられるというのは私よく理解して答弁しているんですよ。それは、本人の価値観の問題ということをおっしゃると同時に、ニートという立場の方は、結局だれかがこの人を、生きていることをサポートしているわけでしょう。働きもしない、そして学校にも行かないということでは、だれかの汗と勤労の結果でサポートをされているから生命を長らえておられるわけですね。ですから、そういう方が増えていくことがむしろこの目的に書かれていることじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 そんなに深い意図は実はなくて、私自身も、勤労を重んずる態度ということをごに書かれるのであれば、ニートの問題は、価値観ということもあるかもしれないが、それはおっしゃるようなところにあるかもしれないが、それができるといふこともあるのかもしれないし、そこまで、もっと言うと、しかし諸外国を見ても、ニートに対する対策を打つというのはこの国でもやっているとだと思います。単純にこの法案が通った後は、仮にそういうことが増えた場合には、その内心まで入ってどうこうということ

その他の結果として起こっていることであって、その現象が勤労を重んずることと反するかどうかわからない。ですから、教育のやり方としては、できるだけやはりニートの人たちをつくらないような教育をしていくことだと思います。

○浅尾慶一郎君 できるだけニートの人をつくらないことが教育の目標だということですから、ニートが増えた、あるいは仮にこの法案が可決した後更に増えたとなると、法案の二条で書かれている目標と合致しないことが社会現象として起きているというふうには理解してよろしいですか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、ニートと言ってもいろいろありますから、先生がいろんな意図をお持ちになりながら質問しておられるというのは私よく理解して答弁しているんですよ。それは、本人の価値観の問題ということをおっしゃると同時に、ニートという立場の方は、結局だれかがこの人を、生きていることをサポートしているわけでしょう。働きもしない、そして学校にも行かないということでは、だれかの汗と勤労の結果でサポートをされているから生命を長らえておられるわけですね。ですから、そういう方が増えていくことがむしろこの目的に書かれていることじゃないでしょうか。

○浅尾慶一郎君 そんなに深い意図は実はなくて、私自身も、勤労を重んずる態度ということをごに書かれるのであれば、ニートの問題は、価値観ということもあるかもしれないが、それはおっしゃるようなところにあるかもしれないが、それができるといふこともあるのかもしれないし、そこまで、もっと言うと、しかし諸外国を見ても、ニートに対する対策を打つというのはこの国でもやっているとだと思います。単純にこの法案が通った後は、仮にそういうことが増えた場合には、その内心まで入ってどうこうということ

その他の結果として起こっていることであって、その現象が勤労を重んずることと反するかどうかわからない。ですから、教育のやり方としては、できるだけやはりニートの人たちをつくらないような教育をしていくことだと思います。

はありますが、教育の目標としては目標に達しないという理解でよろしいのかどうかということとを再度確認させていただきます。

○国務大臣(伊吹文明君) だから、増えていかないうちに教育をするということが目的でござい

す。

○浅尾慶一郎君 大分、大臣も何か警戒をされた御答弁をしていますが、教育の目標としては、仮に増えた場合にはそれはこの目標と反するというふうに理解をさせていただきたいと思

います。

次に、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度」ということもここで規定がされており、これは具体的にどういう態度でございましょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、自分の命はもちろんですが、相手の命、それから人間だけではなくてこの世の中に生命をうけてきたもの、このすべての生命の尊厳というものをやはり大切にしたいというところでございます。

○浅尾慶一郎君 具体的には、これも大切にしたい人の事例を教えることによって養っていかうことでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 大切にしたい人の事例を教えると同時に、例えば、午前中も御質問がありましたけれども、食育などということも大切な一つの要素ですね。植物にも命があるという判断をするかどうかということは非常に難しいと思いますが、少なくとも動物の命を絶つて自分の命を維持しているわけですから、そういうことに対する感謝、尊敬の念、これもやっぱり教えていかなければいけないでしょう。

○浅尾慶一郎君 大分持ち時間が限られているので次の質問に移らさせていただきますと思いますが、第三条の関係で、生涯学習の理念というのが、第三条で規定されておりますが、生涯学習の理念を掲げた趣旨というのはどういふところにござい

ますでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) やはり、現在の法律が制定された二十二年ですか、私は小学校一年生で

ございました。先生はまだ生まれておられなかったから、その時代がどういふ時代かは書物でしか御理解がいかないと思いますが、これはもうとても大変な時代で、自分が自己研さんをしながら自分の自己成長を実現していくなどという余裕はとてなかつたです。ですから、このことは残念ながら今の法律には明確には記されていません。

しかし、人生今や八十年、八十年になんとなする平均寿命の時代ですから、ですから、あらゆる人生のステージにおいて我々人間は自己を成長させ人間的な達成感を持つと、そしてそれは職業教育という面もあるでしょうけれども、例えば実社会をリタイアした後でも自分の生きる目的として物を究めたいということもあるでしょうし、あらゆる場面でする可能にするような社会にしたいと、そういうことでございます。

○浅尾慶一郎君 私この理念は賛成であります。

それで、私の質問の趣旨をよく分かっていただくために、民主党案の発議者に民主党案の中に含めてあります財政支出の話も含めてちょっと伺わせていただきたいと思います。今大臣が言われた生涯学習ですね、生涯学習ということですから、もちろん学校現場だけがその現場ではないかもしれないけれども、高等教育ということも考えた場合に、大学、大学院その他の高等教育ということとを考えた場合に、大学、要するに社会に出てから大学に行く人の割合がアメリカその他諸外国の方が日本より、これは数字を持っておりますが、高いような気がいたします。GDPに占める公財政教育支出の高等教育だけを取っても、日本は〇・五%、アメリカが一・二%、最も高いフィンランドが一・七%と日本よりかなり高くなっている

と。

ですから、今のことを実現するためには、初等中等教育ももちろんでしうけれども、高等教育にいったん社会人になってからも財政的な支援をしていったらいいんではないかと思

党案のまず趣旨を説明していただければと思います。

○鈴木寛君 お答えを申し上げます。

私も民主党は、まず民主党法案の第二条でもって学習権というものを定めておりまして、何人も生涯にわたって学びを十分に奨励され、支援され、保障されると、こういうことをうたっております。これは、私も民主党法案の極めて重要な考え方を表した条文だというふうに我々思っております。

そうしたことを正に実現をする上での環境整備を行うということが、これは国のあるいは公の使命でありまして、そのことが、先ほど浅尾委員からもございましたけれども、例えば特に高等教育においては、お示しのあつたような、日本が先進各国に比べて明らかに低い水準に高等教育の公財政支出があるという事態にも反映をされているんだらうと思

います。あるいは国際人権規約の十三、二項の批准が後れているということにもあるんだらうと思

います。こうした事態を、せっかくあつたとき教育基本法の議論をして作り直したんだから、あの二〇〇六年あるいは二〇〇七年からあの議論があつて、日本がそうした生涯学習社会そして学習権を本

当に真の意味で保障する社会に変わっていったんだと、ああいう議論をしたなと、こういう議論にしたいということで、私もこの第十九条の中で教育の振興に関する計画と

いうことを定めまして、そして、政府は、国会の承認を得て、教育の振興に関する基本的な計画を定めなければならないとともに、これを公表、国民の皆様方に公表すると。そして、その計画がちゃんと進捗しているのか進捗していないのかということ

をきちと国民の皆様方が検証し、そしてそのことを基に、もちろん限られた貴重な税金でござい

ます、それを何にどのように、いずれも重要な政策課題であります。こういう状況であれば更に高等教育に、あるいは教育につき込んでいかなければならないという御議論を喚起するためにも、GDPに占めるこうした財政支出の比率な

ども含めて国民の皆様方に明らかにしていくということを考えております。

もう少し実態だけ申し上げますと、やはり私も大変危惧をいたしておりますのは、高等教育における家計の負担割合でございます。日本はOECD加盟三十か国中最高でございます。最悪の、家計の負担比率が六〇・三%に上っております。これは、アメリカですら三分の一、ドイツ、フランスということになれば、これはもう学費はただでございますが、今の数字は生活費も含めてということでございますが、一割程度でありますし、フィンランド、デンマークは三・六%、三・三%、スウェーデンに至っては完全に家計、自己負担というのはゼロ%になっていくと。これが理想でありますけれども、少なくともアメリカ並みの水準にはきちと毎年予算を確保しながら、こうした方向に向けて実現をしていかなければならないのではないかと。

この教育基本法が施行されている中で、国立大学の授業料の急激な上昇というのが、これは非常に重要な問題だというふうに思っておりますし、そういう中で、私も毎年、これは委員御存じのとおり、政府の予算案に対して民主党の予算案というものを対案として毎通常国会、予算委員会に提出を、お示しをさせていただいております。

例えば、平成十八年度民主党予算案、これは私も次の内閣の文部科学大臣としてその立案に参画をいたしましたけれども、政府案よりも文教科学費で申し上げますと八千億円増額という形で私どもは対案を示させていただいて、その中に、奨学金の充実あるいは高等教育費の拡充と、国立大学及び私立大学に対する助成や運営費の増額ということ

考えておられるのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、各々の生涯教育に入ってきたと思われる方々の所得の状況その他勘案して、必要な措置があればそれはそれなといかないと思います。

一つ申し上げておきたいのは、やはり私たちは政権を預かっているわけですから支出のことだけを言うわけにはいきません、これはね、予算というのは歳入と歳出のバランスの上に成り立っているわけですから。

ですから、私も教育予算は今の御説明のように増やしたいと思っているわけですよ、文科大臣として。しかし、その中で民主党さんがGNPの何%ということをおっしゃるのであれば、それをどのような租税構造によって国民負担で賄っていくのか、それから、あるいは租税を増やさないであればどこを減らしてそれを、六千億ですか、何か今おっしゃった六千億、七千億を賄っていくのか、そのことをまず明らかにすると同時に、国民にマイナスになるところには皆さんこれだけの痛みを強いますよと、租税を取るところにはこれだけのことになりまよというのをやっぱりはっきり申し上げて、私たちもそれがいいと思えばそれに乗りたいたいと思いますから。

○浅尾慶一郎君 じゃ、鈴木委員、お願いします。○鈴木寛君 平成十八年度の民主党予算案の対案の概略についてだけ、お時間もございますから申し上げます。

民主党案は、歳出総額が七十九・三兆円ということになってございます。政府案は七十九・七兆円でございますから、政府の総額の歳出よりも○・四兆円、四千億カットしたそうした予算の中で、先ほど申し上げましたように文教科学振興費については八千億プラスをしていくと、こういうトータル案をお示しを国会で、さきの通常国会の予算の議論の中でお示しをしております。

じゃ、どこを減らすのかと、一々申し上げませんが、私どもはやはり公共事業関係費等を、正にコンクリートから人づくりへというのが私ども

の予算編成方針でございましたから、そうしたところを削って教育等々に振り当てていくと、こういった予算の考え方できちっとトータルの総額をお示しをしているところでございます。

○浅尾慶一郎君 コンクリートから人ということで作ったということですが、次の条文の方に移っていきいたいと思いますが、

先ほど、障害者自立支援法についていろいろ議論をさせていただきまして。この教育基本法の第四條の二項、国及び地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に應じ十分な教育を受けられるようにして書いてありますが、これは、その障害のある者が障害に應じて十分な教育というのは、健康者と同じ内容の教育を目指すのか、それとも障害に應じた内容になるのか、これを個々具体的にできればお答え、障害者といってもいろいろな障害者の方いらっしゃるので、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 個々具体的に御質問していただきたいと思ひます。

○浅尾慶一郎君 例えば、身体障害を抱えておられる方の場合はいかがでありますでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 私も、実はボランティアとして京都の身体障害者団体の連合会の会長を務めておりますが、現在の教育の状況は、必ずしも同じように教育が受けられているという状況ではございません。そして、願わくば、理想的な形としては、いわゆるインクルーシブの理論に沿って、御一緒に教育は受けられるというのは、これは理想だと思ひます。

しかし、いろいろな制約の下で行政というのは動かさざるを得ない。一番の制約はやっぱり財源ですね。財源というのは、打ち出の小づちがあるわけじゃありませんから、必ず相手から出してもらわねばならない。だから、コンクリートから人へというの結構なんです、民主党の皆さんも随分公共事業をやれという陳情に我々のところへ来られるんですね、具体論になると。やっぱり、そういうところを言行一致できちっと努力をしな

がらお互いにやっていくということだと思ひます。○浅尾慶一郎君 公共事業をやってくれという陳情、行かれた人がどなたか私は把握しておりませんが。

今の身体障害というのを抱えておられる方は、最近ではパソコン等もかなり発達をしております、障害のある方も、多少それは財源的な支出負担があるかもしれませんが、十分健康者と同じような教育を受けられることも可能なんではないかと、そこは是非お願いをしていきたいなというふうに思ひます。

それから、これはやや難しい具体的な質問ですが、精神的な障害を抱えていられる方は、もしかすると時間のスパンを、抱えてない方と同じで見ると難しいかもしれないんですが、長く取れば、これは同じような教育を受けることもできるんじゃないかと思ひますが、その点はどう思われますか。

○国務大臣(伊吹文明君) 今のは、知的発達障害の方じゃなくて精神障害の方ですね。

○浅尾慶一郎君 精神障害です、はい。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、率直に言つて非常に難しいですね。つまり、精神障害のある方は、御家族を含めて、なかなか精神障害があるということを表に出したくないというお気持ちの方が非常に多いんです。私もその関係の仕事を長くやっておりますからよく実感分かつているんですが、別に何の問題もない時期と突然問題が出てくる時期がありますから、ですから、多くの方々との間のバランスを取りながら公益を重視してやっていくということだと思ひますが、今の社会の流れ、日本の行政の流れとしては、従来のような閉じ込め型の教育やこのケアは良くないということをやってきているわけですから、私は将来の理想としては先生のお考えに賛成です。

○浅尾慶一郎君 時間ですから、ちよっと最後の質問に簡潔にお答えいただきたいんですが、健康者と同じか、それともそうではないのかということ

とについて、一人当たりの障害者に掛けるお金が健康者と同じでは多分同じ教育は受けられないと。どの程度までが許容範囲として考えておられるかということをやちよっと伺いたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) それはちよっと私も具体的に計算、一人当たり、お金で計算したことはないんですが、できるだけその努力をするということに尽きると思ひます。

○浅尾慶一郎君 誤解のないように申し上げておきたいと思ひます。私は、これは技術もかなり発達していますから、できるだけというのはかなりの幅を持って努力をしていただきたいということをお願いを申し上げて、時間になりましたので質問を終わりたいと思ひます。

○下田敦子君 民主党・新緑風会の下田敦子でございます。

伊吹大臣始め、連日の御答弁、お疲れのことと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

スローフードからメタボリックシンドローム、本日はまたインスタントラーメンまで登場をさせていただきまして、かみ砕いたこの忍耐強い御答弁にまず敬意を表したいと思います。失礼ながら、カルシウムが不足してきますと非常に短気でいらして切れやすい。これはもう今の子供たちにも言えますが、多分そういう意味では大臣はとてもバランスの良い食事をしていらつしやるのだと、そう思ひます。

このところ、世はいじめ問題、それから未履修の問題、タウニンミッシングの問題やらで教育現場の抱えるその矛盾が相次いで表面化しまして、本論の教育基本法改正問題へ十分な議論、審議がされてない状況に思われてなりませんでしたが、このところ少しくそういうことに入っているように思ひました。どうぞ根本議論を十分尽くされるように願つてやみません。

さて、西ドイツの元首相だったヘルムート・シュミット氏が日本は民主主義国家になりませんとおっしゃいました。それから、福沢諭吉はかつて、日本は政府ありて国民なしだと断じられました

た。伊豆の下田に黒船が来て、その後、欧米の文明礼賛、西洋に追い付け追い越せの明治、大正、昭和、考えてみますと、官僚に支えられて、枠組みを与えられた中で政治と議会であったのではないかなと、そういうことを感ずることもありま

す。そして、戦後、国権の最高機関であります唯一の立法機関の国会、社会科の教科書にもありますような民主主義の政治とも思えないような数の論理の場で追認機関になっているという声もこのところ聞かれます。

さて、このような中で戦後六十年、私は思うのですが、特にこの委員会でも感じますけれども、戦後失ったものは大きいなということをつくづく感じます。それから、殊に教育、倫理、人心に関して元に戻すには百年掛かるという言葉も聞かれるわけでございますが、教育というのは結果が出るまで時間と労力が掛かります。

ここで、私事で恐縮ですが、兄が戦争に参りました。父からいまして、たった一人の長男に召集令状が来まして、戦に死に行く者に対してめでたいと言って、一族郎党が日の丸に寄せ書きをして送り出しました。私、五歳のときに、昭和二十年八月十五日、お昼、正午でございましたが、幼稚園の板の間の遊戯室で玉音放送を聞きました。もんぺ姿の先生方が正座して泣いていた姿が忘れられません。あわせて、あのB29の、太い胴体のあの灰色の飛行機が五機、六機と編隊をなして来ますあの爆音は、今もってその恐怖は忘れ去ることはありません。そして、御存じない方も多いかもしませんが、戦争が終わったというのに小学校の一年生のときまでは、校庭にあった奉安殿、大臣は御存じかもしれませんが、奉安殿に、天皇陛下のお写真に毎朝一礼して教室に入ったものであります。

そういうことで、次の質問をさせていただきます。日本の国旗のデザインはすばらしいといまして、明治七年ごろだったと思いますが、イギリス

が日の丸を譲り受けたという申込みをしてきたといっています。大変すばらしいデザインであったのだとも思います。しかし、日清、日露、第二次世界大戦と、この日の丸は血に染まりました。また、国歌もまた時に国民の悲しみを思い含むものとされても仕方がない歴史が今まで重ねられてきたと思います。

私は思うのですが、現在、これらの反動の日々が、積み積もったものが今ここに繰り広げられているのではないかと、深くそういうことを感じます。いまだその傷のいえないこの現場があつて、世界的にも国旗・国歌に誇りを思えない民族があるとすれば、これは大変悲しむべきことだと感じます。

東京地裁が九月の、都教育委が学習指導要領に基づいて国歌斉唱などを強要した通達、処分は、教育基本法の禁ずる不当な支配を、法律に定めるところにより行われるべきとの規定が追加されました。

いわゆる学習指導要領は法律でないという見方もございますが、大臣は先刻、大臣告示だから法律の一部だとおっしゃられました。これも理解はできます。ただ、法律を制定すれば根本的に解決ができるのでしょうか。六十年前の深い傷をいやして、誇りを持てる日本国家にするためには大臣はどうあるべきと考えられますか。これをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 大変大切な御意見を伺って、私は先生と同じ感慨を持っております。

先生は私より若いですが、私は小学校一年生でした。当時やはり、あのときに申し上げましたように、それまでの日本が良かったかどうかというのはいろいろ近代の、この歴史の評価にかかわってくることですけれども、日本の歴史をずっと振り返って、異民族に日本の統治をゆだねたというのは終戦後からサンフランシスコ条約までであったと思います。もちろん日本には国会もございました。しかし、多くのことは総司令部の許可がなければ行えなかったということは事実です。

その間にやはり日本の祖先の営みというか、日本人の営みが、あえて言えばその営みが文化であり伝統であったと思いますが、そこで一度途絶えたという、それが、その反動と先生はおっしゃった、それが出てきたのか、その行き着くところが病理として出てきたのか。そしてまた、逆に非常に、途絶えたことによつていいことがあつたということは私認めないといけないと思うんです。それは、日本が気が付かなかつたいろいろな価値観が日本に入ってきて、そして日本人が勤勉であつたという従来の価値観と相まって日本は大変な経済成長を遂げましたからね。ですから、当時の平均寿命は終戦直後は六十歳に満たなかったんじゃないでしょうか、今八十五歳の日本になりました。

その中で、失ったものを取り返すという表現がよろしいかどうかは、ちよつとこれはいろいろ、その人の価値観の問題ですが、私は、いいものを引き継ぎ、足らざるものを足していくというのが今回の教育基本法の基本理念だと考えております。

この基本理念に従つて、今先生がおっしゃった、もう一度取り戻すべきものを取り戻す。そして、不必要なものを切り捨てていく。そして、日本が将来に向かって進んでいく。そして、この教育で、多分小学校一年生で教育を受けた人が、今ですと、四十、五十年ぐら以後にここで答弁をうまうましてくる人が出てくればいいなと私は思っております。

○下田敦子君 大臣にお願いがあります。私はこの場で、ティーチャーでもありませんしバチエラー・オブ・メディスンでもございません、委員で結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、民主党の日本国教育基本法における、日本を愛する心を涵養するという表現されましたけれども、具体的施策をお伺いしたいと思います。

○西岡武夫君 答えたいと思います。民主党の日本国教育基本法案の中にございます日本を愛する心を涵養するということは、日本の長い伝統文化、これを児童生徒に正しく教えてい

かなければいけない、こうしたことを通じて、涵養という言葉に表しておりますように、非常にかなりの長い時間が掛かると思ふんです。涵養という言葉は水が土にしみ込むようにということを表しているわけでございますが、そういうような形で日本の国を愛する心というものを子供たちの心の中に育て上げていくということを民主党としては考えて日本国教育基本法案の前文の中にうたわせていただいたと、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○下田敦子君 ありがとうございます。

それでは、時間もありませんので次の質問に入らせていただきます。

スクールカウンセラーと連鎖自殺対策についてお尋ねいたします。

連鎖自殺、狭い意味では群発自殺と定義されておりますが、これはアメリカでクラスター・ suicides という社会病理の研究をした方の言葉だということはこのごろつとに知れ渡つてきておりますが、ただ、インターネットにいわゆる自殺サイトというのが多数ありますが、自殺予防のためのサイトに比べますと自殺サイトが圧倒的に多いのが我が国の特徴だと言われています。

そこで、インターネットだけじゃなくて、マスメディアもその群発自殺が拡大していくことに何らかの影響をされていると思ひます。ちよつと余談になりますが、一流の記者がいる国は一流の国だと、そう言われていますので、この辺もマスメディアにもちよつとお願いをしていかなければなりません。昨日もたまたま大きくも自民党の岡田委員がおっしゃつておられましたように、最近、精神科医の高橋祥友氏によりまして、非常に我が国の報道が諸外国の、特に欧米のマスメディアとちよつと質が異なるということを大変明確に書いてくれております。

重立ったことを申し上げますと、過剰な報道を抑えるようにしなさいといふ。それから、単純な因果関係の説明を控える。例えば、自殺を誇張したり美化しない。それから、あくまでもこれは

絶対守らなさいいけないけれども、自殺の手段を詳細に報道しない。それから、日ごろから地域の精神保健の専門家と連携を緊密にするなどなどまだたくさんあるんですけれども。

そこでお伺い申し上げたいんですが、スクールカウンセラーの配置校、これは特にアメリカは最近、各校に精神科医あるいは警察官も必置義務があつて置かれていたようでありましたが、伺いますと、平成十九年度の概算要求額、補助率でスクールカウンセラーの配置率がどのぐらい向上するのか。それから、カウンセラーの職務内容、伺いますと、職務形態が毎日ではないとせんだったの御答弁もありました。ですから、そういうことをどういうふうにもた向上しているのか。何よりも、学校単位で、地域社会に精神科医も入った対策チームをつくる考えはないのか、これをお尋ねします。

それから、あわせて、教育再生会議でようやくことを書き表していただいたかと思つて大変私は安心しましたが、いじめた側の子供の出席停止を進めると。これは、やはりアメリカ辺りは犯罪としてきちっとけじめを持つて出席停止をしている例をよく聞きます。これは我が国の場合に、この再生会議の議を受けて全国的にいつから始める予定なのか。そしてまた、保護者に対してはどのような対応を考えているか。特にちよつと心配なのは、子供の学習権があります。これをどう保障されていくか、これをお尋ねします。

それから、この問題で、再生会議のところではなくてお尋ねいたしますが、何やら報道によりまして、有識者メンバーの中で体罰の一部容認論も出たという話が報道されています。これのことで大変驚きの声が聞かれるわけなんです、この有識者メンバーの扱いを大臣はどうお考えでございましょうか。

以上でございます。
○政府参考人(銭谷眞美君) それでは、私の方から事実関係をまず御説明をさせていただきます。スクールカウンセラーの派遣、配置の状況でござい

ますけれども、平成十八年度の配置計画では、中学校を中心に、小学校、高等学校を含めて九千九百七十八校に派遣をいたしております。来年度、平成十九年度につきましては、これを全公立中学校約一万校に派遣できるように今概算要求をしているところでございます。また、問題が生じた場合に緊急派遣できる要員について拡充をお願いをしているところでございます。

それから、スクールカウンセラーの職務あるいは勤務の形態でございますけれども、スクールカウンセラーの職務内容は、児童生徒へのカウンセリングと教職員、保護者に対する助言ということになっております。

スクールカウンセラーになる方は、圧倒的に多いのが臨床心理士の方でございます。このほか、精神科医の方、あるいは心理学系の大学の教授、助教の方などが派遣、任用されている状況にございます。なお、このほか、臨床心理相談業務について経験を有する者をスクールカウンセラーに準ずる者として配置をするということも可能といたしているところでございます。

それから、勤務形態でございますけれども、ただいまお話がございましたように、スクールカウンセラーは非常勤でございます。週に八時間から十二時間、年間三十五週勤務をするということになってございます。なお、スクールカウンセラーは、例えば臨床心理士の方が一人で二校を兼ねるとかそういうケースも通常見られるところでございます。

○国務大臣(伊吹文明君) 再生会議についてのお尋ねについてお答えしたいと思ひます。

まず、二つのお尋ねがあつたと思ひますが、一つは、いじめをした子供の出席停止を提言しておられます。そもそも再生会議というのは、閣議決定でできた安倍総理への意見具申のグループという理解でよろしいんじゃないかと私は思ひます。これは内容によつて先生非常に、先生と言つちゃいけないですね、非常にこれ多岐にわたつており

ます。当然、少年法の適用を受けない年齢になつたら刑法で完全に罰せられるべき行為をしている者もおりますし、子供の中のせめぎ合いというのか、昔でいえばよくけんかをしたというところのたぐいのものまであるわけです。

だから、これはまあ、安倍総理に対していづれ提言をされるんでしようが、安倍総理から私にどういうお話があるかをよく承つて、そしてきちつとやるべきことは、先ほどお話があつたようにやらねばやつぱりいけないと思ひますし、現在でも出席停止ということは文部科学省が既に広く教育委員会に通知をいたしておりますから、現在でもできるんです、これは。

ただ、どこまでやるかについては若干、一律にやるということとは私は慎重でありたいと思ひます。教育権の問題、おつしやつたいろいろな問題があります。それから、今度、出席停止から戻つてきた場合の子供のグループの中での位置がどうなるかということがあります。

それからもう一つ、もう一つは、あれでしたですかね……

○下田敦子君 体罰。

○国務大臣(伊吹文明君) 体罰ね。体罰は、これはもう御承知のように、法律で今禁止されているわけですから、法律に反することは法律を改正しない限りできません。

ただ、体罰ではないけれどもしつかりした指導をしていく教師はやつぱりバックアップをしていくという体制をつくりませんと、このごろいろいろ教師の悩みを聞きますと、かなり立ち至つて親心を持つて指導をする人権侵害だとかという親御さんの反応があるようなことも聞きますし、やりにくいことにならないように、体罰は法律で禁止されておりますからこれはともかくとして、一生懸命指導してくれる教師はやつぱりバックアップしていくと、これが文科省の基本的姿勢でございまして。

○下田敦子君 じゃ、次の質問に入らせていただきます。

現在の教育基本法の十条は、教育は国民全体に対して直接責任を負つて行われると、いわゆる直接責任事項を負つて行われます。これが改正案にはありません。この直接責任は、国民からいえば住民による学校教育のコントロールを基礎付けるものであると受け取られます。この直接責任の事項をなくした理由をまずお伺いいたします。

それから、レーマンというのは人格が高潔で幅広い識見を有する方々ということで、都道府県、市町村におられますが、いわゆる単なる素人ではなくて、一般的な学識経験が豊かで教育の専門家でないということを目指しているようでありまして、けれども、この任命権は知事及び市町村、首長さんが持っているようで、議会の同意を得ての任命権であります。これを住民による選出をする考えはないのか、お尋ねをしたいと思ひます。

取りあへずそこでお伺いいたします。

○国務大臣(伊吹文明君) お示しをしております。この法案の中で、国民全体に対して直接責任を負つて行われるというのが抜けているのはなぜかという御質問ですが、もうこれは申し上げるまでもなく、憲法二十六条は国民に教育を受ける権利を明記いたしております。そして、この権利の保障のために教育が国民に対して直接責任を負つて行われるということは、もう憲法上明白なことでございますので、この趣旨をより明確にするために国民全体の意思が表された国会で決められた法律によつて行われるということを明記をしたというのが今回の御提案でございます。

それから、もう一つの公選制でございますが、これはかつて公選制であつた時代がございまして、これは御承知のとおりでございますが、定数五名という、五名あるいは五名以下のところもあるんですが、やはり選挙になりますと非常に党派色が出てくるんですね、教育委員の立候補の方々に。特定政党がこれ推薦をするというようなケースが多々あつて、そのときにはやはり政治色の排除と

いうことを重く考えて、公選制を実は取りやめたんです。

もう一度戻すかどうかということについては、これは少し幅広い国民の御理解が得られませんが、問題はございますし、民主党さんの提案のように、もう教育委員会も廃止するんだというお考えも今のところありますから、どういうやり方がいいか、これは教育行政の一つの筋という流れの大切な部分ですから、よく、当然民主党の皆さんの御意見も伺いながらやらねばならないことで、今のところ、私ももととしては公選制に戻る意図はございません。

○下田敦子君 ありがとうございます。

それでは次に、職業教育のことに入らせていただきます。

伺いますと、与党間においても議論を要すると言われていた職業教育の内容であります。特に、来年の通常国会を目指して法改正をうたわれております社会福祉士及び介護福祉士法の法律、特に介護福祉士の養成について、高等教育の在り方について伺いたいと思います。

高等学校における福祉コース、いわゆる高等学校の基礎科目千九百九十時間、それ以降の専門科目、しかも社会科の時間を社会学に読み替えたり、厚生大臣指定養成校の教授には教授歴、論文の数、それから著書の数、そして臨床経験、持っている免許など、厳しい基準がございます。

で、教育施設に対しても指定基準、あるいは施設による現地実習などが課せられておりますし、同じ資格を目指してその勉強をしていくのに、高等課程においては高校という枠の中でしょうか？

生大臣のときに大変お急ぎで、海外から、国際福祉会議のときに指摘を受けて、異口同音に指摘されたことを受けて、大変急いでつくった資格であります、当時わずか二、三校、これは例外中の

例外で、高等学校の福祉コースを認めましようというところで、そういうスタートだったようですが、現在これが二百五十五校です。ですから、老健局では資質を高めていく環境を整えるということを答弁でよくおっしゃるんですが、非常にばらばらです。大学の、その四校だけではありません、修士課程まで終わっても介護福祉士であり、また高等学校終わっても介護福祉士と。これは、世界的にこういう類例はございません。大変全国的に混乱を生んでいる現状がございます。

で、伺いますが、文部科学省と厚生労働省の合意は、今日ここまでどのような話し合いを持たれてこれ二十年の間過ごされたのか、お尋ねをいたします。

それから、あとは文部科学省の医学教育課にお尋ねをいたしますが、これ高等学校において福祉を勉強するのは良いことであります。ですが、十八歳前後で介護福祉士の資格を得て、実習経験、現場の実習経験のないままにその専門的な仕事に就くということに対して、医学サイドから様々な介護による事故が起きています。そういうエピソードも今はまだありません。そういう中で、海外との格差が非常に生じています。

これについて、どういってお考えがおりますかをお尋ねいたします。

○政府参考人(銭谷眞美君) それでは、私の方から介護福祉士の資格の問題につきまして御説明をさせていただきます。

現在、介護福祉士の資格取得の道としては、養成施設ルートと実務経験ルート、福祉系の高校ルートの三つのルートがあるわけでございますけれども、これは若年層の育成あるいは介護経験者の活用等、多様な人材の確保の観点から、介護福祉士制度発足以来設けられてきた仕組みだと承知をいたしております。

先ほどお話がございましたように、この福祉系の高校についてどうするのかというところは、私ども文部科学省と厚生労働省でいろいろとお話し合はさせてきていただいております。今後の介護

ニーズの増大、変化に対応するために、今年の七月に厚生労働省の介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会、ここが報告書を出しております。この検討会にも文部科学省、いろいろと参加をさせていただいております。この検討会の報告におきましては、この三ルートは多様な人材の確保の観点から残すということになつてございます。これを踏まえまして、現在社会保障審議会において審議が行われていると承知をいたしております。

ただ、福祉系の高校につきましては、今後、その授業時間数をどうするのか、それから教育内容の充実をどうするのか、それから教員の要件等についてどうするのか。つまり、その水準の担保につきまして更に検討が必要であるというふうに思っております。

今後、文部科学省としては、社会保障審議会における審議状況を踏まえつつ、厚生労働省ともよく相談をしながら、福祉系高校につきまして検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○下田敦子君 大変重要な時期でありますので、よくその辺のお話し合いをお願いを申し上げます。

それで、大臣にこれはお願いを申し上げます。ですが、我が国のこの職業教育というものを考えたときに、次のような事例がございますので、あえて今日は大臣に申し上げたいと思います。

かつて、立教大学の野田一夫教授、恩師であります、アメリカのニューヨーク州にありますが、コーネル大学、イサカという小さい町にありますが、その大学のようないくつかのサービスクを我が国において後期高等教育の場では非必要と考へて、その学部の新設を当時文部科学省、文部科学省にお願いに行つた時期がありました。そうしましたところ、御答弁は、大学教育のアカデミックな場にサービスクなど不要であると、それはにべもなく言われたと聞いております。ようやく最近、医学教育の場でもイン

フォームド・コンセンストとかエクスポート、こういうのが出てきてまして、いわゆる接遇の技法とか行われています。

それから、せんだってIPU会議でジュネーブに参りましたら、ローザンヌという町に古い百二十年のホテル・レストラン学校があるんですが、そこでもやはり大変な人間教育が行われております。それから、木工の学校の教師は全部修士課程の御卒業でございます。そういう中で、大変、例えばヒルトンさん、ヒルトン翁は今から八十年も昔からこの大学に学んで世界じゅうにホテルを造られたという経緯がありますが、我が国のその経営者のレベルというのは、ちなみに申し上げますと、幼稚園のレベルであると、欧米は大学院だと。非常に後期高等教育に対する情報が不足なのか、そういうことに対する理解がインターナショナルでないのか、大変失礼なことを申し上げますけれども、少しそういうことを目を見開いていただかないといけないのではないかと思います。

そのローザンヌの学校には銀行マンの求人があるそうです。なぜかというところ、ホテル・レストラン学部なのに銀行マンが求人に来るということ、は、接遇とかいわゆるしつけの教育、ジェントルマンとしての教育、これを省けるから銀行としては非常に節約になるんだということでございます。そういうことで、私が参りましたときも、いわゆる会計学のアカウンティングからポジションコントロールから色彩学からいろいろ幅広く教えられるなどなどあります。

あわせて、今のFTAとかEPA、これに對してのフィリピン等々から来る看護師、ケアワーカーのレベルを単純労働者としてとらえているこの我が国の情報不足が私はとても心配です。決して決してそういうレベルではない。日本のいろいろな職業団体がそういうことで何か看護師のレベルがダウンするんじゃないかと心配しておられるようですが、実は大変高いものを持って、フィリピンの外貨の収入は一番得ているというこ

とを聞いております。ちょっと時間がないので次に移らせていただきます。

最後に、教育の機会均等について伺いたいします。

我が国では国際人権規約の第十三条第二項の(c)の定める高等教育の漸進的な無償化条約の批准をいまだに保留しています。この条項を保留している国は、百五十を超える同規約の批准国の中で、わずかルワンダとマダガスカルと日本のみだ聞いております。この点から、国連からも速やかに正あるいは保留を解除して批准するように勧告もなされています。その回答期限が二〇〇六年の六月末であったにもかかわらず、我が国政府は何らの改善の意向も示しておりません。民主党は再三にわたり政府に再考を求めましたけれども、なぜ改善の処置がとられなかったかをお伺いしたいと思ひます。

それから次に、お手元に資料を差し上げてございます。日本の高等教育の家計負担割合、その横線の棒グラフをごらんいただくと分かりますが、我が国の家庭における負担が何と五六・九%、大変高いものになっております。そういうことで、高等教育の無償化に対して約三十年間も消極的だった自民党長期政権下の中で、高等教育に占める家計の自己負担率は約六割です。ですから、先進諸国の中で最も高い数字となっていることをここで申し上げたいと思ひます。

この間、先ほどもお話ございましたけれども、国公立の授業料の大幅な値上げ等々もあります。どのようにこの教育費の負担格差をお考えになるか、お尋ねします。

先ほど、それから、浅尾委員の方からも同じくありましたので、次は要望にとどめさせていただきます。

欠格児童、いわゆる障害のある子供たちの障害の教育、義務教育の在り方なんです、これは、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、それぞれが普通教室に補助教員を一人入れて、視覚障害

聴覚障害、様々な障害に専門とする補助教員を入れて授業をしていると。

これは何が一番プラスになるかというと、健常児が障害を理解できて成長できるということであります。休み時間になりますと一緒にお手洗いに連れていってあげる、あるいは休み時間に一緒に体育館で遊ぶ、障害が何であるかが理解できて育ちます。このことがノーマライゼーションのスタートであるのに、日本は囲いの教育をしているというところに私は特殊学校教育の一番の問題点があると思ひます。

大変恐縮ですが、差し障りがあるかも分かりませんが、いろいろな会合に参りますと、私の地域は特にそうです、点字ブロックの上に黒塗りの車が駐車しています。こういうことではやはり問題です。分離教育から特別支援教育の移行ということ強く私は大臣にお願いを申し上げて、予算以前の問題だと思ひますので、このことをお願いして要望します。

併せて質問でございます。よろしく願ひいたします。

○国務大臣(伊吹文明君) 一番最初に先生が御質問になりました国際人権規約第十三条二項(c)の問題でございますが、これは、おっしゃっているとおり、日本は批准をいたしていません。

アメリカはこの条約自体に大体参加していないわけですね。日本の場合は、外務省も含めて非常に私は律儀に考えていると思ひます。これは、多くの批准をしている国がこの条約のとおりになつていないですよ、見てみますと。ところが、日本はそれを非常に律儀に考え過ぎて、できないということだと思ひます。

特に、高等教育の無償化、高等学校を含めて、普通教育、高校、大学を含めての無償化の問題は、これはやはり、義務教育は中学校で終わりますので、中学校を終わって働きに出て源泉徴収をされている人とのバランスがござります。ただ、高等学校進学率がもう一〇〇%近くに近づいてきておりますので、一つ考えなければいけない点である

ということとは御指摘のとおりなんです、これを今度無償化しますと膨大な財政負担が来るんです。これを国民にどう理解してもらおうかということも併せて一つ考えなければいけないと思ひます。

御要望のいろいろな点は、今日は伺わせていただきましたので、また我々の行政の参考にさせていただきます。

○下田敦子君 どうもありがとうございます。

○水岡俊一君 民主党の水岡俊一でございます。連日委員会審議が続いております、委員長を始め委員の皆さん、また政府の皆さん、そして事務局の皆さん、大変御苦労さまでございます。貴重な時間を私も本日与えていただきましたので、早速質問に入つてまいりたいと思ひます。

まず最初に、今日は多文化共生社会についてということから質問を始めてまいりたい。

連日の特別委員会において、いじめ、それから自殺の問題等について質疑が続いているわけですが、このいじめ問題が深刻化をしているという問題の背景には、異質な存在をそれから同調できない者をやっばり受け入れないという、そういう体質があるんじゃないかというふうには思ひます。そうですね。そこで、そんな中で苦しんでいる子供たちというのは、外国人の児童生徒もその中に入ると私は思ひます。

そこで、総務大臣にお越しをいただきましたのでお尋ねをしたいんですが、現在、我が国には二百万人を超える外国人が暮らしにしていると、そしてそれは十年前と比べると四六%増、約一・五倍にもなる増加率であるというふう聞いております。そういった意味からすると、外国人の定住化が非常に進んでおつて、共生者としても生活の中に同じ生活者として入ってきている、そして地域住民だというふうに見えるかというふうに思ひます。そういういたグローバル化した社会、非常にこの多文化共生という問題を私たちは現実の問題としてきちっととらえなきゃいけない

という時代に入ってきていると私は思ひます。

そこで、総務省では多文化共生推進プログラムの提言というのを本年の三月におまとめになって発表されたというふう聞いておりますので、その多文化共生推進プログラムなるもの、また総務省のお考え、そういういたで大臣の見解をお聞かせいただきたい、というふうに思ひます。

○国務大臣(菅義偉君) 委員御指摘のとおり、今の外国人登録者数、我が国はもう二百万を超えておりまして、今後のグローバル化、そうしたものを考えたときに、特定の地域だけの問題でなくて、やはり全国の問題としてこれは考える必要があるだろうと、そういうふうには私も認識をいたしております。

そういう中で、やはりこの国籍、民族の異なる人たちが互いの文化的差異を認め合いながらも地域の中で共生をしようと、そういう多文化共生の地域づくり、このことが極めて大事であるというふうに思ひます。そこで、昨年度、多文化共生の推進に関する研究会を設けまして、研究会の議論を踏まえ、地方公共団体にも多文化共生施策の推進に関する施策の策定を依頼する、このようなことを現在行つております。

具体的には、例えば日本語の学習だとかあるいは居住の支援、あるいは教育あるいは労働環境、医療、福祉、防災と、そういう意味の多くのこうした生活支援と同時に、地域社会に対する意識啓発、日本人住民の意識の啓発とか交流イベントなど、そういうものを開催しながら、そうした異文化の人たちがともに共生できる、そういう地域社会というものを全国にできるように努力をいたしております。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

今、私、冒頭に申し上げた言葉は、明治大の山脇啓造教授がおっしゃっている言葉でもありまして、この山脇教授がこの研究会の座長をなさつたというふうにお聞きをしているわけですね。非常に

精力的に今の課題に取り組んで、そして国あるいは地方公共団体あるいは企業も含めて、これからの課題というものを示しになっているというふうに思うわけですね。

そこで、総務省としては、その提言を受けて、今後の進む方向としては何か具体的なことがあるんでしょうか。また、十九年度の予算の中で何か総務省としてお考えになっていることがあれば、是非お聞かせをいただきたいと思っています。お願いします。

○国務大臣(菅義偉君) ただいまのこの研究会の議論を踏まえまして、地方公共団体に対して多文化共生政策の推進に関する指針の策定、そういうものを是非作っていききたい、こういうふうに思っています。

○水岡俊一君 さらに、詳しくお聞きをしたい部分もございますが、またの機会にお願いをしたいというふうに思います。

官房長官には大変らくお待たせをいたしました。是非御登壇いただきたいと思ひまして、官房長官にお尋ねをしたいと思ひます。

実は、このプログラムの中にこういうくだりがあるんです。多文化共生政策の推進体制として、国は、外国人住民に係る課題を総合的、省庁横断的に取り組むための体制の整備を検討する必要がある、こういうふうに書いてございまして。そういう意味からすると、官房長官としてその意見を受けて何か見解をお持ちでしたらお願いをしたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今先生御指摘のように、外国人を日本の地域で正しく受け入れるというのは大変重要な課題だと思っております。政府全体としても重要な課題であるというふうに認識をしておりまして、今、菅大臣の方から御説明のあった総務省でまとめられたものに対して、安倍当時の官房長官から、この報告を踏まえて省庁横断的な取組を行うために、外国人労働者関係省庁連絡会議というものがかねてからありますけれども、ここで検討を進めて、去る六月二

十日には中間整理をまとめております。

基本的な認識は、適法に外国人も受け入れた以上、社会の一員として日本人と同じような住民サービスを受けるようにしていくことが求められていると、こういう認識の下で今、年末をめぐりにこの取りまとめを行っていくということとで、各省の局長クラスで今検討を進めているところでございます。

なお、この外国人労働者の全般の問題については、もちろんその家族を含めた地域の在り方については、私はこの間まで外務副大臣というのをやっておりますが、副大臣会議の中に外国人労働者のワーキングチームというのがございまして、そこでまとめたものがございまして。その際も、当時の山崎総務副大臣から、この今、菅大臣から御説明のあった、地域における外国人の受入れの在り方について御報告があり、我々としてもそれを含めて議論をして、外国人のまあ言ってみれば正しい受け入れ方というか、そういうことについて議論してペーパーをまとめたのがありますので、もしよかったらお届けをいたしますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

なお、安倍内閣はオープンとイノベーションというのが一番の柱の政策でございます。やはり良い人、良い物、良い金にはオープンにしていこうと、こういう心広く世界に開けていく日本にするために頑張っているということでございますので、問題意識をしっかりと受け止めて頑張っていると思ひます。

○水岡俊一君 省庁横断的という言葉がございましたので、そういった意味では総務省だけににとどまらず政府全体での取組課題というのはこれから更にたくさん明確になってくるし、積極的にその課題に取り組んでいかなきゃいけないと、こういうふうに思うわけですね。

それで、今御答弁の中に、地域で、地方でどういったふうに入れているかというお話もありました。これは非常に大切なところであるし、地方公共団体としてそのことに真剣に取り組んでい

る県が今たくさんございます。そういった一方、国としてこの問題にどういったふうに取り組むのか。それは地方に対して的確なアドバイスをするということもそうかもしれませんが、国としてはどうなのかというふうな観点においては、官房長官は何かお考えございますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 入国管理で、まず入ってくるところで一回関所があるわけですね。ここで正しく入ってきていた方がいい方には入らせていただく、どう、どんなと、こういうことだろうと思ひます。

いったん入られて、適法に在留をしていただいている限りはいいわけでありまして、そうではないケースも間々あつて、これは御案内のよう、今一部の刑務所では外国人が三分の一ぐらいいるというふうなことが起きて、外国人による犯罪もかなり増えているということ、地域で受け入れようというのと逆に、問題はあつたので何とかしないとまずいんじゃないかという両方あるわけですね。

したがって、先ほど申し上げたように、適法に在留する外国人については、地域でもしかとサービスも享受していただいて日本を楽しんでもらおうと、こういうことだろうと思ひ、国としてということであれば、今申し上げたように、在留管理は法務省、警察、いろいろかかわってきますし、もちろん地方のお手伝いもなければいけないということでありまして、そここのところのきちとしたコーディネートをして、日本で楽しく住んで楽しく働いて楽しく学校へ行つて、国としてそのフレームワークを整えるということ、国としてそのフレームワークを整えるということ、大事なんではないのかなというふうに思っています。

まだその管理も十分でないままに不法滞在になっている人もたくさんいるわけでありまして、両方をきちつとやっていくかといけません。これは国がきちつと音頭を取らなければ、元々入るときから国で管理をしていることでありますから、それについてコーディネートをしきちつとしなければいけないと思ひます。

○水岡俊一君 適法かそうでなかったかという問題も、これは政府側としてはきちつととらえておくべき問題だろうというふうに私も理解はします。

ただ、これまでから文教科学委員会の方で審議、議論をしてきた中で私たちが申し上げていたのは、適法か適法でないかというのは、これは親といますか、労働者のサイドの問題であつて、子供にはその瑕疵はないんではないかと。ですから、その子供をいかにして救っていくのかということ、は我々の課題としてとらえておかなきゃいけないという議論はしました。しかし、それは今議論をこの場ですべきことではないと思ひますので、それは置いておきます。

今官房長官から踏み込んだ御発言もいただきました。そこで私たちも非常にそのとおりだと思ひ、やはり法によつてきちつと受け入れた労働者をいかにそのケアをしていくのかということ、これは政府としてしっかりと取り組んでいかなきゃいけないという、そういう観点で、この後、教育問題について質問を続けていきたい、というふうに思っております。

伊吹大臣にお願いをしたいと思ひますが、今総務大臣あるいは官房長官からも御答弁をいただいた内容についてありますが、外国人登録者が二百万人という中で、活動内容に制限のないという言い方がいんどしょくか、そういう在留資格、ほとんど日本国民と同じですよと言われる方々が百三十万人もいらつしやるというふうなことで、それから、もうある意味では一つの移民としてとらえるべき部分も僕はあるというふうに思ひます。そういった中で、こういった外国人の児童生徒の教育、これを日本国政府としてはどういうスタンスでとらえていくかと。これは大臣の御見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 今先生が御指摘になり

ました数字は在日韓国の方々も入れている数字ですが、それを外してそんな数字にはなっていないと思います。いかがなんでしょうか。

○水岡俊一君 これは入っていますね。

○国務大臣(伊吹文明君) 入っていますね。

ですから、これはすべて移民という位置付けがいかどうかは私は非常に問題があると思います。

先ほど官房長官が答弁をいたしましたように、日本の外国人労働者への扱いとして、技術のある人はこれらどに入ってください。それ以外の人は極めて制限的に運用しているというの、これは日本の外国人労働者に対する入国管理の扱いなんです。ざくつと言ってしまう。ですから、それにのっとって入ってきておられる方についてはやっぱりそれなりの義務があるということを言っておるわけです。

ただ、これは日本国の憲法、これはもう先生にこんなことを私が申し上げるより先生の方がよく御承知のことですが、日本国の憲法あるいは日本国の教育法規は、日本国籍を持っている国民に対して将来の日本のために教育を施すということが基本になっているわけですね、基本に。ただし、それ以外にだんだんそういう人たちが多くなってきたという現実を踏まえれば、国際条約その他から人道的な扱いをしなければならぬというのが今までの考え方ですよ。

ですから、日本の義務教育を希望される方については義務教育に受け入れる。しかし、それだけで十分なのかねと多分おっしゃると思います。ね、言葉の問題その他がありますから。だから、適法に入られて適法に居住しておられる方については何らかのことをやっぱり考えなければいけない数になってきているということは、先生の御指摘はよく分かります。

○水岡俊一君 大臣ね、私いろいろ調べてみますと、我が国は一九七九年に社会権規約、通称社会権規約、詳しく言いますと経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約というのを先ほどから

引用されておりますので、その国際人権規約というものを批准しております。

その中で、十三条において、教育についての権利、2の(a)、「初等教育は、義務的なものとす、すべての者に対して無償のものとす」と、こういうふうにあります。これは明確に書いてあるんですね。そして、子どもの権利条約第二十八条には、教育の権利、第一項として、「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとす、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、次のことを行うと、初等教育を義務的なものとす、すべての者に対して無償のものとす」と、こういうふう書いてあるんですね。要するに、国民というとならえ方、これは日本憲法、そして現行の教育基本法にはそういったとらえ方があるわけですが、条約はそうではないと、こういうことなんです。

そこで、大臣にお聞きをしたいんですが、実は私、高等学校で政治・経済という教科を選択した数少ない人間の一人なんです。その政治・経済を勉強したときには、条約というのは、これは法的拘束力を持つんだと、こういうふうな習ったと思うんですが、そういう意味からすると、先ほどの下田委員の質問にお答えになった大臣の御答弁の中では、まあ律儀に考えていると、日本はアメリカはそうじゃないところがあるじゃないかというふうな……

○国務大臣(伊吹文明君) アメリカじゃない。○水岡俊一君 じゃないですか。いや、そういうようなお考えの中で、必ずしも条約は誠心誠意履行しなきゃいけないものではないのかというの、御答弁があったように聞こえたんですが、それはどうなんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 法律と条約は違います。これは。しかし、国会でラティフィケーション、つまり条約の批准の議決を受けた場合は対外的にその義務を日本が負うということです。私が先ほど申し上げたのは、アメリカが律儀じゃないと言っているわけじゃないですよ。アメリカはも

う全く律儀過ぎるほどできないと言って断っているわけですから。むしろ問題は、批准をしている国がみんな完全にその条約の中に書かれていることを国内的な義務として果たしているかどうかという点になると、必ずしもそうじゃない国がたくさんあるということを申し上げたわけですが、私は。だから、アメリカは一番律儀なんですよ、そういう意味からすると。

ですから、今の先生の御質問について言えば、日本は先生が今お挙げになった幾つかの条約を国会で批准しております。議決しておりますから。だから、対外的な義務が生じてまいります。その義務を国内的な制約の上でどこまで果たしていることが許容されるかという問題なんです。これ、国際法上の。だから、日本は批准したらできるだけ果たしたいということがあるから先ほどのような答弁をしたわけですが、先生の御質問は、であるならば批准をしているのになんだということでしょう。ですから、それは義務教育に受け入れていという事実はあるわけですよ。だがしかし、今度は言葉が通じないじゃないかと、その言葉をどうマスターさせて義務教育の場へ入れていくのかと。そこまでは条約が義務付けているかどうかという今度は議論になってくるわけですね。

私は、おっしゃっていることに反対しているわけじゃないですよ。できるだけその方向にやります。と思いますが、予算やいろんな制約がありますから、その範囲の中で義務教育にはきちっと受け入れるという門戸は開いているということは先生が一番よく御存じのことです。

○水岡俊一君 大臣、そこで、先ほどの下田委員の質問は高等教育の問題、これは日本は留保をしているという状況にあります。今私が説明を申し上げたのは、留保はしていないんです。つまり、これはやっぱり誠心誠意、日本の国としてそれに向けての努力をしなきゃいけないというふうには感じるところですが、それについていかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは私が先ほどの後半の答弁で御答弁したと思いますが、確かに今先生がおっしゃった二つの条約については日本は国会で批准をしているわけです。ですから、対外的な義務が生じております。義務が生じておりますから、その義務をどのような形で果たしているかと。だから、義務教育には希望をして手を挙げられる外国の方は、それに、日本の義務教育へ受け入れるという門戸を開いているわけです。

ただし、先生の御質問は、多分、それはそれで分かったと、しかし言葉も通じない者を義務教育へ入れるといったって入れないじゃないかと。だから、実際ははみ出している人間がいるじゃないかと。そうすると、外国人に対して日本語教育をすべて日本の納税者の負担で実施をして、そして義務教育に日本の児童と同じように入れられる状況までにするかどうかということを条約がその締結をした国に強制をしているのかどうかという議論に法制的にはなりませんよ。

しかし、私は先生の言っておられることに反対じゃありませんよと言っているのは、だんだん国際化が進んでくると、日本もこれは本当に国策としてやった、日本国内へ研修生として入れてきた方が、官房長官が言ったように、その御子弟なのか、あるいはそうやって入ってこられたけれども今度留学期間が過ぎたのにおられる人なのか、いろいろあります。だけど、人道的な立場からはいろいろなことをしなくちゃいけないというのは、私は先生の意見に何ら反対じゃありません。

しかし、国内で法違反の保護者の下にいる子供が、これは国際法上の法理的解釈ですよ、人道的解釈じゃなくて、法理的解釈としてその条約の対象になるのかどうかというところは、国際法上かなり詰める必要はないことだと思えます。

○水岡俊一君 その件については、人道的あるいは人類愛にあふれた大臣のことですから、それはもう積極的に取り組む姿勢を示していただければと期待をするところですが、問題は、そういう

細かいところまで行かなくて、もっと手前の問題で、国際人権規約ではこれは無償のものとするというふうな形で積極的にそれは受け入れなきゃいけないと、こういうふうな規定をしているわけですから、これは、今の日本の取っている体制というものはこれは不十分、あるいはもっと言えば不十分極まりないと思ふんですね。ただ、今後どうしていくかという問題は、やはりそれはいろいろな知恵を出してやっていかなくちゃいけない。

さて、そこで、大臣、今度の教育基本法の政府の改正案には、このことについてはどこかくだりがあつたり、その考え方が示されているんじゃないか。

○国務大臣(伊吹文明君) いや、ですから、先ほど来申し上げているように、現行基本法も改正基本法も日本国憲法も、日本国民に対するこれは法規なんですよ。だから、外国の方については国際条約上の先生が御指摘になった扱いなんです。だから、民主党さんはその対策は、そのところを国民とは書いておられないわけですね。これは一つの考え方です。これはどういうふうにかから国会がそれを判断していくかということだと思います。

それで、義務教育に門戸を開いているということは先生も認めていたかという困るわけですよ。ただ、義務教育を受ける条件を整備するということについて不十分だということをおっしゃっているわけですね。だから、そのところまでを条約が義務付けているかどうかということは、これはやっぱり少し詰めないといけない問題じゃないでしょうか。

○水岡俊一君 もう一度伺います。
今のこのお互いにお話をさせていただいている問題について、政府案の中には書いてあるかどうかあるんじゃないか。

○水岡俊一君 つまり、書いてないということだろうというふうに思います。

それで、昨日の審議の中だったかと思うんですが、教育というものをどういうふうにとらえるのかという論議の中で、この教育基本法、政府案が日本の教育を要するに表しているというふうなお話があつたように思ふんですね。そういう意味でいうと、日本は外国人の児童生徒についてどのように教育をしていくのかということはこの政府案は記していないということで、つまり外国人の児童生徒の教育の問題は、今の政府、もっと言えば文科省の教育の対象ではないという考え方になるんじゃないか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは違うんじゃないでしょうか。法律はそういうことは規定いたしておりません。教育基本法はあくまで日本国民に対する教育の基本を定めているわけです。

しかし、日本は国際社会の一員として、先生がおっしゃった条約に対する署名をして、そして国会に対して批准を求めて国会が批准をしたということですから、これはその人たちのどのように受け入れるかということについては、基本法より下位にある教育各法、あるいは政令、通達、予算その他において措置していくことであつて、そういうことはたくさん私は方向性としてあると思います。憲法に書かれていないけれども、下位の法律においていろいろ人権が守られたり、あるいは会社の行動が保護されたりするということはよくあるわけですから、これは立法政策上の問題だと思ふいますね。

○水岡俊一君 大臣としてそうおっしゃられる気持ちは私には理解はできるんですが、実は外国人児童生徒の教育をどうするのかということにかかわつての法律は私はないように思ふんですが、今の日本には、ですから、今の立法の一つの体系の中でとらえていくというのは現時点では難しいというふうに思ふます。

それで、一つ、これは日本の国としてその条約をいかにとらえていくかという問題にかかわると

いうことですから、それ以上押し問答しても仕方がないというふうに思いますけれども。

ただ私は、今日冒頭にお伺いした多文化共生推進プログラムというものは一つの表れとして、日本の政府としてこういった問題をとらえていかなくちゃいけないという姿勢は表れていると思うんですね。ですから、総務省もそして厚労省も、本間に積極的に子供のそういった教育プログラムをどう扱っていくのかということはきつちりとらえているんですね。

ですから、文部科学省がこのことについてきちつと考えを今示さないというのは、やはりこの問題に対しての姿勢が足りないんじゃないかというふうには私は思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは先生、教育の部分だけではなくて、外国人の、今おっしゃった共生ですとか、それについてどのように日本政府がトータルの、まあ移民政策というのとはよくないと思いますが、外国人を国内に入つてもらつて、そして、日本は伝統的にいへばいろいろな在日でも、日本籍を取つておられる方その他ありますけれども、日本の国の成り立ちとしては、どちらかというと単一民族、単一国家、単一文化という国で来たわけですから、そのところの大きな、大きな流れを国民としてどういうふうな位置付けて理解するかという国民の共通の理解の上にその今の問題も論ずべきことだと私は思ふます。

○水岡俊一君 教育基本法の政府案についてやっぱりしつかりと議論をしていきたいという思いから、今日は私、こういうお話をしたんですが、政府案の中には、提案理由を説明いただいた中で国際化という言葉はちゃんと入っているんですね。しかしながら、条文の中にはそういうことがない。それから、それに付随をしていく、あるいは同時に提出される法律もないというのは少し、といひますか、この提案の趣旨を説明された内容と中身とは僕はずれているように思ふますが、大臣、いかがでしょうか。(発言する者あり)

○国務大臣(伊吹文明君) これは、いろいろ不規則発言がありますが、これはやっぱり提案者が提案の意図を御説明しなければならぬであつて、国際化という文字を使ひましたのは、グローバルな社会になつてきて、日本がかつてのように東洋のちっぽけな戦いに負けた国である二十二年のときと、国際社会、地球上における立場も全く違つてきていると。であるがゆえに、日本人が日本人としてのアイデンティティーを持つと同時に、海外の文化その他については日本人が理解をしていかないと、日本人の教育基本法として書いてあるわけですから、それは困るよという趣旨の国際化ということを入れているわけです。

○水岡俊一君 大臣、正確な数字というのは私も持ち合わせてはおきませんが、例えば、外国人の児童生徒は一体、じゃどれぐらいいるのかという問題を調べてみると、私の知るところによると、昨年の集計によると全国に十二万三千人ばかりいるんじゃないかと、こういうお話があるわけですね。

しかし、その中で日本の小学校や中学校へ来ている、今大臣がおっしゃつた、日本の学校が受け入れているというふうにおぼしき人数を調べますと約六万二千人なんです。つまり、半程度しか日本の学校には受け入れていないわけなんです。

それで、ここが調査の難しいところなんです、外国人学校というのがありますね。ブラジル人学校であるとか中華学校であるとか、そういったところに行つていられる人たちの調べても二万五千人ぐらい。つまり、あとの残りの本当に数万人、もつとありますね、全部でいくとかかなりの人間、その子たちはどうしているのか、こういう問題が出てきますね。

これは、想像するに、不就学という問題が出てくるわけですね。

つまり、日本の国に暮らしながら、その子供たちに責任がないのに日本で教育を受けることができていない子供たちがそこに四万人も五万人もいるということが現実としてあるんじゃないかと私は思ふんです。それを国際化という時代の中で、

政府もそういうふうにとらえている、そして大臣の言葉でも国際社会の一員としてというふうな方の中で、これでいいんだろかというふうには私に思わぬですね。

ですから、まあ民主党の案が私の立場上聞けないということなんで大変残念ですが、いや、そういう意味からすると、(発言する者あり)いや、ああいいんですか。そういう意味でいえば、それじゃ委員長、よろしいでしょうか。

○委員長(中曽根弘文君) 委員は発議者でありますので、民主党提出の法案の中身については熟知していると思っておりますが、そのことを踏まえた上で御質問して結構です。

○水岡俊一君 はい。

それでは、せっかくの機会でありますので、今論議をしましりました学が権利でありますとか、あるいはその学校教育をどういうふうにとりうった形であらうていくのか、第二条、第三条、第四条、第七条、いろいろありますけれども、できましたら我が同僚の鈴木寛議員にお願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木寛君 お答えを申し上げます。

私も、正に国際社会の中で国際社会の一員としてそうした条約を最大限実現をしていく、そういった意味でも国際社会のリーダーになりたいという思いを持ってこの法案を作らせていただいております。

したがって、第二条におきましては、何人も、生涯にわたって、学問の自由と教育の目的の尊重の下に、健康で文化的な生活を営む、学びを十分に奨励され、支援され、保障されると、こういう条項を盛り込んでおまして、これは日本国民のみならず日本社会すべての人々にこうした権利を保障していきたいと考えておりますし、第三条の主語も、何人も、その発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境を享受する権利を有すること、それから第四条で、学校教育におきましては、すべての国民及び日本に居住する外国人に対して、意欲を

持つて学校教育を受けられるよう、適切かつ最善な学校教育の機会及び環境の確保及び整備に努めなければならぬという条項を盛り込ませていただいておりますし、また第七条でも、何人も、普通教育を受ける権利を有すると、こういうことを盛り込ませていただいておりますのでございます。

このことが、やはり日本社会の健全な発展に極めて、今委員のおっしゃった不就学の児童の問題を放置するということは、日本社会全体の教育の在り方にとって極めて望ましくない状況だという判断の下でこのような条項を整備させていただいているところでございます。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

民主党案では、何人もという主語を使う、そして、日本に居住する外国人という言葉も使いながら、日本がこれから取るべき姿、方針を一生懸命表しているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

そこで、今、不就学のお話を申し上げましたが、それだけの数の、あるいはもっと多いかもしれない、不就学の児童生徒がいて、そしてこれに対して効果的な施策が行えないとすると、これは何年かしますとその方々が成人をしていく、その中で働くことも難しいかもしれない、さらに、厳しいその生活の制約が出てくるんじゃないかということが想像されるわけですね。

そういったことについて、大臣、ちょっとお考えがあればお聞かせください。

○国務大臣(伊吹文明君) 今からもう、そうですね、三十五年ほど前なんです、私は四年間英国に駐在していたことがあります。英国は日本とは違って植民地国家ですから、特に労働力が非常に不足して、海外からの人を入れてきていたんですね。これは、国策として入れてきておったと思います。しかし、不況になると必ずトラブルが起こるんですね。社会不安が起こります。特に、英国のロウクラスの人と外国から入ってきた人との間に一番激しいフリクションが起こる。

日本はそういう国にしてはやっぱりいけない、これは先生と私と共通の思いだと思いますね。やはり世界各国を見ましても、外国から人を入れてくることについての大きな国策がまず表に出てこない、教育の問題、福祉の問題についての扱いもちまちとできないんですよ。これは立法政策上の問題として、基本法に、国家の憲法だとか教育基本法という基本法に、これは調べてみないと分かりませんよ、私が知っている範囲では、外国人のことを書いてあるというところは極めてやっぱり少ないと思います。それは、それ以下の法律においてその現実をどう担保するかということだと思わうんですね。

だから、先生の人道的な温かいお気持ちは、私は決して反対じゃありません。しかし、国家を預かっている立場からすると、外国人の労働者という、外国人の方で日本へ来ていただく方を全体として日本国家がどういう形で迎えるのか、制限的にやるのか、それから国際条約も、今は、先ほど先生がおっしゃった数の足し算引き算からいうと、確かに何のともない子供がそれだけ不就学であるという数字になると思いますが、同時に日本の教育基本法は、日本の国民について、保護者は受けさせる義務があると、こう書いてあるわけですね、御承知のように。そうすると、保護者というものが違法な状態で、日本の法律上違法な状態で国内に存在しておられるとした場合ですよ、その人の保護の下にある子供さんをどう扱うかという、これは人道上的ことはよく分かります。しかし、これは国際法上、かなり詰めないとなればいけない問題を含んでいるということとは理解してください。

○鈴木寛君 お答え申し上げます。

法律には、属地主義と属人主義という、この二つの大きな考え方があろうかと思っております。で、我々は日本社会における教育のありようを議論をしております、もちろん外国人をこれ受け入れる受け入れない、これは教育政策の範疇外の話であります、結果として不就学の多数の児童

が存在していて、それが同世代の日本の国民の教育に対して極めて大きな影響を持っているという観点も我々は十分踏まえさせていただいております。

それから第七条で、民主党教育基本法案では、義務教育を受けさせる義務は、「国民は、その保護する子どもに、当該普通教育を受けさせる義務を負う。」ということ規定させていただいているところでございます。

○水岡俊一君 大臣、最後に、私一つ勉強してきた中で分かったことは、憲法第二十五条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、こう書いてあって、すべて国民はということに対象がなっているということ、ここからよく分かるんですね。ところが、憲法三十条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と、こう書いてある。これも国民なんですね。ところが、在日の外国人労働者は、同じようにやはり納税をしているわけですね。

そういった意味からすると、納税をさせながらそれに対する手だてを、やはり一部、少ないということであれば、それは問題があると思うんですね。やっぱり国際化の中で、それは日本の、先進国の一つの大きな代表的な国として、その問題はやっぱりきちっとあらえていく必要があるんだというふうに私は思うので、今後のまた議論の中でお示しをいただいたらというふうに思います。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

まず、どうすればいじめ自殺をなくせるのかという問題について、大臣は、二十六日のNHKの「日曜討論」で、文科省の指導にも若干問題があったと反省していると述べられました。私も聞いておりました大変印象的だったのですけれども、いじめがゼロである学校が良い学校だという打ち出し方をすると、みんな良く見てもらいたいと思ひ、教師はそれを隠すし、教育委員会は報告しないと

いう現象が起ってくる、教育行政の評価の在り方を変えないといけない、こうお述べになられたかと思ひます。そういうお考えに間違いございませんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生、聞いていただいております。先生、聞いていただいております。

私が申し上げたのは、平成八年に私の言っているようなことを既に文科省は通知しておるんですよ。しかし、なかなかそれが徹底されていなかったと私は思います、現実を見ます。ですから、いじめが多いのがどうも何か学校の評価、あるいはいじめを止められなかった教員の評価にかかわってくるんじゃないかという意識をどうしても持ちがちであるようだから、平成八年のその通知をもっと徹底して、平成八年の通知というのは、いじめの多寡以上に、いじめをいかに迅速かつ適切に対応し、いじめの悪化を防止し、早期に真の解決を図ることが大切であるという指導をしておりますから、それをきちんと徹底しないというところを私は担当の局長にも言ったということなんです。

○仁比聡平君 いじめ対策を数値目標で評価するというやり方が現場に困難をもたらすものだというところをお認めになったということだと思ひますね。

我が党は、いじめの件数が多いか少ないか、これで学校と教員を評価するという全国で起こっている現実がいじめの実態を見えなくさせて、教師集団が一致協力してこれに対処するということを困難にさせている原因の一つになっているということをやや厳しく指摘してきました。私は、こういうやり方は、いじめを克服する上で有害なものであって、早急に正されなければならないと思ひます。

そこで次に、十一月十二日に起こりました北九州での、市立皿倉小学校という学校がございます。この小学校の校長先生が自ら命を絶たれたという大変痛ましい事件について、大臣にお聞きしたいと思ひます。

この件は関係者あるいは国民の皆さんの中に大きな衝撃を及ぼしています。この小学校をめぐりまして、十一月、今月十一日にある新聞が、こういう大きな報道があったわけですね。「小学校がいじめ隠し」という大きな見出しで、五段抜きの記事ですけれども、五年生の女子児童に対する同級生からのたかり行為をいじめと認識しながら、市教委には児童間の金銭トラブルと報告し、いじめの実態を隠していたことが分かったという報道なわけです。

この先生が自殺されて間もない今月十五日の衆議院文科委員会では、教育長が校長を叱責をされたということ、それから児童間の個人的な金銭トラブルだと言つて児童に救いの手を差し伸べなかったのは問題があるという旨の御答弁をされています。私は、この御認識が今も同じなのかということをお尋ねしたいんです。

というのは、私もこの件について現地調査をいたしまして、マスコミ報道も一連精査をしましてまいりましたけれども、当初報道されたいじめの事実を隠していたというのは、経過を正確に表現したものではないように思ひます。

亡くなられた校長先生は、朝、門前で登校する子供たち一人一人に名前を呼んで声を掛けて、掃除時間には御自身長靴を履いて先頭に立たれるというその姿から、子供たちからは長靴先生と、そんなふうに関心されておりました。保護者からも先生たちからも大変信頼の厚い方だったわけなんです。

経過をよく見ますと、九月の二十六日に被害児の保護者からの訴えで判明した、子供たちの中で起こった金銭の受渡しを伴った問題のこの件について、すぐに対応をされまして、関係教員の先頭に立って関係児童からの事情の聞き取りや事実確認を進める一方で、関係保護者間の調整を図りつつ、市教委にも随時報告をしながら、子供たちが学校に出てこれなくなるようなことがないように、どの子も、関係の児童が学校に出てくるべきでないようにならないうに、解決に向けたリーダーシップ

を私は取ってきたと思ひます。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、先生、それにお答えする前に、文部科学省のやっていたことが間違っていたことをお認めになったという御発言がありました。何か赤旗でも志位委員長が私のNHKの発言をとらえてそういうことをおっしゃっているんですが、私が申し上げているのは、平成八年に既に通知を文部科学省が出してあるんですよ。しかし、それがそのとおり徹底していなかったというところについては更に徹底をさせなければならぬということをお申し上げしているわけなんです。

それから、今の御質問についても、これは多分そういう御質問になるだろうと思つて私は議事録を正確に持ってきておりますから、これを読ませていただきます。そうじゃないことを私が言ったように言われると困りますから。

御党の石井郁子先生の御質問に答えて、教育長が叱責された、何もしないでいじめがあったから叱責されたわけじゃないんです。これは児童間の個人的な金銭トラブルだといつて児童に救いの手を差し伸べられなかったのは問題があるんじゃないかということをおっしゃっているんじゃないかと私言っているんです。私は、問題があるなら一言も言っていないんですよ。そんな違うことを公の場で言われちゃ困ります。

ここに言っていることは、教育長さんが叱責をされたということ、いじめがあったから叱責されたんじゃない、どうなんだということをおっしゃっているから、教育長が叱責をされたというの、何もいじめがあったから叱責をされたわけじゃないんですよ。これは児童間の個人的な金銭トラブルだといつて児童に救いの手を差し伸べなかったのは問題があるんじゃないかということをおっしゃっているんです。私の価値判断は一つも入っておりません、そこには。

○仁比聡平君 まず、その数値目標の問題について、以前の伊吹大臣の御答弁を私も拝見をして、

これ会議録、読み上げることはいけませんけれども、私も、いじめの多寡によって評価をするということが、そういう数値目標で評価をするということ、それが実態を見えにくくしているのではないかと、趣旨の質問に対して、いろんな見方があるという御答弁をされていいたと思ひます。

そういう意味では、そのいろんな見方があるという御答弁と、今大臣が御答弁になったように、八年前ですか、その文科省の、問題は多寡にあるのではないという趣旨が徹底されていないという御認識は、これ違う御答弁のように思ひますので、先ほどのように私の受け止めに申し上げます。

それで、その十一月十五日の先ほど引用をされました衆議院の会議録ですが、私も拝見をしております。今大臣がその趣旨は、つまり教育長さんがそういうふうなことをおっしゃったということを紹介したのだと、御自身の御判断は含まれていないのだということをお述べいただいたのは私も安心をいたしました。

それで、私はその御答弁の中で、児童に救いの手を差し伸べなかったのは問題があるんじゃないかということの言葉が、確かに教育長さんの言われたことの紹介ということなのかもしれないだけけれども、国会での大臣の御答弁として、御答弁の内容として、そういう事実認識が残っている中で、ですから、そこが、つまり児童に救いの手を差し伸べなかったというのは、これは今から見れば、これは事柄の経過を正確に表現したものでないのではありませんかと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 余り日本語の解釈のことをここでやってもいけません。

事実関係は、私からお答えするよりも、北九州の方に聴取をしておりますから、正確に事務の政府参考人からお答えをさせますが、これ、我々が聞いているのは、これは児童間の金銭的なトラブルだといつて児童に救いの手を差し伸べなかったのは問題があるんじゃないかということを教育長

さんが言ったのではないかと、私を私に言っているわけですよ。私が何か問題があるとかないとかって、私の判断を示しているわけじゃないんです。

私がこれを伺った背景はどういうことであつたかということをお聞かせしておりますから、それは今政府参考人からお答えさせます。

○仁比聡平君 新聞報道でも、今お話のある教育長さんがこういうインタビューをされています。児童間の金銭のやり取りがあり、学校はまず保護者を交えて解決を図ろうとした。これは間違いではない。あるいは市教委と学校、教育委員会と学校現場が頻りに連絡協議をして情報共有をしようとしたという状況が報道もされているわけですよ。それを踏まえて、であれば局長に御認識を伺いたいと思います。

○政府参考人(銭谷眞美君) 本件につきまして、九月二十六日に、金銭を要求された子供の保護者から学校に話があったということでございます。

学校の方は、その後、言わば金銭を強要したという子供たち、その親、それからその金銭を要求された子供、保護者、これ、数がいろいろたくさんいるわけでございますけれども、そういう保護者を中心に校長先生あるいは教頭先生、いろんな先生が事情を聞いたり、あるいは双方の話し合いの場を設定するなどずっと対応を行ってきたのは事実でございます。

ただ、なかなか双方の保護者間の事実認識に差がございまして、解決に時間が掛かっていったというのも事実でございます。九月二十六日にお話があるから、連日のように保護者間の話し合いを学校が持たせていたということでございます。ただ、十月二十三日の報告では、この件をいじめであるというふうなところがどうもいまいなかつたようございまして、その点、認識について課題があつたのではないかと、私としては感じてるところでございます。

○仁比聡平君 今局長の答弁にありましたよう

に、十月二十三日には文書で北九州市の教育委員会にも詳細な報告が上がつていっているわけですよ。つまり、学校としては発覚をして以降調査を、子供たちとの間の調査を進めて、該当する子供さんの親御さんたちとも継続的に話し合いを続けていた。いじめであるのかどうかという判断も含めて、解決に向けて努力をしていたということだと思ふんですね。私は、子供たちに直接責任を負って、子供たちに向き合つて解決への教育的な努力をしてこれたということなのではないかと思ふんです。

先ほど文科省の方針というお話がありました。この間、現場に徹底をしようとして、「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」という文書がございまして、これ、この中でも学校を挙げた対応というところで、先ほど大臣が御紹介されたいじめの問題については、その件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応してその悪化を防止し、真の解決に結び付けることができたかどうか、これが重要だという観点と、もう一つ、各学校において、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組むという、この点を強調しておられるわけですね。

私、この皿倉小学校の校長先生や教員の皆さんは、もちろん完全な解決には至っていないけれども、今も至っていないわけですよ。それは先ほど局長からお話があったけれども、だけれども、その解決に向けて努力をしていたと、そのことは間違いのないではないかと思つています。大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(銭谷眞美君) 先ほど申し上げましたように、九月二十六日に金銭を要求された子供の保護者から相談があつたから学校は校長先生を中心にその保護者あるいは金銭を強要した側の子供の保護者等と話し合いは続けてきたわけでございますけれども、まあこれは結果論かもしれませ

けれども、保護者の間にはやはり学校の対応が十分だということで市教委の方にも話しに行つたという経緯もあるようでございます。

ですから、学校がこの問題の解決のために意を用いて実際に話し合いの場を設定したりしていたというところは、これは間違いございませんけれども、事態のなかなか解決には至らなかったということでございます。

○仁比聡平君 そのことがさきの国会答弁で教育長の発言として紹介をされた救いの手を差し伸べなかつたということになるんですか、局長。

○政府参考人(銭谷眞美君) 市の教育委員会の方としては十月二十三日にまとめた文書で報告ももらつていられるわけでございますけれども、言わばその学校からの報告書におきまして、例えばこの事実をいじめとして報告をするということは学校のほうはしていないわけございまして、そういった点についてやはり学校の指導に、対応に課題があつたという認識を持っていると承知をいたしております。

○仁比聡平君 これも新聞報道で申し上げますけれども、教育委員会も記者会見ではなくて新聞記者の取材に対して、いじめと思ふなかつた理由についてというふうにご記事は書いていますが、金銭トラブルの側面を重視して学校と調査をしていったが、被害者側と加害者側で話が食い違ふなどして時間が掛かつたためであるというふうにご教育委員会自身が言つています。その学校の責任を押し付けるかのように今の、先ほどの局長の答弁聞かされたんですが、そういう御趣旨ですか。

○政府参考人(銭谷眞美君) 私どもが把握をいたしておりますのは、十一月十一日の読売新聞の報道について、北九州市教育委員会から聞いておりますのは、この報道について教育長が記者会見を行うために、校長から学校の対応及び新聞記事の内容について事実確認を行うとともに、学校経営における児童の問題行動に対する危機管理について指導をしたということをご承知をいたしております。

したがって、学校としてはこの問題に取り組んできたのはこれは間違いございませんけれども、市の教育委員会としては、やはり学校が本件をいじめであるというふうにとらえておらず、事実関係の把握が、努力はしたんでしようけれども十分ではなかつた、こういうふうにご考えているということだと思つております。

○仁比聡平君 つまり、今の局長の御答弁は、教育委員会からそのように今の段階で聞いているという御趣旨だと思いますので、そういうものとして受け止めた上で、つまり、問題解決のために努力をしていこうというところは、私は大変大事なことでと思ふんですね。それは私は、児童を救うために何もしてなかつたというふうな、救いの手を差し伸べていなかつたということとは私は違ふと思ひます。

今の局長の答弁の中にあつた十一月十一日の報道、冒頭に御紹介しましたが、これの途端に学校に対する市教委の態度は一変、対応は一変いたしました。それまでは情報を共有して、一緒に言わば取り組んでいこうということであつたにもかかわらず、その報道のその朝、教育長から校長先生は呼ばれて、それまでの努力をすべて否定される形だと思ひますけれども、なぜこういつたいじめを報告しなかつたのかと叱責をされて、その午後には孤立無援で記者会見をさせられています。

私も映像を見てびっくりしましたが、校長先生が一人で長時間質問にさらされているわけですね。こういう場合、よく教育委員会の責任者が同席をされたり、あるいは代わりに教育委員会が記者会見をしているという姿はこのごろ見ますけれども、校長先生がマスコミにさらされる、その姿は手が震えて大変緊張した面持ちでございまして。その中で、いじめと認識していきながら報告していきなかつたのは怠慢だつたという言葉を繰り返して求められて、追いつめられる中で、翌日準備をされていた学芸会の延期、あるいは関係児童宅への家庭訪問に奔走され、深夜まで、で、翌朝行方不明になられて、午後には遺体で発見されたわけですよ。

大臣はこの、つまり報道後の市教委のやり方についてどう思われるでしょうか。先ほどの文書にあるように学校を挙げた対応をという、この学校を挙げた対応を励まして支えるのが私は教育委員会なのではないかと思えますけれども、逆に現場の教育的努力を否定する言わば評価が行われた端的なケースではないでしょうか。いかがですか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは校長先生がお亡くなりになっていきますので、極めて痛ましいことです。よほど言葉を選んでお話をしなければいけないんですが、同時に、情緒的な話をしようとする事相が不十分になりますから。

実は、九月二十六日から始まって十月をまたいでどういうやり取りがあったかというのはずっと私手元に残っています。警察をも含めて。その間、なお金銭が動いているという事実もあります。ですから、校長先生が御努力をなされたということとを私は別に否定はしてませんが、結果的にこの来ている報告から見ると、お金を取られていく子はお金を取られ続けているわけなんです。これはどういうふうに評価をするんでしょうか。

そして、ただこれは、まあこのお金をねだるという、お金を取るということは、この読売新聞の十一月十一日の記事の一番最後に法政大学の先生が言っておられますが、これは典型的なはじめだと、学者の立場から見ても、なぜいじめというその報告はなされなかったんだろうかということをおっしゃるから、先生が持っておられる。

すったということ、しかしその間に金銭のやり取りがずっとおこなわれていたこと、いろいろなことを考えて、まあ何となく、校長先生の御努力は私はそれで認められたいと思いますし、学校を指導している教育委員会も校長先生一人で記者会見をさせるなどということは、私が教育長だったらいいたしませんね、それは。

○仁比聡平君 事実関係の問題については、私がここで大臣と議論すべき問題ではそもそもないだ

ろうと思います。

ただ、ちょっと私が知る限りで申し上げますと、加害児とされる子にほかの子供が金銭を求めたというのが発覚後あるようですけれども、それはいわゆる被害児からではないというふうには私は承知をしています。その点は、是非局長、更に調査をしていただければと思います。

今大臣の御答弁にあった法政大学の尾木直樹教授は、この件について、少し後の十一月十三日の新聞の取材を求められて、こう言っています。校長自殺の背景には、文部科学省が二、三年前から進めている教育の構造改革の影響がある、教育現場に競争原理、成果主義が導入されたため、校長はこれまでのように教育委員会に相談できなくなった、今は校長が孤立して問題を抱え込んでいく、競争主義の中で校長と教育委員会も先生たちも子供たちもばらばらになって、優しく連帯する一番大切なものが吹き飛んでしまっている。で、NHKの「日曜討論」で大臣が御一緒にされた日本教育大学院大教授の河上先生は、校長一人の責任としてさらしものにするのではなく、何が起きたかを冷静に検証する必要があると。これ、大臣が先ほど述べられたのと同じ御趣旨だと思えますけれども、こういう識者の見方なわけですね。

私は、この校長先生は、そういう意味で、ゆがんだ教育行政の犠牲者ではなかったかと思わざるを得ません。北九州でも、教育行政をめぐっては教育改革プラン、教員評価システムが本格実施をされる中で、学校現場への管理がこれまで以上に強められてゆがみが深刻化をしています。

現場で聞きますと、第一に、校長や教頭など管理職への評価と管理が一層進む中で、校長先生は市教委には相談できない、学校のことは、こういうふうには言われる事態がある。

二つ目には、現場の教員集団を信頼してそこでの知恵を生かすというのではなくて、現場を無視して市教委のトップダウンが進んでいるということとです。ある校長先生は、市教委の方針はまずマスコミが知って、校長が知るの最後だと、こん

なふうにおっしゃっています。

第三に、教員評価制度によってあらゆるものが評価の対象とされ、教員同士の分断、精神的圧力が強まる下で、例えばクラスで子供に何か起こっても、ほかの教員や、まして管理職には相談できないという状況が広がっている。この声が出て北九州の教員評価システムというのは、平成十五年年度に文科省が委嘱して作られて、数年間の試行を経て今年度から本格実施されたものなわけです。こういう評価システムを主導して、北九州を文部行政の実験場にしたいのは私は文科省だと思えます。その委嘱もそうですが。

新たな教員の評価システムの最終報告書というのがあります。これは北九州の方で作っているものですけれども、これを見ますと、教員に対する業績評価は教員の配置や研修、そして給与、給料、この処遇に生かすべきものだというふうにされて、指導力不足教員、いわゆる不適格教員の判定と一元的に運用すべきもの。にもかかわらず、その評価、つまり重大な評価になるわけですが、これに対しては、教員からの苦情相談に対応するのは、学務部長が指定する者で構成される審査機関、これを教育委員会の事務局内に置くというわけ。この学務部長、つまり人事を一手に握っているこの人は文科省からのいわゆる出向、天下りですよ。こういうシステムを主導してつくってきたのは私は文科省にはかならないと思います。こういう形で学校現場をゆがめて、教師集団が一致協力して取り組むことを困難にさせるやり方はやめるべきだと思えます。

こういう実態がある中で、教育基本法の改悪案は、十六条、そして十七条の教育振興基本計画、既に中教審答申が出されて、そこではひな形の中で教員の能力、実績の評価システムの導入が掲げられています。教育の自主性、自由を保障する憲法、教育基本法に反したこういう実態を合法化し、強化し、推進する、そういうやり方は私はきつぱりやめるべきだと思いますし、きつぱり廃案にすべきだということを申し上げて、質問を終わります。

す。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。今日はじめの問題を中心に質問をさせていただきます。最初に、今ほど御議論がありました子どもの権利条約、この問題から入っていきいたいというふうに思います。

十二年前にこの条約の批准が行われました。条約が批准されたわけでありまして、憲法に次いで条約、そしてその下に法律と、そういう構造になるわけでありまして、法律をも規定すると、こういう大きな力を持つわけでございます。

そこで、今回、教育基本法の改正法案が審議されるに当たって最初にお尋ねをしたいのは、この子どもの権利条約、この諸理念、これはその改正法案のどこにどのように生かされているのか、具体的に伺えたいというふうに思います。

○政府参考人(田中壮一郎君) お答えを申し上げます。児童の権利条約の理念が改正法のどこに生かされているかということでございますけれども、児童の権利条約で規定されております内容につきましては、批准のときに日本国憲法や現行の各種の法令等によって既に保障されているところがございますけれども、今回、教育基本法の作成に当たりますのは、児童の権利条約等国際条約との整合性にも留意して検討を行ったところでございまして、児童の権利条約の精神とも合致するものとなっているものと考えておるところでございます。

特に、今回の法案に新たに盛り込んだ規定のうち、障害のある者への支援、あるいは教育に係る家庭の責任など、これらは児童の権利条約の規定と同様の趣旨の内容のものを盛り込んでおるところでございます。

○近藤正道君 一部取り込まれたものもあるということですが、先ほどの議論にもありました外国人の子供、外国人児童の教育を受ける権利

につきましては、憲法は国民の権利ということでありますので、そこから一部外れると、それを立法政策でどうやってカバーするかという議論がずっと続いてきたわけですが、子どもの権利条約を批准した以上は、より明確に具体的に、子どもの権利条約の中にその趣旨を明確に具体的に規定するのが私は筋だというふうに思いますが、この多元化のグローバルな時代の中でなぜこういう重要な視点を盛り込まなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(田中壮一郎君) ただいまお答え申し上げます。児童の権利条約は、これを批准するときに日本国憲法あるいはその当時の各種の法令等によってその内容は保障されているということでございます。特に、今回の教育基本法の改正に当たりまして、その整合性は当然検討させていただき、新たな条項も加えておるところでございますけれども、児童の権利条約が批准された時点でその内容は我が国の各法令によって保障されているということでございます。

○近藤正道君 分かりました。これは、分かりましたというのは言葉が分かったという意味で、理解したということではありません。私は、やっぱり立法政策の点からいろいろな問題があるなと思っております。

この子どもの権利条約を批准いたしますと、五年ごとに政府は国連の子ども権利委員会に対して履行状況を報告をしますと、こういうシステムになっているようにあります。そして、現に日本の政府はそのことをやっているわけですが、それに対して国連の子ども権利委員会の方では、報告書に対してこれを評価、点検をして、そして勧告を出す、こういうシステムも取っております。かなり詳細な報告が、勧告がこの間二度、日本政府に対して出されておりますが、その中で、とりわけ子供の教育制度について大変シビアな厳しい指摘がございます。

最初の一九九八年六月の勧告を見ますと、こういうふうに出ています。児童が高度に競争的な

教育制度のストレスの結果として、余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより発達障害にさらされていると、こういう指摘。そしてまた、締約国における高度に競争的な教育制度並びにそれが児童の身体的及び精神的健康に与える否定的な影響と。そして、〇四年二月の勧告の中でも、やはり教育制度の過度に競争的な性格が児童の心身の健全な発達に悪影響をもたらす、児童の可能性の最大限な発展を妨げることなどという、そういう規定があるわけでございます。

政府としては、こういう厳しい勧告、つまり競争的な教育制度に対する国連子ども権利委員会のこの勧告をどう受け止め、どう対応されてきたのか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生も法律家でございますから御存じのように、この勧告というのは別に強制力を持つものではありませんけれども、条約をラティファイケーションした限りは真摯に受け止めるべきではないかと私には理解しております。

その上で、今おっしゃったような勧告を受けて、例えば学習指導要領を見直してゆとり教育を導入したわけですよ。その結果、今大変な非難に国内的にはさらされています。学力は低下してきているということ。私は、ゆとり教育というのはむしろ運用の面で非常に不幸な運用をされちゃっているんじゃないかという評価をしているんですが、ですから、そのようなこととか、教育相談体制を充実するとか、文科省としては一応勧告には沿った施策は取ってきたということでございますが、強制力がなにもありませんから、今のようない内世論の下で学習指導要領を見直すときにどっちを取るのかということ、やっぱりこれは政治が

決断しなければならぬことだと思っております。

○近藤正道君 そういうことでありますと、こういう質問をせざるを得ないんですが、五年に一度報告を国連子ども権利委員会に出すと、今度三度目の報告を出さなければならぬ。もう既に出さなければならぬ期限がつかいこの間もう来ている

ということの中で、今政府はどういう報告を出すのかいろいろ検討中ということでございますが、二度続けて、非常に競争的な教育制度だと、そのストレスが子供たち、子供が発達障害にさらされているなどという、そういうどうも表現をされているんですが、三度目はどういう報告を出されるんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、私も詳細をまだ事務局から伺っておりませんが、外務省との協議の内容も伺っておりませんが、国際条約に基づいて国際機関へ出す内容でございますから、ちよつと私が、率直なところ、私は詳細は存じませんが、今のところ、まだ私のところへ上がってきておりませんから、ただ、知っておいてもここではやっぱり申し上げられないと思っております。

○近藤正道君 分かりました。今いろいろ議論をやっているところということ、なかなか言えないということ、それは了解をいたしました。しかし二度続けて厳しい指摘を受けているわけでありまして、法的拘束力の有無とはかわらず、やっぱり政治の責任としてこの指摘に対してきちっと正面からやっぱりこたえていくと、そういう報告であってほしいと、こういうふうに思います。

そこで、またこれに関連してお尋ねをいたしますが、今ほども言いましたように、二回の、九八年の六月と〇四年の二月に二回勧告が出ておりますが、大変厳しいことを言っている。高度に競争的な教育制度、それがもたらすストレス、そして発達障害、あるいは心身の健全な発展に悪影響を及ぼすと、こういうふうに出ておりますが、この国連子ども権利委員会の認識、日本の子供の置かれている現状についてのこういう認識について、文科大臣としてはどういうふうに出ておられますか。全体的外れなことを言っているというふうにお思いですか。それとも、ちゃんとそれなりに日本の政府の報告に基づいていろいろ調査をして評価をして出された勧告なんだから、それはちゃんと重く受け止めるという立場なんだ

すか。どっちなんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 国際機関の一つの勧告ですから、教育行政をやっていく上の参考にする。しかし同時に、国民世論の赴くところはどこにあるかということもバランスを取りながら、しかし、何より大切なことは、世論や国際機関とやりやっちゃって子供がそれで一番困たら困りますから、その三つのバランスを取りながら考えていくということだと思っております。

○近藤正道君 報告書はそうなんですけれども、私がお聞きしたいのはそうじゃなくて、国連の子ども権利委員会が示したあの日本の子供を取り巻く現状認識について、大臣自身は同じ認識に立たれるんですか、それとも違う認識なんですか、どっちなんですか。そこを聞いています。

○国務大臣(伊吹文明君) これは総論としてそういうことが言えるのかどうかということ、これはかなり検証しないと私はいけないと思っておりますが、指摘があったという事実はやはり受け止めて、どこに、各教育現場のどこにそういう事実が現れているのか、そしてそれが現れているのであれば、そこを埋めていかなければいけないわけですから、そのことを荒唐無稽とかどうかと思っているわけではございません。それは大切なものとして受け止めているということです。

○近藤正道君 私は、やっぱりこのところを、大前提です。しっかりと、同じ認識に立つのかどうか、ここはやっぱりやらなければならぬ。そこら辺のところはやっぱりあいまいだったんではないか。法的拘束力がないということを言わば奇貨として、その辺の現状認識についての受け止めについてどうなのかというきちっとした議論がなかったというのはやっぱり問題なんではないかな、是非ここはしっかりといたしたいというふうに思っております。

そこで、今の高度に競争的な教育制度、そこから出てくるストレスという、この脈絡で聞くんですが、今この国ではいじめの問題が自殺者をたくさん出す大きな問題になっているんですが、この

いじめの背景、原因と、この国連の子ども権利委員会が指摘している高度に競争的な教育制度、そしてそこから様々なストレスに子供たちが覆われているというこの関係を、大臣、どういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 国連の勧告どおりの現実があるとすればいじめに影響が全くないとは私言えないと思いますが、いじめは何も学校に限ったことじゃありませんよ、現在起こっているいじめは。各社会のどこにでもあるわけですね。そして、その学校の現場のことについては我々が逃げずにそれに対応していかなばならないということです。したがって、やはりこれは豊穡の中の精神の貧困といふのか、現在の病理、社会的な病理の現れだとはいじめの問題はとらえております。

特に児童でいえば、少子化が進んで、都市化が進んで、共働きになっておりますから核家族がほとんどの家庭では当たり前になって、同時に、家族が親、父親、母親を含めて家族の対話をする時間が共働きですから非常に少なくなっている。同時にローカルコミュニティというものが崩壊を始めている。一方で、昨日も御質問がありました、携帯というものが結構普及して、姿の現れない、従来であればよく目に付いたのに、現れないいじめといふものがたくさん出てきておる。いろんな要素が絡まって、そしてあえて言えば、自分のことを重視して、自分の権利といふことをずっとやってきておりますから、コミュニティの一員である、義務だとか権利だとか共生していく感覚といふのが昔から比べると非常にやっばり落ちてきている。

そういうところから出てきた問題であると思いますが、先生の御指摘をそこに併せて考えれば、精神的なストレスのはけ口として、いじめといふものにそのはけ口を求めているということがないといふことは否定できないです。

○近藤正道君 いろいろ私も分からぬことがたくさんありまして、いろいろ人の話を聞いたり本を読んだり、どうしたらいじめを少しでも減らすこ

とができるか悩んでおりますけれども。

いろいろの議論で、二ついろいろお話が出まして、この国は千九百七、八十年代ぐらいから子供たちがいろいろ暴れ出して、最初は言わば対教師に対する暴力、かなりたくさん出ました。それがいろいろそれなりに学校側も体制を取って少し沈静化をする。今度は子供、生徒同士の、児童同士の言わば暴力があつて、その言わば流れの中でいじめの問題が出てきている。こういう流れは統計の上でもそれなりに肯定することができ。それなりに表に出たものについては力であるいは規則で抑えることができる、必ずどこかにまた別な形で、それが別な、形を変えてやっばり出てくる。こういうことを見るときに、果たして、押さえつけるあるいは管理を強化する、それだけでいいんだらうか。それが逆にある意味でいじめを大きく生み出した一つの要因ではないかという話の一つと。

もう一つは、先ほども少し議論がございましたけれども、この数年、学校教育法令の改正で小中、それ以前に高校もあつたようでありまされども、学校設置基準、こういうものが作られて、一定の目的あるいは評価が定められて、そしてそれに従って学校をやっていくと。それで、これができないときには、学校だとかあるいは教員の評価がかかわってくる、こういう制度になりました。それはそれなりに意味があつたんだろうというふうに思いますけれども、事いじめの問題についていきましたと、何とか外面を取り繕うといふことで、それはやっばり表に出てこない、そういう雰囲気がある意味で出てきた。また、中教審の最終報告の中でいじめ半減目標、こういうものが掲げられたといふこともまたあつた。

こういう中で、一方で力で押さえ付ける、そして一方で評価システムが出てきた。この二つがやっばり、いじめがたくさんあるにもかかわらず、それが表に出てこない大きなやっばり要因ではないかと、こういうことを言う人がたくさんいるんですが、大臣はこの評価についてどういふふう

に思ひでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 我々の法治国家においてもいろいろ違法行為、あるいは違法行為がなくなれば社会規範に反する行為をする人はたくさんおられます。これをどういふふう、防圧といふのか、止めることによって、社会の秩序を守って全体の公益を維持していくかといふのはやっばり二つの方法があります。一つは、教育や何かを充実しながら、恥ずかしいことをしない。そして、犯罪を犯した人はもう一度社会復帰ができるように矯正をしていく。しかし同時に、一方においては厳しく、これは法律違反をした者については警察権力、検察、裁判というペナルティーを科しながら取り締まっていく。これで近代国家が維持されている。

私は、いじめの問題についても同じだと思うんですよ。ですから、すべていじめをした子供は出席停止にしろとか、体罰を加えろといふのはちょっとやっばり乱暴な話であつて、一つ一つのケースについて熟達をしたやはり先生、それから御家庭、地域社会がきめ細やかに対応していくということが必要なんです、先生の今の御質問でいえば、厳しくやるのが原因だとは私は思いません。それにも必要です。しかし同時に、厳しくやればいいといふものではないといふ謙虚さを持つて厳しくやらねばならない。

それからもう一つは、先ほど来おっしゃっている評価ですね。これはやはり学校といふものは天から降ってきたお金でやっているわけじゃありませんから、国民の汗とあぶらの結晶の国民負担で運営されているわけですから、効率的に運営してもらわなければならないんですね。

この効率的といふことはどういうことかといふことです。私の感じでは、最小限の国民負担をもつて最大限国民が期待しておられる日本人をつくり上げていくことだと思ひます、抽象的に言えねば。しかし、これもなかなか難しい、率直に言つと。

だから、評価制度といふものが悪いのではなく

て、評価制度がなければやっばりいけないんで、ただし、その評価の基準として、先生がおっしゃっているような、私もいじめがゼロだといふ数字を出してきた学校が、一番いい学校だといふ評価は駄目だよといふことを言っているといふことは先生も御理解いただいていると思うんですが、評価の基準に不適切なものがあれば、私は御指摘のように直していくべきだと思ひますが、評価そのものを否定するということになると、これはもう我々が生きているこの日本社会あるいは自由と民主という価値を共有している社会を否定することになりますから、そこは慎重にやりたいと思ひます。

○近藤正道君 聞いておまして、少し私はやっばり心配ですよ、大変。いずれにしても、これから出席停止だとか、あるいは体罰などという話も一部出ているようですので、非常に力で押さえるといふ、あるいは排除するといふ、こういう考え方が出てくる。

しかし、一方で、やっばりなぜそういういじめが起こるのか、国連の子ども権利委員会は、今の高度に競争的な教育制度が生み出すストレス、こういうことを言っております。これは学校だけじゃなくて、あらゆるところに、社会にはびこっていることなんだけれども、このところ、やっばりそれなりにきちつとメスを入れなければ、あるいは学校の中でも、今学力低下といふんだけれども、それはむしろ、なかなか付いていけない子供がどんどんやっばり増えてくる。それで全体の学力が下がるというのが大体データで出ておりますけれども、その子供たちをどうやって引き上げるかという視点は余りなくて、逆にできる子を更に伸ばすといふ、こういう方向での流れが進み、かつその評価は、私は基本的に駄目だなんて言つていませぬけれども、要は基準なんですけれどもね。その基準が本当にみんなが納得できる基準かどうかといふは、必ずしもやっばりそうではないかと、結局やっばり子供たちを追ひ込んでいくような、そういうものに使われはしないかと、そういう不安がありまして、これは今の法案の十六条だ

とか十七条のことを調べれば調べるほど、一層この競争制度、学校の中における競争がこれから激しくなっていく、この国はより高度に競争的な教育制度になっていくのではないかと、子供を取り巻くストレスは更に加速するのではないかと、そういう思いが非常にする。

皆さんは、政府はいったんゆとり教育を取り入れたと、こういうことなんだけれども、どうもこれも事実上もう修正、風前のともしび、これもなくなるわけですから、ますます子供たちはストレスの充満した社会で、あるいは学校で高度に、より高度に競争的なところで生きなきゃならぬと。これではいじめは、更にいじめの土壌というのは拡大するのではないかと私には思えてならない。どうでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生のお立場で、先生の価値観でそのような判断を下されるということについては、私は別に反論するつもりはありません。

私の価値観はちよつと違うと思います。これは、やはりその人の持っている教育の在り方、特に国民負担を投入してやっている公教育、義務教育において、どこまでその、何というんでしょうか、評価というものを前提に国民の納得を得にくかということはやつぱり考えなければならぬわけで、これはもうイズムの違い、価値観の違いでしょうから、先生のおっしゃっていることに對して私は反論するつもりはありません。

○近藤正道君 前内閣でありますけれども、小泉前総理は米百俵ということでスタートいたしました。私は、地元は米百俵のところでありますが、米百俵の発想というのは、今、伊吹大臣がおっしゃったようなそういう発想ではないんではないか。そういう計算で、あれでやるんではないんではないか。そういう計算で、あるいは先を見通したやつぱり価値があるんだと、懸ける価値があるんだと、そういう発想で私はあつたのではないかと、いうふうに思っております。そういう言い方は少し私としては、これ以上申し上げませんが、釈

然といいたしません。

いずれにいたしましても、これから、いじめ自殺については今までの政府の、文科省の統計というのは誤っているということで、過去七年間ゼロ、いじめ自殺ゼロ、これを見直すということであります。一年間に大体百二、三十名の子供たちが命を失っておりますが、これをどのぐらいの期間で見直しをするんですか。かなりの数量になると思うんです。該当者は千人近くになると思うんです。すけれども、いつぐらいまでに、この中にいじめで自殺した子供がいるかどうかの調査をいつぐらいまでに完了なさるんですか、それが一つと。

こういう見直しをする、つまり、同時に、いじめの方針について、今まで結果としてやつぱり押さえ込んできた。そうではなくて、やつぱり出たいたいても結構なんだというふうな方針を変えたと、調査をやつぱり徹底的にやるということでありますが、これは取りも直さず文科省は今までのやり方の誤りを認めたことになるのかなと、こういうふうに私思えてならないんです。

私は、地教行法で、皆さん、文科省には、文科大臣には強大な権限があります。今回のあのタウンミーティングのやらせ見ましてね、物すごくやつぱり文科省あるいは政府というのは強大な権限を持っているんだと私は非常に思いました。単に、法律、条文の言葉では、助言だとか調査だとか指導だとか監督などという、大したこと書いてないけれども、しかし物すごい権限持っている。その権限の裏付けを持ちながら、その助言、調査、指導、監督やつてきて、そしてこういう言わば結果が出ているわけですよ。

このことからすれば、私は、やつぱり文科省としては、今までのいじめ防止対策、これはやつぱり誤っていたと、間違っていたと、こういうことをやつぱり言えるんではないかというふうに思うんですが、率直に言つて、皆さんのこの間のいじめ防止対策、誤りはなかったと、地教行法上の権限をもうきちつと行使をして全く問題なかったと言ひ切れますか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、もう既に、先ほどもう御答弁を申し上げたように、この調査の数字は、単に教育委員会が、あるいは学校当局がいじめと認識したものを出すんじゃないかと、児童から訴えがあつたものは必ずいじめとして出してくださいと、そしていじめが少ないのがいい学校ではなく、いじめをいかに処理したかということ、うまく処理したかということが多い学校がいい学校だということ、文科省は既に再三通知をしておるわけなんです。ただ、それが十分行き届いていなかったということ。それは、私もここへ来てみて、なるほど、これはもつとも口が酸っぱくなるほど言わなきゃいかぬことだよということを言っているわけですね。

そして、先生は、強大な権限を持っていて逆らえないということをおっしゃったけれども、それならなぜ文科科学省が示している学習指導要領に沿わない高等学校があんなにたくさん出てくるんですか。これは、そのときにベナルティーを与える権限がないんですよ、我々には。調査権限はあります。私は、なぜタウンミーティングのときにあれだけの人が出てきたのかよく分かりませんけれども、率直に言つて、今度のいじめの問題、未履修の問題を考えてみると、学校現場に立ち入れない、この点は私は西岡先生など意見と同じようしていますが、現在の教育行政の筋の、水の流れというのは、どうもやつぱり文科省としては、最後の責任を取るには与えられている権限が不十分だとむしろ思っております。

○近藤正道君 私はそういうふうには思わないですよ。皆さんすこいやつぱり権限持っている。こういうことを、未履修の話をしましたけれども、あれだつて学習指導要領は、例えば日の丸・君が代などを強制する場合は、皆さん強烈的な指導を発揮するじゃないですか。一方で、未履修の問題についてはいい加減だ。つまり、皆さんの御都合主義というダブルスタンダード、見事に出ているわけですよ。そこは、権限がないなんてとんでもない話だ。

○委員長(中曽根弘文君) 時間が参りました。○近藤正道君 むしろ、強烈的な権限を持っているのに、この機会に乗じて更にその権限を、まあ焼け太りなんと言ふ人もいるけれども、更に強大な権限を持って、人の心の中に、あるいは都道府県の中に入っていくと、そういう思いがしてならないですよ。

だから、私は、その実態から見れば、皆さんは強烈的な権限を持っていないながら、これをやつぱり行使ちゃんとしなかったと、適正に行使しなかった。だから、皆さんも責任を負うべきだと、責任はあつた、これはもうはっきりしていると思いますよ。

○委員長(中曽根弘文君) 時間が参りました。

○近藤正道君 時間が来ましたんで、以上申し上げます、終わります。

○亀井郁夫君 国民新党の亀井でございますが、大臣、ありがとうございます、毎日質問ができてうれしゅうございますが、これからちよつとの間、お付き合い願ひたいと思います。

まず最初に、いろいろ議論されましたが、未履修問題が多数取り上げられて、この委員会でも議論されましたが、この背景に無免許の問題があるんです。無免許というものは、無免許授業ということでございますから大きな問題でございますけれども、そういう問題について触れてみたいと思います。

文科科学省では多くの県で無免許問題が未履修問題の背景にあることを知っているのかをお尋ねしたいと思ひます。文科省に、答えてください。

○政府参考人(銭谷眞美君) 高等学校におきましては、各教科の免許を持った人が授業を担当するということが原則でございますので、いわゆる免許を持たない方が指導するということについては、具体的には承知をしていないところでございます。

○亀井郁夫君 文科科学省は建前の議論だけでこうやっているから大きな問題が起るんですね。やはり、現実には無免許の授業をしている先生が

○国務大臣(伊吹文明君) これは、もう私なんかよりはるかに文教政策に精通しておられる先生に申し上げるのもなんですが、教員免許法の附則第二条の免許外の許可を取つていない限り、そういう授業をすることは、これは禁止されているわけです。ですから、明らかに違法行為でございます。ですから、そういう事実があれば法律の所管省として、それは厳正に処分、処分というか対処をするということ。ただ、対処をするときにこれはまた教育委員会にお話をしなくちゃいけないという筋道がありますので、大変まだるっこいところもあるわけですが、先生の御指摘のような事実がありましたら、それは法違反として処理をしなければならぬと思います。

○亀井郁夫君 大臣、文科省が模範的な県であったと言っていた兵庫県の例なんです、現実には指摘したわけですが、次官が通知を出しておったものが、例えば職員会議は校長先生の下にあるんだと、上にあってはいけないんだと。そしてまた、学校評議員制度も、これは校長先生が決めるものだから職員会議じゃないんだよと言って通知を出したのに、出したのはあれは平成十四年ごろですかね、三年か四年に。そうしたら兵庫県の教育長は、わざわざ県下にですよ、県の各市町村に全部手紙を出して、違う、全く逆で、校長先生の上にあるんだということを言っているんです。そしてまた、学校評議員は、何も校長が順位決めるんじゃないと、職員会議に諮ってやるんだということをやっておったんですね。私はこのことを文教委員会では指摘したことを思い出すんですけども、そういうことですから、大臣、心掛けてやってください。だから一概には信頼できませんから、よろしくお願いしたいと思うんです。

○国務大臣（伊吹文明君） 役員がですね。

特にこういうことになったのはどうしてかという、十数年前に社会科が二つに分けられたんですね。これが、教科が公民と地理に分かれたんです。公民の資格を持ったのは地理は教えられないわけですね。そういうことから、公民は政治と経済、倫理、現代社会に分けると、科目を分ける。そして、地歴の方は日本史と世界史、地理に分けるということになりますから、公民の先生が地歴を教えちゃいけないんですよ、と思いますよ。免許状が違うんだからね。それを勝手にやっているところがたくさんあったということは大きな問題で、各県とも全部そうだと思うんです。そういう意味では、これは是非とも、今さっきはないと言つて文科省は答えられたけれども、あるのが事実なんですから、そこはひとつよろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先輩の貴重な御意見として受け止めさせていただきます。

○亀井郁夫君　ありがとうございます。

特に、先ほど申しました問題は非常に大きな問題で、学校の先生の、公民や地歴の先生は増やさないといけないんですね。増やしていけば解決するんですけども、先生を増やさないでいろいろやるもんだから結局こういうことをしなきゃやっていけないというのが実態で、校長先生もいい加減に教育委員会に報告し、教育委員会は県の教育委員会にいい加減に報告していくと。だから問題がない問題ないですと来ている面が多分にあるわけで、それについては十分考えていただきたいわけでございますけれども、是非ともこの無免許の授業はなくしていただきたいと思います。

今回は……（発言する者あり）捕まるはずなんです、黙っているから今まで捕まっていなかった。文科省、だまされているんですからね。これは大きな問題ですよ。

同じようなことは養護学校にも言えるわけで、養護学校では体育の先生を配属しているケースが多いですね。これもやっぱり無免許で体育の先生が養護学校で授業をしているというふうなことで

すから、これもおかしいと思いますので、もうよろしくお願いしたいと思いますけれども。

それからまた、広島県の場合は、五年前に未履修の問題が問題になりまして、海田高校ですけれども、それからまた三年前には皆実高校で問題になって、二十四校ばかり分りましたから、それについてはいろいろと是正されたから、今回の調査では余りたくさん出ておりません。

だけれども、現在の状況でも、府中高校を始めとして何校かが問題になっておるわけでございませうけれども、府中高校も、市長が替わって教育委員を替えてうまいことやっているとっておったんですけれども、その教育委員会をだましている先生がおったわけですね。だから、校長先生は、かつてはもう学習指導要領を守らぬでいいと、守

らぬことが誇りだと思っておったのが、いつの間にか試験を受けて校長先生になっておる。それはどうしてかという、教頭になるのには組合の推薦がなければ教頭にならないんですから、そうすると、教頭が校長になるんですから、校長先生がみんなそうだということで、是正指導されてから大分良くなりましたが、是正指導三年で終わって、その後は何もしておられないわけですから、そういう意味では、みんな適当にやればいいといって随分広島も緩んできつありますから、文科省も十分考えてもらわないといけないと私は思いますけれどもね。

だから、そういうことで、指導要領を守らなくていいというのは、広島県だけではなくて、多分よその県でも守らなくてもいいという形になっていると思いますけれども、どのようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) これはもうここで何度
も何度でも出ている議論ですが、指導要領はやはり
守つていただかなければ全国共通の学力あるいは
規範意識というものを担保できませんから、これ
はもう我々としては当然守つていただくものだ
し、また、守つていただけるように仕組みをつくら
ねばいけない問題だと思います。(発言する者

あり)

○亀井郁夫君　今、不当の支配という声が出ましたけれども、確かにそういうことを言われて、広島ではそれは不当の支配だと、教育委員会の不当の支配だということで、守らないことが不当の支配に屈しないことだということで、不当の支配に屈しないためには守らないという形で、守られていないケースが多分に過去においてはあった。現在まだ残っておるようでございますけれどもね。まあ非常に問題なところが多いので、心を引き締めて対応してほしいと思うわけです。

こういうことを申しますと、ほかにも美術や工業や農業なんかの問題についてもやはりたくさんあるんですね、現実には。よろしくお願いしたいと思います。

特にこの問題は大学まで問題が行っていて、大学で教えると、地理が分からない、全然地理が分からないとか、あるいは歴史を習ってないんで江戸時代から昭和時代へ飛んだり、明治、大正がすつ飛んじやってなくなつちやつてる。笑い事なんですけれども、笑い事じゃなくて、大学の方がこれは困るという思いでいろいろ頑張っているのがあるんです。だから、これはやっぱり、しっかりと文科省は頑張ってほしいと思います。

特に、ゆとりの教育の問題で、英語と理科がかつては五時間あったのが今三時間になって、二時間は総合的学習時間という形になってしまつて、学力の低下は著しいものがあるわけですから、これなんかもやつぱり考えてほしいと思うんですが、そういう意味では学習指導要領を見直していくということを具体的に考えてでしょうか。

○國務大臣(伊吹文明君) いずれ、先ほど来いろいろの議論が出ておりますが、國際機關からの勧告というのも一つの意見ですし、國民がどのようなお考えになつてゐるかというのも一つの意見ですし、特に民意の集約の場である、一番大切な集約の場である国会でのいろいろな先生の御質問の内容、こういうものを考えて、やはり時代に合つ、しかし必要なことはきちつとやれる学習指導要領

に見直しをしていかなければならないと思いますし、これは不断に見直しをしていかなければならないんです。

ただ、子供の立場がありますので、一年生、二年生、三年生と段階を追って、特に小学校五年、六年と行きますから、途中でひよこひよこ変えるわけにはいきませんから、このことは十分念頭に置きながら、先生のお考えも受け止めさせていただきたいと思ひます。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

学習指導要領の変更といっても、大臣がおっしゃったようにいろいろと難しい問題があることはよく分かりますけれども、そういう問題を、難しい問題を乗り越えてほしいという教育が実現するようにやってほしいと思ひます。

随分と今日は公の場で広島県のことを言っている訳なかつたんですが、こうしなければ実際なかなか問題にされないものですか、あえて問題にさせていただきました。どうもありがとうございます。

今日はちょっとこれで失礼いたします。ありがとうございます。

○坂本由紀子君 自由民主党、坂本由紀子でございます。今日は自由民主党が最後の質問者になります。よろしくお願ひいたします。

昨今の我が国におきましては、自分に対する肯定的な評価ができない、あるいは自らの社会や国に誇りを持ってないという人が多い状況になっております。これらは、我が国の歴史や伝統文化、こういうものについての認識の欠如でありますとか、自虐的な社会の風潮というようなものが根底にあるので、教育の基本に立ち返って、求められる人材像を再構築していくことが必要ではないかと思ひます。そういう点で、今回提案されている政府提案の教育基本法の中に、教育の目的、目標が的確に記載されておりますことについては賛同するものでございます。

しかしながら、現在発生している教育上の問題の中には、例えば読み書きそろばんのような基礎

学力が身に付いていない、高校生になっても九九ができない子供さんがいるというような問題がございまして、これらは現行の法律の中でもしっかりとした対応をして解決できる問題ではないのかというように思ひます。

そういう点で、文部科学省が国としてこの教育行政を担当してこれらの中で、課題があつたかと思ひますが、こういうものについてどのような御認識をされ、また今後どのようにお取り組みをしていくかということについてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 教育の目的、理想の日本人像というのはやはり、何度も申し上げていまして、随分違いますので、教育論というのはだれでもできるんですね。それだけになかなか結論が出にくい分野だと思ひますが、今多くの方々から言われているのは先生が今御指摘になつた基礎学力ですね、これがやはりだんだん日本の場合には低下してきていると。数学と化学、これはOECDの調査で見ましてもまだベストファイブに入つております、世界各國のところが、残念なのは、自国語の表現力、読解力、これはもう極端に落ちてきていて、OECDの調査でも真ん中辺りということなんです。

ですから、なぜこういうことが起つたのかというの、一つは、やはりプラグマティカルなコンピュータだとかどうだとかというものが発達してきて、コンピュータの中に組み込まれているソフト、つまりどういう物の考え方で答えが出てくるのかというのをなかなか教え込めないというところは一つあると思ひます。

それから、人間同士のコミュニケーションが、やつぱり核家族、共働きで家族とのコミュニケーションも少なくなくなってテレビとのコミュニケーションが非常に多い。それから、人間同士も携帯で話をするというふうなことがありますから、表現力とか、人に対して自分をどう表していくかという機会にやつぱり恵まれないですね、このこ

ろ。そこへゆとり教育ということをやりました。私は、ゆとり教育という考えは私自身は間違つてないと思ひ解しているんですが、実際の運用はかならず不幸にゆとり教育の時間が使われているといううなこともございまして。

いろいろな今の現在の欠陥を是正していくために、いろいろな方々の御意見を伺ひながら学習指導要領に手を入れていかねばならないと思つております。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

やはり基礎学力というのは社会人として活動する上での基本になるものでありますので、そういうことが学校教育の場で確実に身に付くということは大変大事なことで思ひます。

今大臣がおっしゃつたそのコミュニケーションの能力というふうなものは、これは何も学校教育だけではなくて、基本的には教育空間は家庭教育であり、そして社会教育もあるわけですので、家庭教育の点をしっかりと整えていかなくてはならないと思ひます。そういう点で、今回の教育基本法は家庭教育について記述をしたのは大変大事なことで思ひます。

私は静岡の出身ですが、静岡県では十年ほど前に草柳大蔵先生に会長をお願いして、人づくり百年の計委員会というのを取組んでおりました。その中で特に強調されておりましたのは、やはり教育の三つの空間、家庭教育、学校教育、社会教育というものをしっかりとやっていく。家庭教育の問題については、これはその教育の崩壊をいろいろ批判をするということではなくて、むしろ一人一人の人間たちがどうしたらいいかということ語り合ひ、取組を進めていくということが大事だといふふうな結論付けまして、県内の中で様々な呼び掛けをいたしました。

その中に、家庭で子供を教育するということが人間としての仕付け糸を付けることだと、仕付け糸がしっかりしていないと、学校でも社会でも一着の着物が縫えませんということが言われており

まして、正に家庭教育というのはそういう仕付け糸に相当するものではないかと思ふのであります。

今回、先ほど申し上げましたように家庭教育について記述をしていただきましたが、学校教育の中でも保護者という存在が学校教育の担い手として大変大きいわけですが、昨日の新聞にも報道されておりましたが、例えば給食費を家庭が困窮しているのではないけれども払わない方がいるというように、今の保護者の方の意識は非常に多様であります。そして、その中には教育を行う上でむしろマイナスに働くのではないかとこの心配の事案もあります。

例えば、授業参観で親が私語を交わして子供たちの授業の妨げになるとか、あるいは子供がしかられたといつて学校にすぐに抗議をしてくる親御さんがいらつしやるとか、あるいは子供が悪いことをしたので前に出てきてみんなに謝りなさいといつて、なかなか出てこないで手を引つ張つて連れてきたら、それが体罰だといつて問題にするような方もいらつしやる。このようなことが続きますと、教師は本来指導すべきことが生徒に対してしっかりと伝えたい。これは、その子供にとつても必要な教育指導を受けられないというふうになつて、子供にとつてもマイナスになるのではないかと思ひます。

そういう点で、学校教育の中で保護者の存在をどう位置付け、また教師と一体となつて保護者が子供の教育をより良いものにしていくためにどうしようかという点ではお取り組みをいただこうと考えていらつしやるのか、大臣のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) PTAといひますか、地域の学校協議会といひますか、こういうものはもう学校教育の中で必須のものなんです。今回、家庭教育といふことを入れたのは立派なことじゃなくて、私は非常にむしろ残念なことだと思つて

昭和三十二年の法制定のころは、これは当たり前

前のことであつたわけですね。ところが、核家族化と共働きが進んできて、家庭での、先生がおっしゃった基本的なしつけというものが今非常に難しくなっております。どうしてもやっぱり家庭教育の原点と位置付けて、学力よりもむしろ規範と生活習慣を教える、これが一番大切なことなんです。ですから、それをわざわざ明記しなくちゃいけない現実であるということです。

しかし、共働きを否定したら、もう日本社会はひっくり返っちゃいます、今はね。女性が社会に出てしかるべき役割を果たしておられるから日本社会は成り立っている。ですから、先生の御専門の労働法規等ももう少し整備をして、そして子供さん、特に小さな子供さんを持つておられる御両親はできるだけ早く帰せるようにしないと私はいけないと思うんですね。

そういうことをやっていきまないと、結局、今先生がおっしゃったような保護者に育てられた子供は保護者と同じことをまたやります。今の保護者も多分そういう保護者に育てられていたんじゃないでしょうか。これが、だから、私は戦後の、今の教育基本法の教育を受けた者ですが、一年生でした、私は、小学校の。そして、私の今もう息子の子供が学校へ行つて、中学だとか何かの年齢になつていくわけですから、これはもうだんだんそういう教育は伝わっていくわけですね。

このところによつたりメスを入れて、きちつとした体制をつくらないといけませんから、家庭教育ももちろんですが、社会教育も含めて、やはり一人一人が規範意識を身に付けて、自己実現と自己成長が可能な社会にしていきたいと思っております。

○坂本由紀子君 大臣から、共働きになったこともあつて家族のコミュニケーションの時間が少なくなつたことも家庭の中におけるしつけが不十分になつてきた一因だというお言葉がございました。私も共働きで子供を二人育てましたが、子供のしつけというのは、時間ももちろんあるんですが、親がいかに意識を持って密度濃く子供たちに

語り掛け、しつけをするかということも大事だと思ひますので、共働きだから悪いというよりは、時間がないことを親が子供たちに接するときの心構えとして十分それを補うだけのことをきちつとやってこなかったとしたら、そこが問題ではないかと。

それは共働きだけではなくて、家庭にいても、どちらかというと自分のことがしたいという親も中には残念なことになっているかもしれないので、家族全体が、父親も含めてもつと子供を育てることについて責任感を持つて取り組むということが大事なことでないかという思いがいたします。

○国務大臣(伊吹文明君) 率直に言いますと、それは先生のような立派な方だからおできになるんですよ。普通のやはり子供とのコミュニケーションというのは、やはり生まれた子供を抱いてやる、そして何も教育水準は高くないけれども、子供に乳房を含ませてやる、そして父親は時には厳しく子供をしかる、母親が、いや、そこまで言わなくてもと言つてなだめてやる、そういう中から人間というのはできてくるんだと思うんですね。

ですから、どう育てようかという意識を持つて本来やるものではありませんが、私の感じではやっぱりある程度の時間を、家族としての時間をつくつて、共働きがいけないなんて私一言も言つてないんですよ。ですから、できれば家族が一緒におれる時間を長く取れるようなひとつ社会の仕組みをつくつていきたいということを申し上げていくわけですね。

○坂本由紀子君 私も家族と一緒にいる時間が多いいというところは誠に大臣のおっしゃるとおりで賛成でございます。そういう意味で教育と経済界とのかわりというのは大変大きいと思います。

一つは、今大臣がおっしゃつたように、家庭教育の中に両親がちゃんといて、子供と一緒に家庭をしつかりと営めるようにするという意味で、特に男性の働き方の見直しというのが大きい課題だろうと思ひます。それともう一つ、教育は社会の鏡であらうと思

います。ですから、今、日本の教育の多くが、中学校では高校入試の準備でありまして、高校が大学入試の準備に追われていて、そして最終的にいい企業に就職したいというような目標がどうも多くなつてきているように思ひます。このことは教育の場において知的好奇心をかき立てられて学ぶ楽しさを味わうということとは少し遠いところにあるように思ひまして、そういう意味では、企業が人を採用するときの基準といましようか、考え方、学校歴、どこかの学校を卒業した、通常は学歴と言われているんですが、そういうものを偏重するということのようなことを見直していただくとか、あるいは学校を出て社会の入口に立ったときに、きちつとした働き方ではなくて、非正規のような形で社会の中に不安定な形で入つていくというようなことは、これは見直していただくかなんてはいけないことではないかと思ひます。

そういう雇用労働関係は厚生労働省の所管ではありますが、そこにつながる教育行政というのはそこから大きな影響を受けますので、やはり経済界に対して、教育が本来あるべき役割を果たせるためには、やはり経済社会の中の人材に対するどういうニーズを求めているかということが大きいことを踏まえて、文部科学大臣として経済界への働き掛けをしていただくなり、あるいはこれからどのようなお取り組みをして理解を得ていくかというところについて御所見を伺いたいと存じます。

○国務大臣(伊吹文明君) ちよつとこういう表現はいけないかも知れませんが、経済界というのは基本的にやはり市場原理で動いている世界です。ですから、損益計算書を一番大きくするために頑張つておられるという感覚だけで動いておられる経営者もおられますし、いや、損益計算書の利潤を超えた価値が発揮できる企業としてプライトネスを表示できるんだという経営者もおられるわけです。

ですから、こういう人を探れていったつて、これはもう向こう側にその採用権があるわけですから、私は、むしろ大学の教育の在り方、それか

ら高等学校の習熟度の検証の仕方、それがつまり大学にどういう形で入つていくか、そして大学をどういう形の能力を持っている人を出すのかということを考えた方が現実的じゃないかと思ひます。

もちろん、青田刈りをするとか、もう少し学問に尽瘁させるような環境を与えろとか、教育のために早く帰してあげて、御主人も奥さんもですよ、特に御主人を早く帰すことが私は必要だと思ひます。帰してあげてもらいたいとか、そういうことは私も話をしますし、多分それをやると大衝突をするわけです。つまり、超過勤務手当をペナルティーのように高くするということをしない限りは、彼らは早く帰さないですよ、多分。あるいは法制上ペナルティーを与えないということですね。

これは市場原理というか利潤を追求するところとは必ずしも相入れない要請なんです。しかし、教育にはそういう分野があるんだということをやっぱり自覚して、私は経済界の方と対話をしたと思つております。

○坂本由紀子君 企業は競争原理で動いているというところは事実でございますが、やはり企業は人でもつていてということも事実でございますので、いかに優れた人が教育の中で育て、それが社会を支える側に回るか、その教育の在り方に企業なり経済活動が影響を与えているとすれば、その部分についてはやはり企業のためにも見直していただくということがあるべき姿だろうというふうに思ひます。

それで、競争原理に関連して教育と競争原理のことで一点お伺ひしたいのですが、教育再生会議でパウチャー制の導入が議論されていると伺つております。教育に過度の競争原理を性急に取入れるということは、私は教育にとって果たしていいものだろうかということについては懸念を持っております。

もちろん、教育といえども、特に公教育は国民の税金を使つてやっておりますので、その投入し

た税金に見合った、しっかりとした成果を上げていただくということはもとより当然のことであろうと思います。

ただ、例えばバウチャー制のような形にしますと、保護者が学校を選ぶときに、本当にその子供の人間としての成長をどういう目で見ているかといったときに、例えば受験勉強第一だとか、あるいはいい企業にというような偏った見方から脱却できないとすると、その選ばれた教育機関が、適正という言い方がどうか分かりませんが、本当にいい教育をしているのにそういうところが選ばれないというところが出てくるのではないかと思います。まして、教育機関の淘汰という点で適正に働くかどうかということについては心配な面も持つのでございまして、その点について大臣はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 今教育をめぐって先生がおっしゃったバウチャー制度、それから学校選択制、教員の免許制、それから学校の内部評価、外部評価ということは言われますね。これすべてその市場メカニズムを通じてか、あるいは外部のランク付けを通じてか、ともかく学校を評価していくということを行っているわけです。これはなぜこういうことを世論がこのバウチャー以外にもいろいろな評価の持ち出しで起きているかということは、私はやっぱり重く関係者みんなが受け止めなければならないと思います。

その上で、私は重く受け止めた上で、市場原理というものは教育には余り適当じゃないと私は思っております。ただし、効率化という意識を失ってからは困るということですね。最小限の税金で最大限の教育効果を上げていくためにみんなが努力をするという意識を持つと、この意識がないというふうな世論が起きているから、今言ったようないろいろな提案が起きている。しかし、その提案をそのまま入れたときに副作用等を勘案すると、先生がおっしゃったように、少し深呼吸して考えてみたい部分もかなりあるというのが私の考えでございます。

○坂本由紀子君 大臣のおっしゃるとおり、効率化は必要でありますし、そのとおりだと思います。市場原理については、十分慎重に考える、適当でないというお話しいただきましたので、この点も踏まえて、関係者においては、税金で運営している教育についてはしっかりと効率化を図りつつ、国民の期待にこたえるように頑張らなくてはいけないものだという思いを新たにいたしました。

次に、教育の機会均等について伺いたします。昨年末に、自由民主党が憲法改正の草案を発表いたしました。その中には、法の下の平等に新たに障害の有無を追加をいたしております。教育におきましても、基本的には同じように障害の有無によつて教育の機会が狭められるというようなことがあつてはならないかと思ひますが、今回の規定の仕方は、障害の有無というのは入つておられないんですが、この点についての解釈を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(田中壮一郎君) お答えを申し上げます。現行の教育基本法第三条におきましては、憲法の規定も踏まえまして、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されないことと、新しい四条にもこの同じ条文を規定しておるところでございますけれども、これは憲法十四条の法の下平等におきましても、ここに例示されていない障害の有無によつても差別はされてはならないんだという、これまでの判決も出されておるところでございます。私どももいたしまして現行の教育基本法第三条の教育の機会均等の中でも障害の有無によつて差別は許されないという解釈を取つておるところでございます。

さらに、今回の法案の改正では、第四条に二項を新設いたしました。より積極的に障害のある者がその障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう国や地方公共団体が必要な支援を講ずべき旨を規定しておるところでございます。

○坂本由紀子君 そういう建前の中で、それでは障害者が高等教育機関にどのくらい在籍しているかということについて見てみますと、独立行政法人の日本学生支援機構が約千の学校を対象にした調査によりますと、それら大学、短大に在籍している障害のある学生の割合というのは〇・一六％、四割の学校には障害のある学生はいなかったということでございます。

この状況は、障害者についてもその能力を生かして地域の中で自立をできるようにというような障害者自立支援法が施行されている状況の中で、果たして障害者にとつて必要な教育環境が整備されていると考へていいものかどうか、政府全体の障害者施策を統括しておられる高市大臣から御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(高市早苗君) 今御指摘のありました数字ですね、障害を有する学生の全学生数に占める割合、〇・一六％、率直に申し上げて非常に少ないと思ひます。全人口に占めます障害者の割合が約五・四％ですから、やはり割合としては少ないだろうと思ひます。

現在は障害者基本計画に基づきまして、特に後期の中等教育及び高等教育への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実を図ることとされていまして、例えば大学のセンター試験、入試のときのセンター試験ですね、これ試験時間を長くしたり、それから代筆解答を認めたり、それから入学した後もノートテーカーの配置をしたり、それからまた、定期試験なんかの時間を長くしたり別室で試験の対応をしたりと。それから、ハードの方でもバリアフリー化の施策が取られていまして、財政的な措置もなされております。しかし、まだ割合が非常に低いということですから十分じゃないのかもしれない。

チャレンジされようとするのかどうか、その辺の本当の生の声を聞きたいなということを大臣としては考へております。

○坂本由紀子君 その辺の意識というのは、多分保護者の方の意識も大きいと思ひます。

それで、日本では障害者というのを保護されるものというような位置付けがなされていて、この子が社会の中でやがて社会の担い手として社会の中を生きていくんだという意識が割合希薄なように思ひます。

官房長官、通告してなくて恐縮なんです。官房長官は随分前から障害者に対して様々な取組をしておられて、この問題については随分御造詣が深いと思ひますが、こういう障害者の今置かれている状況と我が国、そういう状況を改善するための教育の今のありようというのをどのように認識しておられますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) まず、施策としてあらゆる場に障害者の方が当たり前のようについていただくというのは、ノーマライゼーションというのはそういうことなんだろうと思ひますが、なかなかそれが進んでいない。雇用の場においても法定雇用率がありますけれども、たしか最も成績が悪いのは教育現場ではなかったかというふうにも思ひます。私にはアメリカは高校のときに行つていたときに、授業には全盲の方がいてみんなが助け合いながらちゃんと普通に卒業するという、そういうノーマライズされた教育というものを目の当たりにして、ですから、こちらの悩みを打ち明ける相手は障害者だということでもあります。そういうのが当たり前のようにある、そういう世界をやりたい我々もうちよつと日本でも実現せにやいかぬなと思ひますが。

これはしかし、べき論だけ言つてもいけないので、やっぱり政策でやつていかなきゃいけないし、法定雇用率などの問題にもそうでしょうが、一番大事なのは、やっぱり心の中のノーマライゼーションというのが政治家にも行政の人たちにもあ

るかということが大事であって、その心の中にいつも何となくバリアがあれば障害者の皆さんと一緒に統合しながら社会の中で一緒にやっていくということはできないんじゃないかなと思いますので、心の中のノーマライゼーションをどうやってやっていくか、それを裏打ちする法制なり制度をどうやってつくっていくかというのが、我々これ行政とそれから国会の役割ではないかというふうに思っております。

○坂本由紀子君 ノーマライゼーションの実現というのは政策的課題としてあります。障害者の教育については文部科学省も大変最近熱心に特別支援教育に取り組んでおられまして、そういう意味ではいろいろな教育機会がこれから増えてくるということでも期待をいたしております。

ただ、私は障害者の教育について、原則はやはり障害の有無にかかわらず同様の教育機会を持つということではないか。障害によって特別に支援を必要とするという方について、それを付加して特別な支援が行われるというのが原則ではないのかと思うのであります。つまり、統合教育にプラスして特別支援教育というような在り方ではないかと思ひます。

現実には、日本では盲学校、聾学校があります。それでは、もし盲学校でなければ十分な教育ができないというのであれば、じゃその盲の方の盲の大学というのはなぜないんだろうかというふうにも思うのであります。それはそうではなくて、一般の大学で就学支援の手だてを講じながらやっていくというのであれば、この点は義務教育のところとさかのぼって、在り方というのを十分御検討いただいていい時期に来ているのではないかというふうにも思うのであります。

特に、障害者を別の場所ですべて教育しているということになると、障害者というのが特別な存在であって普通の人は違うんだと、そういう意識が教師だけではなくて保護者にも、そして障害者にもそういう意識が染み付いて、ほかの人と同じように自分たちも社会の中で働いてい

く、あるいは高等教育を受けていくというような意識がやや違ってきているところがあるように思ひまして、そういう意味で、心の問題を解決するためにもしも形の問題を取り組んでいくということは必要ではないかというふうにも思ひますので、大臣の御見解はいかがでしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) 私は、もう二十年來ポランテアとして京都の身体障害者団体連合会の会長をしておりますが、したがって、かなり障害を持つておられる方の実態は知っているつもりですけれども、現実にはなかなかそうきれいな事のようにうまくいっていない、これは私もよく存じております。

一番大切なのは、やはり先生がおっしゃったインクルーシブな形でやるのがこれはもう理想なんです。ただ、一般の人たちの教育に掛かっているお金とその効率を考えると、どちらかというと障害者は、私が障害者の会長をしているからというわけじゃないですが、まあ同じ人間としては犠牲になつていくわけですよ、ハンディキャップがあるから。ですから、将来の姿としては先生のおっしゃったような形が理想だと思いますが、そこへ近づいていくために、例えばハンディキャップを持つておられるような方々は一般校の分校的な扱いをして、運動会や何かは一緒にやっていくとか、やっぱり突然いいことに、一〇〇%いいことに飛び付けないのが現実ですから、今おっしゃったような理想を掲げながら現実を踏みしめて歩くということだと思ひます。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。理想をしっかりと確かなものにしていただければ進む方向が間違いないだろうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど官房長官のお話にもございましたが、その障害者の問題について、実は教育委員会は、特に都道府県教育委員会は障害者の雇用について非常に低いという状況がございます。二%というのが法律が定めた雇用義務なんです、それをクリアしているのは大臣の選挙区である京都府だけ

でありまして、ほかは全部法律の水準を満たさない状態がずっと長いこと続いているのであります。

一方で、最近のことですが、金沢美術工芸大学で知的障害を有する方が非常勤講師となつて教壇に立つということが出てきているのであります。そういう個人の能力に着目してそういう形を取られたというのは、私は特筆すべきことではないかと思ひます。私の静岡県でも全盲の方が普通中学校の先生をしていて、子供たちには大変大きな教育効果を与えているということもございます。

なぜ雇用率が満たせないかというと、そういう教員資格を持つていて障害者の方が少ないんだということがあるんですが、これは先ほど高市大臣に申し上げました、そもそも学校、大学に行っている障害者の方が少ないという問題があつて、これは鶏と卵なのかもしれないんですが、こういうことも含めて、私は、この問題は単にそういう法律があるから守るということだけではなくて、障害者に対する教育の在り方も含めて非常に大きな問題として、都道府県の問題ではあります、文部科学省としてお取り組みをいただきたい問題だと思ひますが、大臣のお考えを伺いたしたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 京都は、先生おっしゃったように、私が障害者の会長もしております、るるお話をして、単に教育委員会だけじゃなくて、公的な機関はかなりこのことへ配慮した採用をしていると思ひます。

今おっしゃったように、教育委員会の職員は大部分が教員でございますので、教員免許を持つておりますので、まあ先生が御指摘になつたようなことはあるんだと思ひますが、ハンディを持ってある人も教育免許が取りにくいというようなことがあつてはいけませんし、あとは、やはり遵法精神をどこまで維持しながら工夫をしていただくかという、やっぱりこのつかさづかさにいる人の感性なんです。だから、そのことは私ももちろん、また各教育委員会や各学校に先生のような御意見があるということをお伝えしたいと思います。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

私たちが今抱えている教育の問題というのは、一刻も早く国民全体が問題を共有化して解決に向かつて行動していくことが必要だろうと思ひます。教育基本法の改正というのはそのための土台をつくるものでありますので、決してイデオロギー的な対立にこれを持ち込むというようなことではなくて、真摯にやっていかなくてはならない問題ではないかということを最後に申し上げまして、所定の時間が参りましたので私の質問はこれで終わらせていただきます。

○委員長(中曽根弘文君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は明二十九日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

平成十八年十二月五日印刷

平成十八年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P